

○旅客営業取扱基準規程

(1987年4月1日當達第1号)

旅客営業取扱基準規程

目次

- 第1編 総則 (第1条—第18条)
- 第2編 旅客営業
 - 第1章 通則 (第18条の2—第23条)
 - 第2章 乗車券類の発売
 - 第1節 通則 (第24条—第42条)
 - 第2節 普通乗車券の発売 (第43条—第47条)
 - 第3節 定期乗車券の発売 (第48条—第61条の4)
 - 第4節 普通回数乗車券の発売 (第62条—第66条)
 - 第5節 団体乗車券の発売 (第67条—第85条の3)
 - 第6節 貸切乗車券の発売 (第86条—第95条)
 - 第7節 急行券の発売 (第95条の2—第100条)
 - 第8節 特別車両券の発売 (第101条—第103条)
 - 第9節 寝台券の発売 (第104条)
 - 第10節 コンパートメント券の発売 (第104条の2)
 - 第11節 座席指定券の発売 (第104条の3—第104条の6)
 - 第12節 指定券の関連発売 (第105条—第107条)
 - 第3章 旅客運賃及び料金
 - 第1節 通則 (第108条—第113条)
 - 第2節 普通旅客運賃 (第113条の2—第116条)
 - 第3節 定期旅客運賃 (第117条—第120条の2)
 - 第4節 普通回数旅客運賃 (第120条の3—第121条)
 - 第5節 団体旅客運賃 (第122条—第127条)
 - 第6節 貸切旅客運賃 (第128条・第129条)
 - 第7節 急行料金 (第129条の2—第131条)
 - 第8節 特別車両料金 (第131条の2—第133条の2)
 - 第9節 寝台料金 (第134条—第136条)
 - 第10節 コンパートメント料金 (第136条の2)
 - 第11節 座席指定料金 (第136条の3・第136条の4)
 - 第12節 特殊料金 (第136条の5・第137条)
- 第4章 乗車券類の効力
 - 第1節 通則 (第138条・第139条)
 - 第2節 乗車券の効力 (第140条—第165条)
 - 第3節 急行券の効力 (第166条—第169条)
 - 第4節 特別車両券の効力 (第170条—第172条)

- 第5節 寝台券の効力（第173条—第175条の2）
- 第6節 コンパートメント券の効力（第175条の3）
- 第7節 座席指定券の効力（第176条）
- 第5章 乗車券類の発行方
 - 第1節 通則（第177条—第196条）
 - 第2節 乗車券の発行方
 - 第1款 普通乗車券の発行方（第197条—第206条）
 - 第2款 定期乗車券の発行方（第207条—第212条）
 - 第3款 普通回数乗車券の発行方（第213条—第217条）
 - 第4款 団体乗車券の発行方（第218条・第219条）
 - 第5款 貸切乗車券の発行方（第220条・第221条）
 - 第3節 急行券の発行方（第222条—第224条）
 - 第4節 特別車両券の発行方（第225条—第228条）
 - 第5節 寝台券の発行方（第229条・第230条）
 - 第6節 座席指定券の発行方（第231条—第232条の2）
 - 第7節 特殊乗車券類の発行方（第233条—第234条）
 - 第8節 特別補充券の発行方（第235条—第239条）
- 第6章 乗車券類の改札及び回収
 - 第1節 通則（第240条—第245条）
 - 第2節 乗車券の改札及び回収（第246条—第250条）
 - 第3節 急行券の改札及び回収（第251条）
 - 第4節 特別車両券の改札及び回収（第252条）
 - 第5節 寝台券の改札（第253条）
 - 第6節 コンパートメント券の改札（第253条の2）
 - 第7節 座席指定券の改札（第253条の3）
- 第7章 乗車変更等の取扱方
 - 第1節 通則（第254条—第262条）
 - 第2節 乗車変更の取扱方
 - 第1款 通則（第263条—第271条）
 - 第2款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い（第272条・第272条の2）
 - 第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い（第273条—第295条）
 - 第3節 旅客の特殊取扱
 - 第1款 通則（第296条—第299条）
 - 第2款 乗車券類の無礼及び無効（第300条—第313条）
 - 第3款 乗車券類の紛失（第314条—第323条）
 - 第4款 任意による旅行の取りやめ（第324条—第349条）
 - 第5款 運行不能及び遅延（第350条—第374条）
 - 第6款 誤乗及び誤購入（第375条—第381条）
- 第8章 入場券（第381条の2—第392条）

第9章 ギフトカード及びオレンジカード

第1節 ギフトカード（第393条―第396条）

第2節 オレンジカード（第397条―第397条の3）

第10章 手回り品（第398条―第412条）

第11章 携帯品の一時預り（第413条―第428条）

附 則

第1編 総則

（適用範囲）

第1条 旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号。以下「規則」という。）に基づく旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売、携帯品の一時預り等の取扱方については、この規程に定めるところによる。

2 この規程に定めていない事項については、法令及び別に定めてあるものによる。

（注1）法令の主なものは、次のとおりである。

- (1) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）
- (2) 鉄道運輸規程（昭和17年鉄道省令第3号）
- (3) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）
- (4) 消費税法（昭和63年法律第108号）

（注2）別に定めてあるものの主なものは、次のとおりである。

規程名	関係事項
(1) 学校及び救護施設指定取扱規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第3号）	割引乗車券等を発売する対象となる学校及び救護施設の指定並びにこれに関連する事項の取扱方
(2) 戦傷病者乗車券引換規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第10号）	戦傷病者が単独又は介護者とともに旅客鉄道会社線を利用して乗車する場合の取扱方
(3) 削除	
(4) 削除	
(5) 身体障害者旅客運賃割引規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第5号）	身体障害者が単独又は介護者とともに旅客鉄道会社線及び連絡運輸の取扱いをする連絡会社線に乗車船する場合の取扱方
(6) 削除	
(7) 削除	
(8) 戦没者遺族旅客運賃割引規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第8号）	戦没者遺族旅客運賃割引証の交付を受けた者が靖国神社に参拝するため、旅客鉄道会社線及び連絡運輸の取扱いをする連絡会社線に乗車船する場合の取扱方
(8)の2 特定者用定期乗車券発売規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第9号）	被保護世帯の世帯員に対して発売する特定者用の定期乗車券の取扱方
(9) 乗車券類委託販売規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第11号）	乗車券類の発売業務及びこれに附帯する業務の委託の取扱方
(10) 旅客連絡運輸規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第15号）	旅客鉄道会社線と旅客鉄道会社以外の鉄

(11) 荷物営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第16号）	道、軌道、索道、航路又は自動車線との間の旅客等の連絡運輸の取扱方 荷物の運送の取扱方
(12) 知的障害者旅客運賃割引規則（1991年11月九州旅客鉄道株式会社公告第38号）	知的障害者が単独又は介護者とともに旅客鉄道会社線及び連絡運輸の取扱いをする連絡会社線に乗車船する場合の取扱方
(13) 精神障害者旅客運賃割引規則（2024年12月九州旅客鉄道株式会社公告第6号）	精神障害者が単独又は介護者とともに旅客鉄道会社線及び連絡運輸の取扱いをする連絡会社線に乗車船する場合の取扱方
(14) 旅客運賃料金後払取扱基準規程（1987年4月営達第14号）	旅客運賃及び料金の後払の取扱方
(15) 公職選挙立候補者用乗車券取扱基準規程（1987年4月営達第12号）	公職の選挙立候補者用乗車券の取扱方
(16) 学校及び救護施設指定取扱基準規程（1987年4月営達第2号）	約款に基づく学校及び救護施設の指定方
(17) 戦傷病者乗車券引換基準規程（1987年4月営達第13号）	約款に基づく戦傷病者又はその介護者の取扱方
(18) 削除	
(19) 乗車券類委託販売基準規程（1987年4月営達第16号）	約款に基づく乗車券類委託発売営業所に係る業務委託の取扱方
(20) 団体旅客等取扱基準規程（1987年4月営達第3号）	団体旅客の運送引受方、団体引受自動システムによる乗車券類の発売等の取扱方並びに割引等の団体乗車券を発売する場合の特殊取扱方
(21) 指定券等自動発売装置取扱基準規程（1987年4月営達第4号）	指定券等自動発売装置による指定券等の発売に伴う取扱方
(22) 削除	
(23) 旅客連絡運輸取扱基準規程（1987年4月営達第17号）	約款に基づく連絡運輸の取扱方
(24) 荷物営業取扱基準規程（1987年4月営達第18号）	約款に基づく荷物の取扱方

第2条 削除

（用語の意義）

第3条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「審査課長」とは、審査を担当する箇所の長をいう。
- (2) 「連絡会社線」とは、旅客鉄道会社と連絡運輸をする鉄道、軌道、索道、航路及び自動車線をいう。
- (3) 「列車番号」とは、列車運行番号をいう。

（規定の解釈又は適用について見解を異にする場合の処理方）

第4条 旅客を取り扱う際に、規定の解釈又は適用について、駅相互間又は駅と乗務員との間に

見解を異にするときは、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 駅相互間においては、発駅の取扱いによる。
- (2) 駅と乗務員との間においては、駅の取扱いによる。

2 前項の場合は、関係の駅又は乗務員からその詳細を本社に報告しなければならない。

(規定の解釈又は適用について疑いのある場合の処理方)

第5条 旅客の取扱上適用する規定について疑いを生じたときは、旅客の利益となるように解釈し、又は利益となる規定を適用したのち、その詳細を本社に報告しなければならない。ただし、急速な処理を必要としない場合は、本社の指示を受けなければならない。

第6条 削除

(つり銭の準備)

第7条 係員は、乗車券類の発売等の際必要とするつり銭を常に準備し、その支払に支障のないように努めなければならない。

(旅客運賃及び料金の後払扱)

第8条 規則第4条第1項ただし書の規定による旅客運賃及び料金の後払の取扱方は、次の各号に掲げる規程の定めるところによる。

- (1) 旅客運賃料金後払基準規程
- (2) 公職選挙立候補者用乗車券取扱基準規程
- (3) 戦傷病者乗車券引換規則及び戦傷病者乗車券引換基準規程

(証券による旅客運賃及び料金の收受方)

第9条 規則第4条第2項第2号の規定により旅客運賃及び料金を小切手等の証券をもって收受する場合の取扱方については、別に定める。

第10条 削除

(不通区間内の駅着又は通過となる乗車券類の発売方)

第11条 規則第7条の規定による不通区間内の駅着又は通過となる乗車券類は、本社の指示によつて発売するものとする。

2 前項の規定により発売する乗車券類の券面には、「不通特約」の例により表示して旅客に交付するものとする。

(不通特約の旅客の連絡施設等による運送の取扱方)

第12条 規則第7条第1項ただし書の規定による場合で、不通区間に対し、連絡運送の方法が講じられたとき又は不通区間を経由する列車についてう回運転の措置が講じられたときは、不通特約で発売されている乗車券類を所持する旅客については、乗車券類の発売条件にかかわらず、

その連絡施設又は一回列車の運転経路によつて運送することができる。ただし、一回乗車区間における途中下車の取扱いをしないものとする。

- 2 前項の規定による一回乗車中の旅客が、その一回乗車区間において下車をしたときは、区間変更としての取扱いをするものとする。

(不通区間を一回運転する列車に対する乗車券類の発売方)

第13条 列車が運行不能となつた場合で、その不通区間を経由する列車について、臨時に一回運転の措置が講じられたときは、規則第7条の規定にかかわらず、その不通区間経由となる乗車券類を発売し、前条の規定によつて取り扱うことができる。

- 2 前項の規定により発売する乗車券類の券面には、「不通特約」の例により表示するものとする。

(臨時的取扱内容の掲示)

第14条 駅長は、旅客の取扱上必要のある事項で、かつ、次の各号の1に該当するものを、相当の期間中旅客の見やすい箇所に、適宜の方法によつて、これを掲示しなければならない。

- (1) 臨時に列車を運転する場合は、その列車の運転又は運行する期間、区間、発着時刻等
- (2) 臨時に急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を必要とする列車若しくは旅客車を運転する場合は、その期間、区間、列車名(列車番号)、発着時刻、連結旅客車の種類等
- (3) 特定の箇所において臨時に旅客の乗降の取扱い又は乗車券類の発売をする場合は、その箇所の位置、名称、取扱期間等
- (4) 事故その他によつて、列車の運転区間の一部が不通となつた場合は、その不通区間、取扱条件等
- (5) 前各号のほか、旅客の取扱条件の一部を一時的に変更する場合は、その取扱内容、取扱期間等

(期間の計算方)

第15条 期間の始期及び終期は、規則第9条の例による他、次の各号の例による。

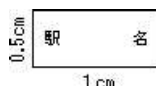
- (1) 6月7日から1旬とは6月16日まで
- (2) 7月11日から2旬とは7月30日(7月30日が有効期限の場合に限る。)又は7月31日まで
- (3) 2月21日から1旬とは2月28日(平年の場合)又は2月29日(閏年の場合)まで

(注) 旬の期間を計算する場合は、有効期間の開始日に相当する日の前日を旬末とし、応答する日の前日に該当する日がないときは、月末を旬末とする。また、1の日に応答する旬末が月末となるときで、その月が31日の月であるときは31日を旬末とする。

(乗車券類等に対する証明の取扱方)

第16条 規則第10条の規定により証明する場合の証印は、駅の係員にあつては、次の様式によ

る駅名小印を押し、列車内の乗務員にあつては、「何レカレチ」又は「何レチ」と記入して認印（社長の指定する印を含む。以下同じ。）を押すか又は自署するものとする。



2 前項の場合、駅名文字の多いもの又は字画の複雑なものは、駅名小印の駅名に略字又はひらがなを使うことができる。

（認印を所持しない場合の処理方）

第 17 条 旅客等が、認印で証印を押す場合に、認印を所持しないときは、自署をもつてこれに代えさせることができる。

（乗車券類等の紛失又は盗難の場合の取扱方）

第18条 未発行の乗車券類を紛失し、又はその盗難にかかった場合は、その種類、番号、数量等を審査課長その他必要と認める箇所長に、直ちに報告しなければならない。報告後に発見した場合も同様とする。

2 前項の規定は、乗車券類を発行後旅客に交付する前に所在不明にした場合に準用する。

3 旅客運賃割引証、使用資格者であることの証明書（以下「証明書」という。）等の紛失又は盗難の旨の届出があつたときは、その要旨を審査課長に報告しなければならない。

4 入場券、普通手回り品切符又は一時預り切符を紛失し、又はその盗難にかかった場合は、直ちに、その要旨を審査課長に報告しなければならない。

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通則

（急行料金等を収受する列車の施設の表示）

第18条の2 規則第12条の規定による急行料金等を収受する列車の施設についての表示は、別表第1に定める例による。

（急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を必要とする列車）

第19条 急行券、特別車両券（普通列車に対する特別車両券を除く。）、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を必要とする列車については、別に定める。

2 規則第13条第3項の規定による寝台使用区間以外の区間の寝台車に乗車する旅客に対して、急行料金、特別車両料金又は座席指定料金を収受する場合の列車及び区間については、別に通達する。

（特別車両等に乗車する場合に必要な乗車券類）

第 19 条 の 2 旅客が、特別車両に乗車する場合又は寝台（寝台使用区間以外の区間の座席を含む。）若しくはコンパートメント個室を使用する場合は、当該乗車に有効な、次の各号に定める乗車券類を所持させるものとする。

(1) 特別急行列車に乗車する場合

- ア 特別車両の指定席を使用するときは、乗車券、指定席特急券及び指定席特別車両券(A)
- イ 特別車両の指定席以外の座席を使用するときは、乗車券、自由席特急券及び自由席特別車両券(A)
- ウ A寝台を使用するときは、乗車券、指定席特急券及びA寝台券、また、B寝台を使用するときは、乗車券、指定席特急券及びB寝台券（ただし、規則第181条ただし書の規定により2人の旅客が1個の寝台を同時に使用する場合に寝台を指定せずに乗車させる小児の旅客に所持させる急行券は自由席特急券とする。）
- エ 寝台使用区間以外の区間において、A寝台を設備した寝台車の座席を使用するときは、乗車券、指定席特急券及び指定席特別車両券(A)、また、B寝台を設備した寝台車の座席を使用するときは、乗車券及び指定席特急券、乗車券及び立席特急券又は乗車券及び自由席特急券
- オ コンパートメント個室を使用するときは、乗車券、指定席特急券及びコンパートメント券

(2) 普通急行列車に乗車する場合

- ア 特別車両の指定席を使用するときは、乗車券、普通急行券及び指定席特別車両券(A)
- イ 特別車両の指定席以外の座席を使用するときは、乗車券、普通急行券及び自由席特別車両券(A)
- ウ A寝台を使用するときは、乗車券、普通急行券及びA寝台券、また、B寝台を使用するときは、乗車券、普通急行券及びB寝台券
- エ 寝台使用区間以外の区間において、A寝台を設備した寝台車の座席を使用するときは、乗車券、普通急行券及び指定席特別車両券(A)、また、B寝台を設備した寝台車に乗車するときは、乗車券、普通急行券及び座席指定券又は乗車券及び普通急行券

(3) 普通列車に乗車する場合

- ア 特別車両の指定席を使用するときは、乗車券及び指定席特別車両券(B)
- イ 特別車両の指定席以外の座席を使用するときは、乗車券及び自由席特別車両券(B)又は特別車両定期乗車券

(整理券等の発行方等)

第20条 規則第13条の2に規定する整理券等の様式及び発行方等については、社長が定めるものとする。

(駅員無配置における旅客の取扱方の決定)

第21条 駅員無配置駅における旅客の取扱方は、別に定めるものとする。

第22条 削除

(業務連絡の方法)

第23条 旅客の取扱いのため、事務連絡上必要のあるときは、別表第1の2の業務連絡書をもつ

て、関係係員相互間の事務連絡を行うものとする。

- 2 前項の業務連絡書は、駅、車掌区等必要な箇所に設備するものとし、乗務員は、常にこれを携行しなければならない。
- 3 業務連絡書の送達を依頼された場合は、すみやかにこれを連絡先に送達するよう手配しなければならない。

第2章 乗車券類の発売

第1節 通則

(乗車券類の発売方)

第24条 乗車券類を発売する場合、経路の紛らわしいものにあつては乗車経路、駅名類似等のものにあつては着駅、特別車両に乗車する場合又は乗車列車を指定する場合にあつては乗車する日、列車、停車駅等を確認のうえ、旅客の希望する乗車券類を発売するように努めなければならない。

(定期乗車券等の発売駅の決定)

第25条 規則第19条第1項ただし書に規定する普通乗車券以外の乗車券類の発売駅は、別に定める。

(駅以外の乗車券類発売箇所の指定)

第26条 規則第19条第3項に規定する別に定める箇所については、社長が定めるものとする。

第26条の2 削除

(乗車券類の発売範囲の特例)

第27条 規則第20条第1項の規定にかかわらず、立席特急券及び特定特急券の発売範囲は、別に定めるものとする。

(乗車券類の発売日の特例)

第28条 次の各号に掲げる乗車券類は、規則第21条の規定にかかわらず、当該各号に定める日に発売することができる。

(1) 定期乗車券

ア 第60条の規定により定期乗車券の継続発売をするときは、有効期間の開始日の14日前の日から

イ その他駅長が必要と認めたときは、有効期間の開始日の14日前の日から

(2) 立席特急券及び特定特急券

立席特急券及び特定特急券の発売日は、社長が定める。

(3) 急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券

団体旅客又は貸切旅客に対して、旅行行程中のものを発売する場合は、その団体乗車券又は貸切乗車券を発売する日

- 2 規則第 21 条第 3 項の規定による指定席特急券、指定特別車両券及び座席指定券の発売日の決定は、指定券等自動発売装置取扱基準規程（以下「指定券等発売規程」という。）第 6 条第 1 項に規定する自動化対象列車に対するものを除き、別に定めるものとする。この場合、その旨を関係の駅に掲示するものとする。
- 3 規則第 21 条第 4 項ただし書の規定による乗車券類の発売期限は、第 35 条第 1 項に規定する販売センター所長又は第 79 条第 1 項及び第 88 条の規定による引受箇所長がそれぞれ別に定めるものとする。

第 29 条 削除

（乗車券類の発売時間及び発売区間の決定）

第 30 条 次の各号に定める指定券は、発売時間外であつても、発売当日を乗車日とする指定券に準じて発売することができる。

- (1) 発売日の翌日中に、前途の駅において接続乗継ぎとなる後乗列車の指定券
- (2) 発売日の翌日を乗車日とし、かつ、社長が定める時刻を出発時刻とする指定券

- 2 規則第 21 条の 2 第 2 号及び第 3 号の規定による乗車券類の発売時間及び発売区間は、別に定めるものとする。この場合、その旨を関係の駅に掲示するものとする。

（乗車券類の購入申込書の様式等）

第 31 条 規則第 22 条に規定する購入申込書の様式は、社長が定めるものとする。

- 2 購入申込書の設備駅及び発売の際に購入申込書の提出を必要とする指定券の種類等は、発売駅の状況により別に定めるものとする。

（指定券の発売割当枚数、割当駅等の決定）

第 32 条 指定券等自動発売システムによる指定券の発売割当は、指定券等発売規程の定めるところによる。

- 2 列車（指定券等発売規程に定める指定券等自動発売システムによるものを除く。）に対する指定券の発売割当は、別に定めるものとする。

（指定券の予約発売）

第 33 条 社長は、必要により発売駅、指定券の種類等を限つて、指定券の予約発売の取扱いを定めることがある。

（座席又は寝台の空席通報）

第 34 条 乗務員又は指定席を管理する箇所（以下「販売センター」という。）においては、指定

券を発売する座席又は寝台に空席がある場合で、前途の駅でこれらの座席又は寝台に対する指定券を発売できると認められるときは、その空席の状況を前途の販売センターに通報するように努めるものとする。

- 2 前項の規定により乗務員が空席を通報する場合には、途中駅を介する等の方法によるものとする。この場合、乗務員から通報の仲介を受けた駅は、すみやかに指定の通報先に連絡するものとする。
- 3 乗務員が通報を行う列車、通報仲介駅、通報先、通報事項及び乗務員の所属の車掌区（管理所、運輸区及び車掌所を含む。以下同じ。）は、社長が定めるものとする。

（発売通知書の取扱方）

第 35 条 指定席を管理する箇所（以下「販売センター所長」という。）は、指定券等発売規程に定める車内発売割当書を交付する列車を除き、指定券の発売状況を別表第 2 の発売通知書に記入して、その列車の乗務員に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定券等発売規程に定める指定券等自動発売システムによるものを除き、座席指定券の発売通知書の交付を省略することができる。
- 3 第 1 項の規定により販売センター所長が発売通知書を乗務員に交付する駅は、社長が定めるものとする。
- 4 割当数の多い販売センターにおいて使用する発売通知書は、社長が特殊な様式のものを使用させることができる。

（販売センター所長の指示）

第 36 条 販売センター所長は、駅又は乗務員に対し、指定券の発売割当業務上必要な指示を行うことができる。

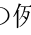
（特別の乗車券類の発売）

第 36 条の 2 規則第 22 条の 2 第 1 項の規定による個人旅行用乗車券類（個人旅行用乗車券類にかわる特殊様式の乗車券類を含む。）の発売は、別に定めるところにより、また、団体乗車券の発売は団体旅客等取扱基準規程（以下「団体規程」という。）の定めるところによる。

第 37 条 削除

（払いもどし等について特約をした乗車券類の発売方）

第 38 条 規則第 23 条の 2 の規定による乗車券類の発売方は、旅客運賃及び料金を後払扱とするもの等を除き、別に定めるものとする。

- 2 規則第 23 条の 2 の規定により特別の約束をして発売する乗車券類には、旅客運賃及び料金を後払扱とするもの等を除き、券面に「」の例により、その表示をするものとする。

（旅行開始後における割引乗車券類等の発売の特例）

第 39 条 旅客が旅行開始後において、旅客運賃割引証による割引乗車券の購入を希望する場合

は、規則第 23 条の 3 の規定にかかわらず、事情やむを得ないと認められるときに限り、発売することができる。

(割引乗車券等の不正使用の場合の発売停止)

第 40 条 規則第 24 条の規定による発売の停止は、その使用資格者の在籍する学校又は施設のもよりの駅を所管する社長が、不正使用を発見した箇所の社長と協議して必要と認める場合に、旅客運賃割引証及び証明書の発行停止の期間等を定め、その発行者に通知してこれを行うものとする。

(記入事項不備の割引証等の取扱方)

第 41 条 旅客が提出する旅客運賃割引証等の証明書の記入事項に誤記等のため一部訂正のある場合で、これに対する発行者の訂正証印のないもの又はこれらの証明書の記入不備のもの等にあつては、次の各号に掲げる場合を除き、当該旅客の所持する証明書等によつて確認ができ、かつ、有効として取り扱つても支障がないと認められるときは、これを有効として取り扱うことができる。この場合、その証明書の余白にその旨を記入し、取扱者の印を押すものとする。

(1) 有効期間に関係のある期間又は発行年月日等の不備又は訂正に対する証印のない場合。ただし、次の場合は訂正証印がないものでも有効として取り扱うことができる。

ア 発行年月日を誤つて取扱日の翌日以後としたもの及び年替りの直後において旧年を表示した場合

イ 発行年月日が訂正されているときで、当該証明書が訂正前の発行年月日であつても有効である場合

(2) 利用者の使用資格、氏名、年齢等の訂正に対する証印のない場合。ただし、明らかに本人に対して発行されていることが確認できる部分的訂正の場合は、訂正証印がない場合でも有効として取り扱うことができる。

(3) 規則第 31 条の規定による被救護者旅客運賃割引証の乗車区間の訂正に対する証印がない場合

(4) 発行者の職印がない場合

(証票類の処理方)

第 42 条 旅客から収受した次の各号に掲げる証票は、その下部に乗車券類の発行駅名、発行年月日、番号等を必要に応じて記入して、別に定める乗車券簿（以下「乗車券簿」という。）等の報告書に添附して審査課長に提出しなければならない。

(1) 旅客運賃割引証等の証票類

(2) 割引の通学定期乗車券を発売した場合の通学証明書

(3) 8 人未満のへき地学校の生徒及び児童に対して団体乗車券を発売した場合の証明書

(4) 免税の相当証明書

2 旅客から収受した定期乗車券購入申込書又は通学証明書（前項第 2 号に規定するものを除く。）の処理方は、別に定める。

3 規則第 25 条第 1 項の規定により無効として回収した旅客運賃割引証は、そのつど第 196 条第

2項に規定する無効印を押して、乗車券簿等とともに審査課長に提出するものとする。

第2節 普通乗車券の発売

第43条 削除

(西小倉・小倉間及び吉塚・博多間の区間外乗車に係わる普通乗車券の発売方の特例)

第43条の2 規則第26条の規定にかかわらず、南小倉以遠（城野方面）の各駅と博多南若しくは博多以遠（竹下方面）の各駅相互間、柚須以遠（原町方面）の各駅と小倉以遠（門司又は新下関方面）の各駅相互間又は南小倉以遠（城野方面）の各駅と柚須以遠（原町方面）の各駅相互間を乗車する旅客が、新幹線（小倉・博多間）に乗車する場合は、西小倉・小倉間又は吉塚・博多間において途中下車しない限り、当該区間の営業キロを除いた普通乗車券を発売する。

(普通乗車券の特殊発売方)

第44条 規則第27条第1項又は同条第2項の規定により普通乗車券を発売する場合は、その乗車券の表面に「㊤」の表示をして発売するものとする。この場合、前途の駅又は車内においてその乗車券と引換えに旅客の請求する全区間の乗車券を発売する（以下これを「買替」という。）旨を案内しなければならない。

2 前項の場合、旅客が旅客運賃割引証を提出したときは、全区間のものを発売する前途の駅又は車内までこれを所持するように案内するものとする。

3 規則第27条第3項の規定により旅客から全区間の乗車券を請求された場合は、原乗車券を回収し、常備普通乗車券、補充普通乗車券又は特別補充券によつて発売するものとする。この場合の有効期間は、全区間に対する所定の有効期間からすでに経過した日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数とし、常備普通乗車券を使用する場合に有効期間の訂正を要するときは、第195条の規定を準用して取り扱うものとする。

4 前項の場合、旅客の所持する乗車券が金額式の普通乗車券で、かつ、車内において取り扱うときは、原乗車券を回収しないで、特別補充券とともに所持させることができる。

5 乗車券類発売機により発行する普通乗車券で、規則第27条第2項に準ずるものであると認められるときは、「㊤」の表示にかかわらず、前各項により取り扱うものとする。

(入学予定又は卒業予定の学生等に対する学生割引普通乗車券の発売方)

第45条 指定学校の入学予定の学生又は生徒に対して発売する学生割引普通乗車券は、学校及び救護施設指定取扱規則第11条第3項の規定により、その学校学生生徒旅客運賃割引証が学年の始期以前に交付されたものであつても、その学年の始期以後の日を有効期間の開始日とする場合に限つて発売するものとする。

2 指定学校の卒業予定の学生又は生徒に対して発売する学生割引普通乗車券は、その学年の終期までの日を有効期間の開始日とする場合に限つて発売することができる。

(注) 「学年の始期」とは、学年の始まる月の初日をいい、「学期の終期」とは、学年の終わる月の末日をいう。

(被救護者割引普通乗車券の発売方の特例)

第 46 条 規則第 30 条の規定により被救護者割引普通乗車券を発売する場合において、提出された被救護者旅客運賃割引証に記入されている乗車区間と異なる区間のものを購入する旨の申出があつたときは、発着区間が当該割引証に記入されている乗車区間内のものであるときに限つて、これを発売することができる。この場合は、当該割引証の表面上部余白に実際発行区間を記入し、発売係員の認印を押すものとする。

第 47 条 削除

第 3 節 定期乗車券の発売

(定期乗車券購入申込書の記入方)

第 48 条 定期乗車券を購入する旅客が、定期乗車券購入申込書を提出する場合において、その通勤先又は用務先欄は、通勤定期乗車券又は特別車両定期乗車券を購入する場合に限つて記入させるものとする。

2 前項の場合において、通勤先又は用務先の一定しない旅客については、定期乗車券購入申込書の通勤先又は用務先の名称欄に、便宜その旅客の用務を「自由業」、「集金」、「家事」等（表示しがたい用務のときは、「その他用務」）の例により記入させ、所在地欄の記入を省略させることができる。

(定期乗車券購入申込書の取扱いの特例)

第 48 条の 2 規則第 35 条、同第 36 条、同第 36 条の 2 及び同第 38 条の規定にかかわらず、顧客操作形の端末装置により定期乗車券を購入する旅客については、定期乗車券購入申込書の提出を省略させることができるものとする。

(定期乗車券購入申込書の調製)

第 49 条 定期乗車券購入申込書は、旅客鉄道会社において調製し、旅客に交付するものとする。ただし、旅客が所定の様式によつて調製したものでも使用させることができる。

(通学定期乗車券購入兼用の証明書による通学定期乗車券の発売)

第 50 条 規則第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書による通学定期乗車券の発売方は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 証明書により定期乗車券購入申込書の記載事項を確認する。
- (2) 証明書の通学定期乗車券発行控欄に、必要事項を記入し、又は押印して旅客に返付する。
この場合、発行駅控欄には駅名小印を押す。

(通学証明書の有効期間の特例)

第 51 条 学校及び救護施設指定取扱規則第 15 条第 5 項の規定により、指定学校の休暇前又は休暇中に次の各号に定めるところによつて発行された通学証明書は、記載された有効期間の開始日を通学証明書の発行日とみなして有効期間の計算をするものとする。

- (1) 発行年月日を所定によつて記入し、発行年月日欄の右方余白に「何月何日から有効」の例により有効期間の開始日を赤書きして学校代表者の職印を押なつしたもの
- (2) 有効期間の開始日を発行年月日から2箇月以内の日としたもの

(実習用の通学定期乗車券の発売方)

第52条 規則第36条第4項の規定による実習用の通学定期乗車券の発売は、指定学校の学生、生徒又は児童が、学校長の指定した実習場に通い、かつその実習が学習単位の習得に必要とする場合で、指定学校の代表者が学校及び救護施設指定取扱規則第17条の規定により乗車区間に係わる社長の承諾を受けたときに限り行うものとする。この場合、旅客からは、同規則第15条第4項の規定により、指定学校の代表者において通学証明書の欄外左方上部に「実習」と赤書きした通学証明書を提出させるものとし、発売する通学定期乗車券には、表面上部余白に「実習」と赤書きするものとする。

(入学予定又は卒業予定の学生等に対する通学定期乗車券等の発売方)

第53条 第45条の規定は、指定学校の入学予定又は卒業予定の学生、生徒、児童又は幼児に対して、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書により通学定期乗車券を発売する場合に準用する。

(特別車両定期乗車券の発売の特例)

第53条の2 規則第36条の2第2号の規定にかかわらず、特別車両の設備が利用できる区間と特別車両の設備が利用できない区間とにまたがって乗車する旅客に対しては、通勤定期乗車券と特別車両定期乗車券とを1枚の特別車両定期乗車券(第55条第1項の規定により、乗車区間欄の表示が2区間となるものを含む。以下この条において同じ。)によつて発売(当該定期乗車券の券面に通勤区間を表示する。)することができる。ただし、次に掲げる場合に限る。

- (1) 特別車両の設備が利用できる区間を特別車両に乗車すること
- (2) 次表の右欄に掲げる特別車両の設備が利用できない区間を間にはさんで、次表の左欄に掲げる特別車両の設備が利用できる区間をまたがって乗車する経路を含まないこと

特別車両の設備が利用できる区間	特別車両の設備が利用できない区間
有楽町以遠(新橋方面)の各駅と東京駅との相互間及び御茶ノ水駅と水道橋以遠(飯田橋方面)の各駅との相互間	東京・御茶ノ水間(秋葉原経由)
新日本橋以遠(馬喰町方面)の各駅と東京駅との相互間及び御茶ノ水駅と水道橋以遠(飯田橋方面)の各駅との相互間	東京・御茶ノ水間(秋葉原経由)
有楽町以遠(新橋方面)の各駅と東京駅との相互間及び錦糸町駅と亀戸以遠(平井方面)の各駅との相互間	東京・錦糸町間(秋葉原経由)
鶯谷以遠(日暮里方面)の各駅と上野駅との相互間及び神田駅と御茶ノ水以遠(水道橋方面)の各	上野・神田間

駅との相互間	
恵比寿以遠（目黒方面）の各駅と渋谷駅との相互間及び四ツ谷駅と市ヶ谷以遠（飯田橋方面）の各駅との相互間	渋谷・四ツ谷間（代々木経由）

2 前項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、1枚の特別車両定期乗車券によって発売することがある。

(1) 特別車両の設備が利用できない区間を間にはさんで、複数の特別車両の設備が利用できる区間を含む経路に乗車する場合で、特別車両の設備が利用できるいずれか1区間のみを特別車両に乗車するとき

(2) 次に掲げる左方の駅を発又は着とする場合で、右方の駅との区間については特別車両に乗車しないとき

ア 東京以遠（有楽町方面）の各駅 上野駅

イ 上野以遠（鶯谷方面）の各駅 東京駅

ウ 池袋以遠（目白方面）の各駅 赤羽駅

エ 浦和以遠（北浦和方面）の各駅 赤羽駅

オ 伊東線内各駅 熱海駅

カ 高崎間屋町以遠（井野方面）の各駅 高崎駅

キ 南酒々井以遠（榎戸方面）の各駅 佐倉駅

ク 佐和以遠（東海方面）の各駅 勝田駅

ケ 神立以遠（高浜方面）の各駅 土浦駅

コ 相模湖以遠（藤野方面）の各駅 高尾駅

サ 高円寺駅又は阿佐ヶ谷駅 中野駅又は荻窪駅

シ 西荻窪駅 荻窪駅又は吉祥寺駅

ス 西立川以遠（東中神方面）の各駅 立川駅

(3) 三河島以遠（南千住方面）の各駅と尾久以遠（赤羽方面）の各駅との相互間に乗車する場合で、次に掲げる左方の区間を特別車両に乗車し、右方の区間は特別車両に乗車しないとき

ア 三河島以遠（南千住方面）の各駅と上野駅との相互間 日暮里駅と尾久以遠（赤羽方面）の各駅との相互間

イ 尾久以遠（赤羽方面）の各駅と上野駅との相互間 日暮里駅と三河島以遠（南千住方面）の各駅との相互間

(4) 上野以遠（鶯谷方面）の各駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間に乗車する場合で、次に掲げる左方の区間を特別車両に乗車し、右方の区間は特別車両に乗車しないとき

ア 上野以遠（鶯谷方面）の各駅と東京駅との相互間 東京駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間

イ 新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅と東京駅との相互間 東京駅と上野以遠（鶯谷方面）の各駅との相互間

(5) 神田以遠（御茶ノ水方面）の各駅と神田以遠（秋葉原方面）又は有楽町以遠（新橋方面）の各駅との相互間に乗車する場合で、次に掲げる左方の区間を特別車両に乗車し、右方の

区間は特別車両に乗車しないとき

ア 神田以遠（御茶ノ水方面）の各駅と東京駅との相互間

東京駅と神田以遠（秋葉原方面）又は有楽町以遠（新橋方面）の各駅との相互間

イ 東京駅と神田以遠（秋葉原方面）又は有楽町以遠（新橋方面）の各駅との相互間

神田以遠（御茶ノ水方面）の各駅と東京駅との相互間

(6) 神田以遠（御茶ノ水方面）の各駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間を乗車する場合、次に掲げる左方の区間を特別車両に乗車し、右方の区間は特別車両に乗車しないとき

ア 神田以遠（御茶ノ水方面）の各駅と東京駅との相互間

東京駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間

イ 東京駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間

神田以遠（御茶ノ水方面）の各駅と東京駅との相互間

(7) 大久保以遠（東中野方面）の各駅と新大久保以遠（高田馬場方面）又は代々木以遠（原宿方面）の各駅との相互間を乗車する場合、次に掲げる左方の区間を特別車両に乗車し、右方の区間は特別車両に乗車しないとき

ア 大久保以遠（東中野方面）の各駅と新宿駅との相互間

新宿駅と新大久保以遠（高田馬場方面）又は代々木以遠（原宿方面）の各駅との相互間

イ 新宿駅と新大久保以遠（高田馬場方面）又は代々木以遠（原宿方面）の各駅との相互間

大久保以遠（東中野方面）の各駅と新宿駅との相互間

(8) 代々木以遠（千駄ヶ谷方面）の各駅と新大久保以遠（高田馬場方面）又は代々木以遠（原宿方面）の各駅との相互間を乗車する場合、次に掲げる左方の区間を特別車両に乗車し、右方の区間は特別車両に乗車しないとき

ア 代々木以遠（千駄ヶ谷方面）の各駅と新宿駅との相互間

新宿駅と新大久保以遠（高田馬場方面）又は代々木以遠（原宿方面）の各駅との相互間

イ 新宿駅と新大久保以遠（高田馬場方面）又は代々木以遠（原宿方面）の各駅との相互間

代々木以遠（千駄ヶ谷方面）の各駅と新宿駅との相互間

3 前各項の場合、定期乗車券購入申込書の余白に特別車両の乗車区間を記入させるものとする。

(制限距離を超える定期乗車券の発売の承諾)

第54条 規則第37条の規定による定期乗車券の発売は、事情やむを得ないと認められるときに限って行い、その決定は、駅長において行うものとする。この場合、200 kmを超える定期乗車券については、これを必要とする事由を記載した長距離定期乗車券購入申込書（様式適宜）を提出させるものとする。

(2区間以上の区間に対する定期乗車券の発売方)

第55条 通勤定期乗車券又は特別車両定期乗車券を購入する旅客に対しては、当該定期乗車券の乗車区間欄の表示が2区間となるものであつても、1枚の通勤定期乗車券又は特別車両定期乗車券によつて発売することができる。

2 通学定期乗車券を購入する旅客が、次の各号の1に該当する場合は、当該各号に掲げる区間

に対して1枚の通学定期乗車券によつて発売することができる。ただし、定期乗車券の乗車区
間欄の表示が2区間となるものまでに限る。

- (1) 2以上の指定学校に通う旅客の場合は、その全区間。この場合、環状線を1周乗車する旅
客のときは、その環状線の全区間
- (2) 列車の運行時刻の都合等の事由で、指定学校に通う往路と復路との乗車経路が異なる旅客
の場合は、往路と復路とを通じた全区間
- (3) 列車の運行形態の都合等の事由で、指定学校に通う経路の一部が折返し乗車となり、又は
分岐線乗車となる旅客の場合は、折返し乗車又は分岐線乗車となる区間を通じた全区間

(連続しない2区間に対する通学定期乗車券の発売の特例)

第55条の2 通学定期乗車券を購入する旅客が、居住地もより駅（又は学校もより駅）を大阪城
北詰、大阪天満宮、新福島、海老江、御幣島又は加島の各駅とし、学校もより駅（又は居住地も
より駅）を大阪又はJR東西線各駅（京橋及び尼崎の各駅を含む。）以外の各駅とする場合で、
駅長が、大阪及び北新地の各駅相互を乗り継ぐ経路が順路であると認めた場合は、大阪又は北
新地を発又は着となる2区間に対する通学定期乗車券を発売することができるものとする。

2 前項により発売する場合は、乗車区間欄の表示を2区間とし、1枚の通学定期乗車券によつ
て発売する。

(事業所と指定学校に通う場合の定期乗車券の発売方)

第56条 事業所と指定学校とに通う旅客に対しては、次の各号に定めるところによつて、通勤定
期乗車券と通学定期乗車券とを1枚をもつて同時に発売することができる。ただし、定期乗車
券の乗車区間欄の表示が2区間となるものまでに限る。

- (1) 全区間のうち、居住地もより駅と指定学校もより駅との区間が、規則第36条第1項第2号
及び第4項に規定する区間である場合は、通学区間とする。
- (2) 前号に掲げる区間以外の区間については、通勤区間とする。
- (3) 前各号の区間については、全区間を通勤区間とみなすことができる。

(定期乗車券を併用する場合の発売方)

第57条 通勤定期乗車券、通学定期乗車券又は特別車両定期乗車券を所持する旅客が、さらに指
定学校に通う場合は、その所持する定期乗車券の券面区間内の駅を居住地もより駅とみなして、
その駅と指定学校のもより駅との区間について通学定期乗車券を発売することができる。

(定期乗車券の一括発売の取扱方)

第58条 規則第37条の2の規定による定期乗車券の一括発売の取扱方は、次の各号に定めると
ころによる。

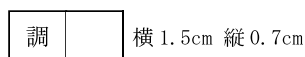
- (1) 同一の事業所又は指定学校ごと一括し、発売日を指定して取り扱う。
- (2) 規則第35条第2項、同第36条第2項又は同第36条の2の規定にかかわらず、その人員に
対する乗車区間、氏名、年齢等を連記して事業所代表者又は指定学校代表者の発行した申込
書又は証明書をもつて、各別の定期乗車券購入申込書又は通学証明書に代用することができ

る。

(定期乗車券の有効期間の調整)

第 59 条 定期乗車券を一括発売する場合で、規則第 37 条の 2 第 2 項の規定により定期乗車券の有効期間には数となる日数を付加するときは、このは数となる日数（実日数とする。以下これを「調整期間」という。）を新たに発行する定期乗車券の有効期限の翌日から付加して発売するものとする。ただし、調整期間は 90 日以内とする。

2 前項の規定により定期乗車券の有効期間を調整して発売するときは、定期乗車券の甲片の有効期間の右側及び乙片の余白に次に掲げる印を押し、当該印の右欄に調整した日数を記入するものとする。



(定期乗車券の継続発売)

第 60 条 定期乗車券を所持する旅客に対して、その定期乗車券の有効期間内に、これと引換えに同一の種類、区間（原乗車券区間内の一部区間の場合を含む。）及び経路のものを発売する場合は、原定期乗車券を回収し、新たに発行する定期乗車券の発行の日からその有効期間の開始日の前日までについて原定期乗車券の残余の有効期間を移しかえて発売することができる。この場合、定期乗車券の表面中央部右方及び収受した定期乗車券購入申込書又は通学証明書の表面余白に、継続して発売した証として規則第 188 条第 1 項第 6 号に規定する印を押しものとする。

(定期乗車券の予約発売)

第 61 条 定期乗車券を直ちに発行するいとまのないときその他乗車券の発売上必要があるときは、次の各号に定めるところによつて定期乗車券の予約発売を行うことができる。

- (1) 定期乗車券購入申込書又は通学証明書を収受して予約の受け付けをする。この場合、定期乗車券の引渡日時を明らかにしておく。
- (2) 定期乗車券の発売は、その引渡予定日分として収入整理のできる時間帯に行う。
- (3) 旅客運賃は、定期乗車券を交付するときに収受する。
- (4) 定期乗車券を交付したときは、定期乗車券購入申込書又は通学証明書に、交付ずみの表示をする。
- (5) 引渡予定日に引取りのないときは、当該定期乗車券を廃札として処理する。

第 61 条の 2 削除

第 61 条の 3 削除

(定期乗車券の種類又は区間の変更の申出があつた場合の発行方)

第 61 条の 4 定期乗車券を所持する旅客から、定期乗車券の種類又は区間を変更したい旨の申出があつた場合は、次の各号に定めるところによつて取り扱うことができる。

- (1) 新たな種類又は区間に対する定期乗車券購入申込書又は通学証明書を収受し、新たに定期

乗車券を発売する。

- (2) 旅客の所持する定期乗車券は、第 337 条に規定する計算による払いもどし額がある場合に限り、当該券面に「×」印及び申出月日を「何月何日区変払いもどし申出」の例により記入証明し、同条の規定により払いもどし（別に定める払いもどし日報又は改札日報（以下これらを「払いもどし日報」という。）によつて払いもどしを処理する（以下「改札払いもどし」という。）。）を受けさせる。

（注）払いもどし額のない定期乗車券は、旅客がこれを使用することができない場合は回収し、第 196 条第 2 項の規定により処理する。

第 4 節 普通回数乗車券の発売

第 62 条 削除

（制限距離を超える普通回数乗車券の発売の承諾）

第 63 条 規則第 39 条第 2 項ただし書の規定による 200 km を超える普通回数乗車券の発売は、事情やむを得ないと認められる場合に限り、その決定は、駅長において行うものとする。

（注）300 km を超える普通回数乗車券は、発売しない。

（入学予定又は卒業予定の学生等に対する通学用割引普通回数乗車券の発売方）

第 64 条 第 45 条の規定は、規則第 39 条第 1 項の規定する学生又は生徒に対して、学校学生生徒旅客運賃割引証により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合に準用する。

第 65 条 削除

第 66 条 削除

第 5 節 団体乗車券の発売

（団体旅客の発着駅を異にする場合の取扱方）

第 67 条 団体旅客の一部が途中駅から一行に参加し、又は分離する場合であつても、次の各号に該当する場合に限り、一口の団体として取り扱うことができる。

(1) 団体規程第 13 条の規定により引受箇所長が、乗車駅（復路の着駅が往路の乗車駅と同一となる場合の着駅を含む。）を異にする団体旅客について、乗車駅ごとの人員によつて団体旅客運賃及び料金を支払う一口の団体として運送を引き受ける場合

(2) 前号以外の団体旅客については、全区間の団体旅客運賃及び料金を全人員について支払う場合

2 前項第 1 号の取扱いを希望する団体旅客に対しては、団体旅行申込書の記事欄に乗車駅ごとの人員を記入させて、提出させるものとする。

（団体旅客の一部が輸送上の都合により取扱条件を異にする場合等の取扱方）

第 68 条 団体構成中の一部旅客が、当該団体旅客の全員が利用するだけの設備がない等輸送上の

都合によるため、利用施設を異にする場合又は輸送列車を異にする場合であつても、当該団体の全員が利用するだけの設備がない等輸送上の都合によるときに限り、当該団体旅客運送の引受箇所長の承諾により、規則第 43 条第 1 項本文の規定にかかわらず、これを一口の団体として取り扱うことができる。

(団体旅客が所定の人員に満たない場合の取扱方)

第 69 条 団体旅客の人員が、規則第 43 条第 1 項に規定する所定の最低人員に満たない場合であつても、その不足人員に対する団体旅客運賃及び料金を支払うときは、これを団体として取り扱うことができる。

2 特別支援学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 81 条に規定する特別支援学級を含む。以下同じ。）の生徒又は児童とその付添人等によつて構成されたもので、当該学校長が団体旅行申込書を提出し、社長が承認したものにあつては、その生徒又は児童が 8 人未満のときであつても、学生団体として取り扱うことができる。この場合、当該団体旅行申込書の右方上部に「特別支援学校」の例により表示させるものとする。

(団体旅客に対して特殊取扱をする場合の団体乗車券の発売)

第 69 条の 2 規則第 43 条第 2 項の規定により団体旅客に対して特殊取扱をする場合の団体乗車券の発売は、団体規程の定めるところによる。

(団体構成の特殊取扱方)

第 70 条 規則第 43 条第 1 項の規定による学生団体、訪日観光団体又は普通団体に、次の各号に掲げる割引の乗車券類を購入して乗車しようとする旅客が参加することを希望する場合は、第 3 号、第 5 号及び第 6 号の場合を除いて全行程に対して旅客 1 人につき旅客運賃割引証 1 枚（割引証の乗車区間欄には「団体」と記入させる。）を収受（第 3 号に該当する場合の旅客にあつては身体障害者手帳の呈示、第 5 号に該当する場合の旅客にあつては療育手帳の呈示又は第 6 号に該当する場合の旅客にあつては精神障害者保健福祉手帳の呈示）のうえ、割引の乗車券類を団体乗車券によつて発売し、その旅客（以下「個人割引旅客」という。）を当該団体に附加して団体旅客として取り扱うことができる。ただし、個人割引旅客が個人割引旅客を含めた団体全人員の 5 割を超えることはできない。

- (1) 規則第 28 条の規定による学生割引普通乗車券
- (2) 規則第 30 条の規定による被救護者割引普通乗車券
- (3) 身体障害者旅客運賃割引規則の規定による割引普通乗車券及び割引普通急行券
- (4) 戦没者遺族旅客運賃割引規則の規定による割引普通乗車券
- (5) 知的障害者旅客運賃割引規則の規定による割引普通乗車券及び割引普通急行券
- (6) 精神障害者旅客運賃割引規則の規定による割引普通乗車券及び割引普通急行券

2 規則第 43 条第 1 項の規定による学生団体又は訪日観光団体に、普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が参加することを希望する場合は、普通乗車券を団体乗車券により発売し、その旅客（以下「個人無割引旅客」という。）を当該団体に附加して団体旅客として取り扱うことができる。

3 規則第 43 条第 1 項の規定による学生団体、訪日観光団体又は普通団体に鉄道乗車証（社用旅行用の乗車券を含む。以下同じ。）所持者が参加することを希望する場合は、個人割引旅客、個人無割引旅客及び鉄道乗車証所持者を含めた団体全人員の 1 割以内の鉄道乗車証所持者を、当該団体に付加して団体旅客として取り扱うことができる。この場合、団体行程の全区間又は一部区間について指定券を必要とする団体に附加する場合であつて、社用指定引換券を所持する者であるときは、当該社用指定引換券 1 枚（引換券の区間欄には「団体」と記入させる。）を收受のうえ、指定券を団体乗車券によつて発行することができる。

（団体構成中の一部旅客が利用施設を変更する場合の取扱い方）

第 71 条 団体旅客の一部又は全部が、乗車前に利用施設を変更し、当該列車の指定券の購入を希望する場合は、当該旅客に対し、別に個人用の指定券を発売（発売する指定券の券面に「団券何号と併用」の例により記入証明する。）し、乗車させることができる。この場合、乗車券類の一部について第 324 条の規定を準用して払いもどしの取扱いをすることができる。

2 団体旅客の一部又は全部が、乗車前に利用施設を変更し、当該列車の個人用の特別車両券の購入を希望する場合は、第 85 条の 2 第 1 項の規定による場合を除き、これを発売しない。

（入学予定又は卒業予定の学生等に対する団体乗車券の発売方）

第 72 条 第 45 条の規定は、規則第 43 条第 1 項第 1 号イの各号に掲げる指定学校等の入学予定又は卒業予定の学生、生徒、児童又は幼児について学生団体として団体乗車券を発売する場合に準用する。

（証明書の確認及び收受）

第 73 条 規則第 43 条第 1 項の規定により団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 8 人未満のへき地学校の生徒及び児童並びにこれらの教職員等の学生団体については、別表第 3 の第 1 号から第 3 号までに掲げる様式による証明書を收受する。
- (2) 保育所等の児童及びその教職員等の学生団体については、別表第 3 の第 2 号に掲げる様式による証明書（証明内容がこれに準ずる証明書を含む。）の呈示を求め、これを確認する。ただし、保育所等の現存することが明らかな場合は、これを省略することができる。
- (3) 訪日観光団体については、訪日観光団体であることの証明書の呈示を求め、これを確認する。

（団体乗車券の報告及び購入とくそく）

第 73 条の 2 団体行程の全区間又は一部区間について指定券を必要とする施設を利用する団体旅客に対する団体乗車券の発行の報告及び購入のとくそく方については、次の各号に定めるところによつて取り扱うものとする。

- (1) 団体乗車券を発売した場合は、すみやかに、当該引受箇所長に、乗車券の番号を報告する。
- (2) 規則第 21 条第 4 項第 2 号の規定による団体乗車券の購入期限までにこれを購入しないため、引受箇所長から、団体乗車券の購入方のとくそくを受けた場合は、すみやかに、旅客に

とくそくする。

(専用臨時列車以外の臨時列車の区分)

第74条 専用臨時列車以外の臨時列車は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 集約臨時列車

同一の区間を同一の時刻によつて引き続き7日間以上運転する臨時列車又はこれに準ずる臨時列車であつて、関係する旅客鉄道会社社長が集約臨時列車として決定した臨時列車

(2) 一般臨時列車

前号以外の臨時列車

(学生団体が専用臨時列車を利用する場合の取扱方)

第74条の2 小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)

又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)の児童又は生徒が、専用臨時列車に該当する臨時列車を利用する場合であつても、専用臨時列車を利用する団体として取り扱わないものとする。

2 前項に規定するもの以外の、学生団体が専用臨時列車を利用する場合は、すべて専用臨時列車を利用する団体として取り扱うものとする。

(大口団体の運送引受最低両数及び最低人員)

第75条 旅客車専用扱の大口団体の運送引受最低両数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 客車列車又は電車列車

ア 本線区(本線区と支線区とにまたがるものを含む。)を運転する臨時列車の場合

(ア) 特別車両又はA寝台の設備がある寝台車の場合 5両

(イ) (ア)以外の車両の場合 6両

イ 支線区だけを運転する臨時列車の場合

(ア) 特別車両又はA寝台の設備がある寝台車の場合 3両

(イ) (ア)以外の車両の場合 4両

(2) 気動車列車

当該線区を運転する気動車列車の最低編成両数

2 旅客車専用扱以外の大口団体の運送引受最低人員は、前項の運送引受最低両数に対する規則第119条に規定する貸切旅客運賃収受定員に相当する人員とする。

3 第1項の「本線区」とは次に掲げる線区をいい、「支線区」とは本線区以外の線区をいう。

東海道本線、福知山線、北陸本線、中央本線、山陽本線、山陰本線、関西本線、東北本線、常磐線、高崎線、上越線、奥羽本線、津軽線(青森・中小国間に限る。)、羽越本線、信越本線、鹿児島本線(門司港・熊本間に限る。)、長崎本線(鳥栖・江北間に限る。)、日豊本線(小倉・大分間に限る。)、海峡線、函館本線及び室蘭本線

(集約臨時列車利用団体の運送引受最低両数及び最低人員等)

第76条 集約臨時列車を一口の団体が列車単位に使用する場合は、運送引受最低両数又は運送引

受最低人員は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 旅客車専用扱の団体の最低両数は、当該列車の所定編成両数
- (2) 旅客車専用扱以外の団体の最低人員は、当該列車の所定編成両数に対する規則第 119 条に規定する貸切旅客運賃收受定員に相当する人員

(注) 本条の場合であつても、集約臨時列車を使用するものは、小口団体として取り扱う。

(旅客車専用扱の適用方)

第 76 条の 2 規則第 44 条第 3 項の規定により旅客車専用扱の規定を適用しない場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 団体構成人員のうち、3 割以上の旅客が小児である団体であつて、当該団体の申込者から旅客車専用扱の申出がない場合
 - (2) 前号以外の団体であつて、社長が旅客車専用扱としないことを認めた場合
- 2 固定編成車両によつて特別急行列車を臨時に運転し、同編成中の特別車両を使用しない場合で、当該団体の引受箇所長において承諾したときは、特別車両以外の座席車のみを使用する旅客車専用扱として取り扱うことができる。
- 3 合造車による旅客車専用扱は、次の各号に定めるところによつて取り扱うものとする。
- (1) 客室と客室との合造車を客室単位に使用する場合は、その専用部分以外の車室が他の旅客に使用できるときに限つて旅客車専用扱として取り扱う。
 - (2) 運輸上の都合により、次に掲げる合造車の客室を使用する場合は、それぞれに定めるところにより取り扱う。
 - ア 客室と食堂車室との合造車については、半車の旅客車専用扱
 - イ 客室と荷物室との合造車については、全車の旅客車専用扱

(団体旅客運送の申込みの場合の取扱方)

第 77 条 規則第 45 条第 1 項の規定による団体旅客運送の申込みの場合の取扱方は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規則第 45 条第 1 項に規定する次に掲げる取扱方は、別に定めるものとする。
 - ア 運送の申込みの受付期限を 12 日前の日までとする場合の取扱方
 - イ 所定の運送の申込みの受付期間外に運送の申込みを受け付ける場合の取扱方
- (2) 駅長が団体旅行申込書を受け付けた場合は、1 通を駅控えとし、他のものは引受箇所長に提出するものとする。この場合、第 79 条第 2 項の規定により駅長が運送の引受けができる団体にあつては、当該団体旅行申込書に「何月何日引受」の例により記入して提出する。
- (3) 第 79 条第 2 項の規定により、駅長が、運送の引受けができる団体又は乗車区間が短い団体等運送引受上支障がないと認められるものについては、規則第 45 条第 2 項の規定により、社長が、団体旅行申込書の提出を省略させることができる。

第 78 条 削除

(団体旅客運送の引受方)

第 79 条 規則第 46 条の規定による団体旅客運送の引受けの承諾は、引受箇所長が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、団体規程別表第 8 に掲げる区間を利用する B 小口団体で指定券を必要としない場合は、駅長において運送の引受けを承諾することができる。また、小口団体について、別に運送の引受方を定めた場合は、これによるものとする。

3 第 1 項の規定により団体旅客運送の引受けの承諾を行う場合は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 引受箇所長は、運送を引受けた旨駅長に通知し、通知を受けた駅長は、旅客に通知する。
この場合、規則第 46 条第 3 項の規定により団体旅行引受書によつて通知するときは、これを旅客に交付する。
- (2) 規則第 46 条第 3 項に規定する別に定める団体は、規則第 48 条第 1 項各号に該当する団体とする。
- (3) 引受箇所長は、規則第 46 条第 3 項の規定により団体旅行引受書を発行する場合は、これに必要な事項を記入のうえ、引受箇所長の印を押印し、駅長に送付する。
- (4) 団体行程の全区間又は一部区間について指定券を必要とする施設を利用する団体旅客については、引受箇所長は、駅長に席番表を交付する。この場合、駅長は、当該席番表を旅客に交付しないで、当該団体旅行申込書に添附し団体乗車券発行時まで保管しておく。

(B 小口団体に対する列車の指定の取扱い)

第 79 条の 2 規則第 46 条第 2 項第 2 号ロの規定により B 小口団体に対して乗車する列車を指定する場合は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 駅長は、本社の指示を受けて乗車する列車を指定する。この場合、普通列車を利用するときであっても、普通急行列車を指定することができる。
- (2) 前号の規定により乗車する列車を指定する場合は、当該団体乗車券の裏面に「月／日何何間第何列車指定」の例により証明する。

(団体種別の略号)

第 80 条 第 79 条の規定により引受箇所長が団体旅客運送の引受けの承諾を行つた場合における団体旅行引受書の団体種別欄に記入する略号は、次に掲げるとおりとする。この場合、旅客車専用扱とする団体のときは「客専」、小口団体のときは「A」又は「B」、団体規程第 58 条に規定する共催団体のときは「⊕」の略号を冠するものとする。

団体種別	大口・小口の別	略号		
		学生団体	訪日観光団体	普通団体
専用臨時列車利用団体	大口	—	訪観専用	普通専用
その他の列車利用団体	大口	大口学生	—	—
	小口	小口学生	小口訪観	小口普通

第 81 条 削除

第 82 条 削除

(責任人員及び保証金に関する取扱方)

第 83 条 責任人員及び保証金に関する取扱方は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第 70 条の規定により団体構成中に個人割引旅客、個人無割引旅客又は鉄道乗車証所持者を含めて取り扱う場合は、当該旅客を本来の団体旅客とみなして、責任人員及び保証金の計算をする。
 - (2) 旅客車専用扱の団体の場合で、使用旅客車の設備定員(座席数が設備定員を下回るときは、当該座席数とする。以下この条において同じ。)が責任人員に満たないときは、当該旅客車の設備定員を責任人員とすることができる。
 - (3) 2 区間以上の区間について保証金を収受する場合は、当該区間の営業キロ又は運賃計算キロを通算して保証金を計算することができる。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、特別の事由による場合の責任人員及び保証金の適用区間の変更、その人員若しくは金額の変更又は保証金の返還については、別に定めるところにより、行うことができる。
- 2 第 67 条第 1 項第 1 号の規定により一口の団体旅客に対して、乗車駅(復路の着駅が往路の乗車駅と同一となる場合の着駅を含む。)ごとに団体乗車券を分割発行するときは、引受箇所長において、あらかじめ処理箇所を定め、当該処理箇所において発行する総括団体乗車券によつて責任人員及び保証金に関する取扱いを行うものとする。

(保証金の処理方)

第 84 条 規則第 48 条第 3 項の規定による保証金の取扱方は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保証金の収入科目は、普通運賃とし、別に定める諸料金切符(以下「諸料金切符」という。)をもつて収受する。
- (2) 保証金を団体旅客運賃及び料金の一部に充当する場合は、諸料金切符を提出させ、その保証金は返還したのものとして乗車券簿によつて処理する。この場合、回収した諸料金切符は、団体乗車券の乙片に添附して審査課長に提出する。
- (3) 保証金を返還するときは、別に定める旅客運賃訂正通知書(以下「旅客運賃訂正通知書」という。)を発行して処理する。
- (4) 団体規程第 67 条に規定する場合及び出発日間際に申込みを受けた場合等事情やむを得ない場合で、団体乗車券を発行する際に保証金を納付させる場合は、第 1 号の取扱いをしないで、当該保証金を団体旅客運賃及び料金の一部に充当する。

第 84 条の 2 削除

(指定保証金の取扱方)

第 84 条の 3 第 83 条及び第 84 条の規定は、指定保証金の取扱いをする場合に準用する。

- 2 規則第 50 条の 2 第 4 項の規定による指定保証金の額の変更は、必要に応じて社長が行う。

(一部区間不乗の団体旅客運送の承諾)

第 85 条 規則第 51 条の規定による承諾は、引受箇所長において行うものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等の取扱方)

第 85 条の 2 規則第 51 条の 2 の規定による団体旅客の申込人員その他の取扱条件の変更の取扱方は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申込人員の 3 割以内の変更（規則第 48 条第 1 項各号及び同第 50 条の 2 に規定する団体を除く。）又は駅長において団体旅客運送の引受けを承諾した団体であつて、変更後も駅長が団体旅客運送の引受けを承諾できるものについては、変更の申出があつた箇所において承諾する。

(2) 前号以外の団体については、当該団体旅客運送の引受けを承諾した引受箇所長の承諾を受けたうえで、その変更の取扱いをする。ただし、変更の内容が団体旅客の人員減少の場合は、次により取り扱うことができる。

ア 指定券等発売規程第 3 条の規定により、使用区分を取消用とした端末装置の設置箇所において申出のあつたときは、当該装置を操作する。

イ 団体規程第 10 条第 1 項の規定により設置した端末装置の設置箇所において、当該列車の始発駅出発日の 2 日前の日までに申出のあつたときは、当該装置を操作する。

2 規則第 51 条の 2 第 1 項に規定する場合の団体旅行変更・取消申込書の取扱方は、別に定めるものとする。ただし、前項第 1 号に規定する団体については、その提出を省略することができる。

3 第 1 項の規定により団体旅客の申込人員等の変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 団体乗車券発行前の場合

変更内容を旅客に通知するとともに、団体旅行変更・取消申込書を当該団体旅行申込書に添附する。この場合、規則第 46 条第 3 項の規定により団体旅行引受書を交付しているときは、当該団体旅行引受書に必要な訂正（変更後の行程表を含む。）をして旅客に交付する。

(2) 団体乗車券発行後の場合

次に定めるところにより処理する。この場合、規則第 208 条後段の規定により席番表を添附したものにあつては、変更後の席番表（席番表に必要な訂正を行い、駅名小印を押したものを含む。）を添附する。

ア 日程又は下車駅の変更等の取扱いをする場合で、旅客運賃及び料金に異動を生じないときは、乗車券の券面に相当の証明をして取り扱う。

イ 旅客運賃及び料金の払いもどしを必要とする場合で、乗車人員の減少及び指定券の使用取りやめるときは、団体乗車券裏面の出札証明欄の人員減少欄又は取消欄に、その申出日時、人員等を記入証明し、かつ、表面の人員欄等にその旨を簡記証明し、第 333 条の規定により旅行終了後において改札払いもどしの取扱いをする。

ウ 乗車人員の増加等旅客運賃及び料金の収受を必要とする場合又はア以外の行程変更で旅客運賃及び料金の収受若しくは払いもどしを必要とする場合は、すでに発行した団体乗車

券を回収して収受又は払いもどしの取扱い（乗車券簿による払いもどし（以下「出札払いもどし」という。）の処理をする。）をし、次により、新たに団体乗車券を発行する。この場合、行程変更に伴って、指定券に対する払いもどしを必要とする変更を取り扱うときは、規則第 273 条の 2 第 1 項に規定する払いもどし手数料を別に収受する。

(ア) 旅客運賃及び料金の追収受を必要とする場合は、その追収受額を、また、払いもどしを必要とする場合は、その払いもどし額を領収額合計欄に記入する。この場合、新たに発行した旅客運賃・料金の合計額を、かつこを附して併せて記入する。

(イ) 「何月何日何駅何号何円人員増加発行替」の例により記事欄に記入する。

(ウ) 前各号によるほか、第 218 条の規定を準用する。

4 出発間ぎわ等で、前項第 2 号ウの規定による団体乗車券の発行替えの取扱いができない場合は、団体旅客の申込人員変更の取扱いをしないものとする。ただし、当該旅客の希望する場合は、第 70 条及び第 125 条の規定を準用し、当該旅客に対して普通旅客運賃及び料金を収受し、次により個人旅行用乗車券類の代用として、別に団体乗車券を発行することができる。この場合、団体名又は代表者名欄及び引受番号欄の記入は省略し、人員欄、旅客運賃及び行程・料金欄並びに領収額合計欄等は増加人員に対するものを記入し、記事欄に「何月何日何駅何号と併用増加人員分」の例により記入するほか、第 218 条の規定を準用して発行する。

5 規則第 51 条の 2 第 3 項の規定により取消しの申出があつた場合は、必要に応じ、係員が団体旅行変更・取消申込書に記入して引受箇所長に提出するものとする。

(注 1) 団体乗車券の発行替えは、当該団体乗車券の発行駅以外の駅においても取り扱うことができる。

(注 2) 団体旅客の人員が増加した場合で、団体旅客としての取扱いができないときは、第 4 項ただし書による場合を除き、その増加した人員に対して個人旅行用乗車券類等を発売する。

(注 3) 第 3 項第 2 号の場合で、出発間ぎわに申出があり引受箇所長の承諾を受けるいとまのないとき又は行程中に申出があつたときは、第 333 条第 1 項の規定により処理する。

(注 4) 運輸上の支障等により旅客の希望する利用施設の運送引受けに応じられなかつたため、旅客が別に個人用の指定券を購入した場合は、引受箇所長を通じ、団体規程第 9 条第 2 項に定める当該列車の指定席管理箇所長の承諾を得て、第 1 項第 2 号の規定により取り扱うことができる。この場合、当該指定券を出札払いもどしにより処理する。

(前途に不通区間がある場合等の取扱方)

第 85 条の 3 団体旅客運送の引受け後、旅行開始前に旅客の乗車区間中に不通区間が生じた場合等で、他の経路又は他の列車による運送を行う必要があるときは、本社の指示を受け、旅客の承諾を受けたうえで、この取扱いをすることができる。この場合、団体乗車券の発行替えをするか又は券面に相当の証明をし、また、団体乗車券の発行前であるときは、団体旅客運送引受けの際の経路によつて団体乗車券を発売（その記事欄に「事故のため何何間何列車乗車承諾」の例により記入する。）することができる。

第 6 節 貸切乗車券の発売

(列車貸切の運送引受最低両数)

第 86 条 第 75 条第 1 項の規定は、列車貸切の場合に準用する。この場合、申込両数が運送引受最低両数に満たない場合であっても、その不足両数分の旅客車（特別車両以外の座席車）を連結したものととして貸切旅客運賃及び料金を支払う場合は、列車貸切として取り扱うことができる。

(合造車の貸切扱の場合の取扱方)

第 86 条の 2 旅客車専用扱の団体の申込みによつて、客室と食堂車室との合造車を使用する場合は、客室と食堂車室とのそれぞれ半車貸切とし、また、引受箇所長において、客室を食堂車の代用として使用することを認めた場合は、食堂車の全車貸切として取り扱うものとする。

(貸切旅客申込書の提出方等)

第 87 条 第 77 条の規定は、貸切旅行申込書の提出のあつた場合に準用する。

(貸切旅客運送の引受方)

第 88 条 第 79 条の規定は、貸切旅客運送の引受け（仮引受けを含む。）の場合に準用する。

(貸切種別の略号)

第 89 条 前条の規定により、引受箇所長が貸切旅客運送引受けの承諾を行つた場合における貸切旅行引受書の貸切種別欄に記入する略号は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全車貸切 全車
- (2) 半車貸切 半車又は半室
- (3) 列車貸切 列車

(前途に不通区間がある場合等の取扱方)

第 90 条 第 85 条の 3 の規定は、貸切乗車券の発売について準用する。

(保証金等に関する規定の適用方)

第 91 条 第 83 条及び第 84 条の規定は、貸切旅客から保証金を収受する場合に準用する。

第 92 条から第 95 条まで 削除

第 7 節 急行券の発売

(立席特急券等を発売する列車又は区間の指定)

第 95 条の 2 立席特急券又は自由席特急券を発売する列車又は区間は、営業部長が指定する。

2 規則第 57 条第 1 項第 1 号ニの (ハ) の規定により特定特急券を発売する列車又は区間は、営業部長が指定する。

第 96 条 削除

(急行券の発売の特例)

第96条の2 旅客車を直通して運転する2個以上の急行列車であつても、別に指示した臨時列車については、1個の急行列車とみなさないで急行券を発売する。

2 新幹線の特別急行列車の乗車区間の全区間について座席の指定ができない場合であつて、その一部区間が立席特急券を発売する区間であるときは、当該区間について列車を指定して立席特急券を発売する。

3 規則第57条第2項第2号から第7号までの規定により特別急行券を発売する場合で、急行列車ごとに計算した急行料金の合計額が1個の急行列車として計算した急行料金より低廉となる場合は、1個の急行列車とみなさないで急行券を発売することができる。

4 規則第57条第9項第4号の規定により急行券を発売する場合については、別に定める。

5 次の各号に掲げる西日本旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車やくも号の区画については、規則第57条第1項第1号イの(ホ)の規定により、区画単位で指定席特急券を発売する。

(1) 2人用の区画

(2) 4人用の区画

(自由席特急券に指定料金券を添付して指定席特急券として発売する場合の取扱い等)

第96条の3 規則第57条第11項の規定により、自由席特急券に指定料金券を添付して指定席特急券として発売する場合の指定料金券の取扱い等については、当該発売区間を所管する旅客鉄道会社の社長が別に定めるものとする。

第97条 削除

(急行券の特殊発売方)

第98条 規則第57条の5第1項の規定による遅延特約の急行券は、次の各号に定める場合に、当該急行列車に乗車するときに限つて有効なものとして発売し、その発売の指示方は、新幹線の特別急行列車については、北海道旅客鉄道会社社長、東日本旅客鉄道会社社長、東海旅客鉄道会社社長、西日本旅客鉄道会社社長又は九州旅客鉄道会社社長、その他の列車については、関係の旅客鉄道会社社長が定めるものとする。ただし、新幹線以外の線区の車内において急行券を発売する場合で第2号に該当するときは、係員において規則第57条の5第1項本文に規定する遅延特約の急行券を発売することができる。

(1) 急行列車が、始発駅において出発時刻からすでに2時間以上遅延している場合又は2時間以上遅延して出発することが確実である場合

(2) 運転中の急行列車が、所定の運転時刻からすでに2時間以上遅延している場合

(3) 所定運転時刻から2時間以上遅延していないが、前途の区間の支障等により、前途において2時間以上遅延することが確実である場合

(4) 雪害等の事由により急行列車をう回運転する場合で、う回運転区間以遠の駅の到着時刻を、所定経路運転の場合に対して2時間以上遅れて設定し、かつ、これを駅頭掲示した場合

2 前項の規定により遅延特約の急行券を発売する場合は、発売する急行券(規則第211条第6

号に規定する遅延特約の急行券を除く。)に規則第188条第1項第12号に規定する印章を押すほか、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 当該要旨を駅にあつては窓口等に掲示し、車内にあつては放送等により案内する。
- (2) 必要に応じ、別表第1の3に掲げる案内を交付する。

3 規則第57条の5第2項の規定による編成変更特約の特別急行券の発売は、そのつど、本社の指示により行うものとし、発売する特別急行券の表面に「編成変更特約」の例により表示するものとする。

(国会議員が鉄道乗車証によつて特別急行列車等に乗車する場合の取扱方)

第99条 国会議員が、別に定める国会議員用鉄道乗車証(以下「国会議員用鉄道乗車証」という。)を使用して、指定券を発売する列車に乗車する場合は、別表第5の国会議員指定席・寝台申込書に必要事項を記入のうえ提出させ、次の各号の定めるところにより指定券を発行し、交付するものとする。ただし、割当座席が満員のときは、この限りでない。

- (1) 発行した指定券には、表面に「㊦」の表示をする。
- (2) 収受した国会議員指定席・寝台申込書は、その下部の相当欄に発行した指定券の発行駅名、発行年月日、番号等を必要に応じて記入し、乗車券簿等の報告書に添附して審査課長に提出する。

(注) 国会議員が、急行列車の自由席に乗車する場合は、そのまま乗車の取扱いをすること。

2 国会議員が、国会議員指定席・寝台申込書を提出しないで、指定券を発売する列車に乗車の申出をした場合は、指定券等自動発売装置取扱基準規程第31条ただし書に規定する場合を除き、特別補充券により、指定券を発行し、交付するものとする。この場合、特別補充券の記事欄に「㊦何殿」の例により、国会議員の記号及び氏名を記入するものとする。

3 国会議員指定席・寝台申込書は、旅客鉄道会社が作製し、衆議院事務局又は参議院事務局を経て、国会議員に交付する。

(社用指定引換券の取扱方)

第100条 社用指定引換券の所持者から、特別急行券(急行・寝台券を除く。)の引換えの請求があつた場合は、社用指定引換券を収受し、次の各号に定めるところにより特別急行券を発行し、交付するものとする。ただし、引換えの取扱いは、乗車前に限るものとする。

- (1) 特別急行列車の乗車区間が社用指定引換券に記載された有効区間内で、かつ、乗車日が社用指定引換券に記載された有効期間内の日であることを確認する。
- (2) 発行した特別急行券には、表面に「㊦」の表示をする。
- (3) 収受した社用指定引換券は、その下部の相当欄に発行した特別急行券の種別、番号、券面金額等の必要事項を記入して乗車券簿に添附して審査課長に提出する。

2 国会議員及び前項に規定する社用指定引換券所持者以外の鉄道乗車証所持者が、特別急行列車に乗車する場合は、特別急行券を購入させるものとする。

第8節 特別車両券の発売

(特別車両券(A)の発売の特例等)

第 101 条 規則第 58 条第 1 項の規定にかかわらず、2 個以上の急行列車が一部区間を併結運転する場合の当該急行列車の 2 個以上の特別車両にまたがって乗車するときは、同第 57 条第 6 項の規定により 1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する場合に限って、1 個の急行列車の特別車両に乗車するものとみなして 1 枚の特別車両券(A)を発売することができる。

2 規則第 58 条第 2 項第 2 号から第 7 号までの規定により特別車両券(A)を発売する場合で、急行列車の特別車両ごとに計算した急行料金及び特別車両料金(A)の合計額が 1 個の急行列車の特別車両として計算した急行料金及び特別車両料金(A)の合計額より低廉となる場合は、1 個の急行列車の特別車両とみなさないで急行券及び特別車両券(A)を発売することができる。

3 規則第 58 条第 6 項及び第 11 項の規定により特別車両券(A)を発売する場合で、特別急行列車ごとに計算した特別車両料金(A)の合計額が、新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して発売する特別車両券(A)の額より低廉となる場合は、特別急行列車ごとに特別車両券(A)を発売することができる。

4 団体旅客が、臨時列車の運転又は増結手配によつて特別車両を使用する場合は、指定席特別車両券(A)を発売する特別車両を連結している列車に増結する場合を除き、自由席特別車両券(A)を発売するものとする。

5 次の各号に掲げる西日本旅客鉄道会社線内に運転する「はなあかり」車両の区画については、規則第 58 条第 12 項の規定により、区画単位で特別車両券(A)を発売する。

(1) (2)以外の場合

ア 2 人用の区画

イ 4 人用の区画

(2) スーペリアグリーン

2 人用の区画

第 101 条の 2 削除

第 101 条の 3 削除

第 101 条の 4 削除

(自由席特急券にグリーン料金券を添付して指定席特別車両券(A)として発売する場合の取扱い等)

第 101 条の 5 規則第 58 条第 13 項の規定により、自由席特急券にグリーン料金券を添付して指定席特別車両券(A)として発売する場合のグリーン料金券の取扱い等については、当該発売区間を所管する旅客鉄道会社の社長が別に定めるものとする。

(国会議員が鉄道乗車証によつて指定特別車両券を必要とする特別車両に乗車する場合の取扱方)

第 102 条 国会議員が、国会議員用鉄道乗車証を使用して、指定特別車両券を必要とする列車の特別車両(グランクラス及びプレミアムグリーンを除く。)に乗車する場合は、第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用し、指定特別車両券を発行して取り扱うものとする。

- 2 国会議員が、国会議員用鉄道乗車証を使用して、グランクラス又はプレミアムグリーンに乗車する場合は、所定の料金を収受したうえで特別急行券及び特別車両券(A)を発売する。

(社用指定引換券の取扱方)

第 103 条 特別車両に有効な社用指定引換券所持者から特別車両券の引換えの請求があつた場合は、第 100 条第 1 項の規定を準用し、特別車両券を発行して取り扱うものとする。

- 2 国会議員及び前項に規定する社用指定引換券所持者以外の鉄道乗車証所持者が、特別車両券を必要とする列車の特別車両（新幹線の特別急行列車の個室を除く。）に乗車する場合は、特別車両券を購入させるものとする。

第 9 節 寝台券の発売

(国会議員が寝台を使用する場合の取扱方)

第 104 条 国会議員が、国会議員用鉄道乗車証を使用して寝台を使用する場合は、第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用し、寝台券を発行して取り扱うものとする。

- 2 前項の場合で、設備定員が複数の寝台個室を設備定員に満たない人員で占有使用することとなるときは、その不足人員分について、無割引の大人急行料金及び寝台料金を収受するものとする。この場合、料金専用補充券により発行するものとし、料金専用補充券の記事欄には「㊦1人使用」の例により記入するものとする。
- 3 国会議員本人とその同行者が、設備定員が複数の寝台個室を設備定員分使用する場合の寝台券の発行方は、前項の規定を準用して取り扱うものとする。

第 10 節 コンパートメント券の発売

(国会議員が鉄道乗車証によつてコンパートメント券を必要とする車両に乗車する場合の取扱方)

第 104 条の 2 国会議員が国会議員用鉄道乗車証を使用して、コンパートメント券を必要とする列車に乗車する場合は、第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用し、コンパートメント券を発行して取り扱うものとする。

第 11 節 座席指定券の発売

(座席指定券の発売の特例)

第 104 条の 3 第 101 条第 1 項の規定は、2 個以上の普通急行列車が一部区間を併結運転する場合の当該普通急行列車の 2 個以上の指定席にまたがって使用する際の座席指定券の発売について準用する。

第 104 条の 4 削除

(国会議員が鉄道乗車証によつて座席指定券を必要とする指定席を使用する場合の取扱方)

第 104 条の 5 国会議員が、国会議員用鉄道乗車証を使用して、座席指定券を必要とする列車の指定席を使用する場合は、第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用して取り扱うものとする。

(国会議員以外の鉄道乗車証所持者が座席指定券を必要とする指定席を使用する場合の取扱方)
第 104 条の 6 社用指定引換券所持者から座席指定券の引換えの請求があつた場合は、第 100 条第 1 項の規定を準用して取り扱うものとする。

2 国会議員及び前項に規定する社用指定引換券所持者以外の鉄道乗車証所持者が、座席指定券を発売する列車の指定席を使用する場合は、座席指定券を購入させるものとする。

第 12 節 指定券の関連発売

(急行券と特別車両券(A)、寝台券又は座席指定券との関連発売に伴う取扱方)

第 105 条 普通急行券を所持する旅客に対して、普通急行列車の特別車両券(A)、寝台券又は座席指定券を発売する場合は、当該急行券を回収し、出札払いもどしをして、所定の急行・特別車両券、急行・寝台券又は急行・座席指定券を発売するものとする。この場合、原普通急行券の券面余白に「発行換」と記入するとともに、割引又は後払扱のものであるときは、無割引又は現払のもののみならず出札払いもどしの取扱いをするほか、新たに発行する急行・特別車両券、急行・寝台券又は急行・座席指定券の券面に割引又は後払の表示に「急行券」を冠して「急行券[㊦]」の例により表示する。

(指定券と他の乗車券類との関連発売の取扱方)

第 106 条 規則第 64 条の規定による発売は、別に定めるものとする。

第 107 条 削除

第 3 章 旅客運賃及び料金

第 1 節 通則

(旅客運賃及び料金の消費税の免除)

第 108 条 在日米軍の公務旅客が、旅客運賃料金後払基準規程に定める米軍旅客運賃料金後払証を提出して乗車券類を購入する場合は、米軍旅客運賃料金後払証を免税証明書として消費税免除の取扱いをするものとする。

(特定区間を再び経由する場合の普通旅客運賃の計算方)

第 109 条 規則第 69 条及び同第 70 条に規定する区間の一方の経路を通過した後、再び同区間内の他の経路を乗車する場合の普通旅客運賃は、旅客の実際に乗車する経路の営業キロ又は運賃計算キロによつて計算することができる。

2 前項の規定は、規則第 69 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する区間の一方の経路を通過した後、再び同区間内の他の経路を乗車する場合の定期旅客運賃を計算する場合に準用する。

第 110 条 削除

(旅客の区分による旅客運賃及び料金適用上の特例)

第 111 条 規則第 73 条第 1 項の規定にかかわらず、12 才以上 13 才未満の小学校の児童は小児とし、また、6 才以上 7 才未満の小学校入学前の小児は、幼児として取り扱うことができる。

2 大人の団体旅客が幼児を随伴する場合で、運輸上支障がないと認められるときは、規則第 73 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、団体旅客 1 人について幼児 1 人を随伴することができる。

第 112 条 削除

(概算額の収受方)

第 113 条 規則第 75 条の規定による旅客運賃及び料金の概算額の収受は、精算額による取扱いのできない場合等やむをえない場合に限り、行うものとする。

2 前項の規定により収受する概算額は、旅客運賃及び料金額（見積額を含む。）を超える額を収受するよう努め、前途の駅において精算する旨を案内するようにしなければならない。

(注) 概算額は、旅客運賃及び料金額を著しく超えないように注意しなければならない。

第 2 節 普通旅客運賃

(特定都区市内等にある駅に関連する普通旅客運賃計算方の特例)

第 114 条 特定都区市内にある駅と、その駅に関連する特定都区市内の中心駅からの営業キロが 200 km 以下の区間にある駅との相互間についての普通旅客運賃は、その関連する特定都区市内の中心駅から同一の方向及び経路による営業キロが 200 km を超える区間にある駅との普通旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、その同一の方向及び経路による規則第 86 条の規定の適用を受ける最近の駅までの普通旅客運賃をもつて、この区間の旅客運賃とすることができる。

2 東京山手線内にある駅と東京駅からの営業キロが 100 km 以下の区間にある駅との相互間についての普通旅客運賃は、前項の規定を準用することができる。

(東京近郊区間相互発着であつて特定都区市内等にある駅に関連する普通旅客運賃計算方の特例)

第 115 条 特定都区市内にある駅と、その駅に関連する特定都区市内の中心駅からの営業キロが 200km を超える区間にある駅との相互間の普通旅客運賃は、規則第 156 条第 2 号イに規定する東京近郊区間内相互発着となる場合であつて、当該中心駅からの最も短い営業キロが 200km 以内となるときに限り、規則第 86 条の規定を適用しないで、発駅から実際の営業キロ又は運賃計算キロによつて計算することができる。

2 東京山手線内にある駅と、東京駅からの営業キロが 100 km を超える区間にある駅との相互間の普通旅客運賃は、東京近郊区間内相互発着となる場合であつて、東京駅からの最も短い営業キロが 100 km 以内となるときに限り、前項の規定を準用することができる。

(西小倉・小倉間及び吉塚・博多間の区間外乗車に係わる大人普通旅客運賃計算方の特例)

第 116 条 第 43 条の 2 に規定する場合の大人普通旅客運賃は、西小倉・小倉間又は吉塚・博多間の営業キロを差し引いて計算するものとする。

第3節 定期旅客運賃

第117条 削除

(一部区間を特別車両に乗車する場合の特別車両定期旅客運賃の計算方)

第118条 第53条の2の規定により、発売する特別車両定期旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算する。

- (1) 全乗車区間の営業キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃に、特別車両乗車区間の営業キロに対する次表の金額を加算した額とする。

	1箇月	3箇月
20キロメートル以下の営業キロ	23,050円	65,680円
20キロメートルを超え、50キロメートル以下の営業キロ	33,520円	95,550円
50キロメートルを超える営業キロ	44,000円	125,400円

- (2) 前号の場合で、通勤定期旅客運賃を算出する区間が、規則第79条に規定する区間相互発着となる場合であつても、規則第99条第1項第2号イに規定する特定額は適用しない。
- (3) 第1号の規定により特別車両乗車区間の営業キロを計算する場合であつて、特別車両乗車区間が2区間以上あるときは、その2区間以上の区間の営業キロを通算して計算し、特別車両に乗車しない区間の営業キロは含めない。

(2区間以上の区間に対する定期旅客運賃の計算方)

第119条 第55条の規定により発売する場合の定期旅客運賃は、次の各号に定めるところによつて計算することができる。このとき、規則第66条の規定により旅客運賃とあわせ収受する場合の鉄道駅バリアフリー料金は、旅客運賃計算を行う各別の区間ごとに収受するものとする。

- (1) 乗車区間の全区間が旅客運賃計算上1区間となるときは、事業所、指定学校又は居住地もより駅において営業キロ又は運賃計算キロを打ち切らないでその前後の営業キロ又は運賃計算キロを通算したものによつて計算することができる。
- (2) 乗車区間の全区間が旅客運賃計算上1区間とならないときは、1通学区間の定期旅客運賃に、その他の区間に対する定期旅客運賃を加算する。この場合、旅客運賃の計算区間は、最も低額（規則第66条の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金を含む。）となるものによることができる。

(例)

ア 第55条第2項第1号の場合

居住地もより駅 中野駅

指定学校もより駅 四ツ谷駅及び高田馬場駅

通学定期旅客運賃計算区間は、次のいずれかによる。

- (ア) 中野・四ツ谷間及び新宿・高田馬場間
(イ) 中野・高田馬場間及び新宿・四ツ谷間
(ウ) 四ツ谷・高田馬場間及び新宿・中野間

イ 第 55 条第 2 項第 3 号の場合（分岐駅乗車となる例）

居住地もより駅 名古屋駅

指定学校もより駅 刈谷駅及び緒川駅

分岐駅乗車となる区間 大府・緒川間及び大府・刈谷間（往路と復路の乗車区間が異なる。）

通学定期旅客運賃計算区間は、次のいずれかによる。

(ア) 名古屋・刈谷間及び大府・緒川間

(イ) 名古屋・緒川間及び大府・刈谷間

(ウ) 名古屋・大府間及び刈谷・大府・緒川間

2 第 55 条の 2 により発売する場合の通学定期旅客運賃は、それぞれの区間に対する通学定期旅客運賃を合算したものとす。

（事業所と指定学校とに通う場合の定期旅客運賃の計算方）

第 120 条 第 56 条の規定により発売する場合の定期旅客運賃は、通勤区間に対する通勤定期旅客運賃と通学区間に対する通学定期旅客運賃とを合算した額とする。

（有効期間を調整して発売する場合の定期旅客運賃の計算方）

第 120 条の 2 第 59 条の規定により、定期乗車券の有効期間を調整して発売する場合の定期旅客運賃は、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月の定期旅客運賃に、有効期間が 1 箇月の定期乗車券にあつては 30 日、3 箇月の定期乗車券にあつては 90 日、6 箇月の定期乗車券にあつては 180 日で、それぞれの定期旅客運賃（ただし、規則第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額とする。）を除し、その 1 円未満のは数を 1 円単位に切り上げた額（以下これを「発売日割額」という。）に調整期間を乗じ、は数整理した額を加算したものとす。

2 前項の場合、規則第 37 条の規定により制限距離を超える区間に対して発売する場合の定期旅客運賃については、規則第 97 条及び同第 99 条の 2 第 3 項の規定により計算した 1 箇月、3 箇月又は 6 箇月の定期旅客運賃に、当該定期旅客運賃の発売日割額に調整期間を乗じては数整理した額を加算したものとす。

3 前各項の場合、割引の定期旅客運賃は、前各項により計算した無割引の定期旅客運賃（ただし、規則第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額とする。）から割引額を差し引いては数整理した額とする。ただし、規則第 38 条第 1 項に規定する割引定期乗車券を発売する場合の定期旅客運賃は、同第 97 条、同第 99 条の 2、同第 99 条の 4、同第 103 条又は同第 104 条の規定により計算した定期旅客運賃に第 1 項の規定を適用して計算した額とする。

第 4 節 普通回数旅客運賃

第 121 条 削除

第 5 節 団体旅客運賃

(一部人員の乗車区間が異なる場合の無賃扱人員等の取扱方)

第 122 条 第 67 条第 1 項第 1 号の規定により、団体旅客の一部人員の乗車区間が異なる場合の取扱期別又は無賃扱人員は、次の各号に定めるところにより取り扱うことができる。

(1) 取扱期別が乗車駅によつて異なる場合は、当該団体の全員に対して、第 2 期の割引率を適用することができる。

(2) 無賃扱人員は、当該団体旅客のうち、最長となる区間に含めて取り扱うことができる。

2 大人と小児との混合の団体に対する無賃扱人員については、当該団体の実際乗車人員のうち、大人 1 人を小児 2 人に換算して取り扱うことができる。

(団体旅客が所定の人員に満たない場合の団体旅客運賃の計算方)

第 123 条 第 69 条の規定により取り扱う場合の不足人員は、大人として計算するものとする。ただし、大人と小児との混合の団体の場合で、小児の人員が大人の人員より多いときは、小児として計算するものとする。

(団体旅客運賃計算方等の特例)

第 124 条 荷物車又は合造車の旅客車を旅客車専用扱する場合は、特別車両以外の座席車を使用するものとみなして、団体旅客運賃を計算することができる。

2 旅客車専用扱の取扱いをする場合で、前途区間における使用車種が判明しないときは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 発駅において、その旨を旅客に告げ、発駅における使用旅客車を使用するものとして団体旅客運賃を計算し、前途の車種判明駅において、旅客運賃の追収受又は払いもどしの取扱いを行う。

(2) 前号の場合、車種判明駅においては、原乗車券と引換えに、前途の区間に対して団体乗車券を再交付し、旅客運賃を追収受するときは、再交付乗車券で収受し、払いもどしをするときは出札払いもどしする。

3 旅客車専用扱の取扱いをする場合で、運輸上の支障等により使用旅客車を変更する場合は、変更駅において、前項の規定を準用して取り扱うものとする。

(団体構成の特例扱いの場合の団体旅客運賃の計算方)

第 125 条 第 70 条第 1 項の規定により個人割引旅客を団体に附加して団体旅客として取り扱う場合の団体旅客運賃の計算方は、次の各号に定めるところによる。

(1) 団体旅客運賃を計算する場合の割引率は、個人割引旅客以外の人員に対するものを適用する。

(2) 個人割引旅客については、団体旅客運賃計算の場合の営業キロ又は運賃計算キロの打切方に従つて計算し、全行程の無割引の普通旅客運賃(規則第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)から当該旅客に適用する割引率による割引額を差し引いては数整理した額とする。ただし、割引条件を満たさない区間については、無割引の普通旅客運賃によつて計算する。この場合、団体旅客運賃計算上の 1 区間内に割引条件を満たす区間と割引条件を満たさない区間とがある

場合は、営業キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する。

(3) 規則第 111 条第 2 項に規定する人員は、個人割引旅客を含めた全員によつて計算する。

2 第 70 条第 2 項の規定により個人無割引旅客を団体に附加して団体旅客として取り扱う場合の団体旅客運賃の計算方は、個人無割引旅客に対する旅客運賃を、団体旅客運賃計算の場合の営業キロ又は運賃計算キロ打切方に従い、全行程を無割引の普通旅客運賃によつて計算するほか、前項第 1 号及び第 3 号の規定を準用する。

3 第 70 条第 3 項の規定により鉄道乗車証所持者を団体に附加して団体旅客として取り扱う場合は、第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定を準用する。

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃及び料金の計算方)

第 126 条 規則第 115 条第 2 項の規定により不足人員を計算する場合においても、その団体が実際乗車人員と不足人員とによつて構成されているものとして団体旅客運賃及び料金を計算するものとする。

(例 1) 申込人員大人 200 人、小児 50 人、責任人員が大人 180 人、小児 45 人の普通団体の実際乗車人員が、大人 182 人、小児 39 人の場合は、次の人員によつて団体旅客運賃及び料金を計算する。

ア 小児

小児の不足人員は 6 人であるが、大人の超過人員 2 人を小児 4 人に換算して充当すると小児の不足人員は 2 人となり、実際乗車人員 39 人との合計 41 人について団体旅客運賃及び料金を計算する。

イ 大人

小児への充当人員にかかわらず、実際乗車人員 182 人について団体旅客運賃及び料金を計算する。ただし、大人 5 人は、規則第 111 条第 2 項、同第 128 条、同第 133 条、同第 138 条及び同第 139 条の 5 の規定により団体旅客運賃及び料金を収受しない。

(例 2) 特別車両以外の座席車 1 両を旅客車専用扱とする場合で、実際乗車人員が大人 66 人、小児 4 人の場合は、次の人員によつて団体旅客運賃及び料金を計算する。

ア 大人

責任人員は大人 72 人であり、大人の不足人員は 6 人であるが小児 4 人を大人 2 人に換算して充当すると、大人の不足人員は 4 人となり、実際乗車人員 66 人との合計 70 人について団体旅客運賃及び料金を計算する。ただし、大人 2 人は、規則第 111 条第 2 項、同第 128 条、同第 133 条、同第 138 条及び同第 139 条の 5 の規定により団体旅客運賃及び料金を収受しない。

イ 小児

大人への充当人員にかかわらず、実際乗車人員 4 人について団体旅客運賃及び料金を収受する。

2 第 83 条第 1 項の規定により、団体旅客の行程中の一部区間についてだけ責任人員の規定を適用する場合で、かつ、実際乗車人員がこの責任人員に満たない場合の団体旅客運賃は、全区間について計算した旅客運賃収受人員に対する団体旅客運賃に、責任人員をつけた区間（当該区間が 2 以上ある場合は、これらの区間は連続したものとして営業キロ又は運賃計算キロを通算

する。) に対して、規則第 115 条の規定による不足人員に対する団体旅客運賃を加算して計算することができる。この場合、区間によつて責任人員に差異があるときは、旅客運賃収受人員の最も少ないものから順に計算するものとする。

- 3 前項の規定は、全区間の使用車種又は使用車数が異なり、かつ、区間により責任人員に差異があつて、実際乗車人員が各区間の責任人員に満たない場合の団体旅客運賃の計算方に準用する。
- 4 第 83 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定は、実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃の計算方に準用する。

(団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロ通算方等の特例)

第 127 条 団体旅客の行程中に分岐線を乗車する区間又は折返し乗車する区間があるため当該区間を復乗する場合は、規則第 67 条の規定にかかわらず、複乗となる区間だけを分離し、前後の区間の営業キロ又は運賃計算キロを通算して、その団体旅客運賃を計算することができる。

- 2 前項の規定は、分岐線の乗車区間又は折返し乗車区間が往復乗車とならない場合においても、これを準用する。
- 3 臨時列車による団体旅客の行程中に折返し乗車する区間がある場合で、その折返し乗車が輸送上の都合によるもので、当該区間内において途中下車をしない場合は、引受箇所長の承諾により、当該区間の営業キロ又は運賃計算キロを除いて団体旅客運賃を計算することができる。

第 6 節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃計算方等の特例)

第 128 条 第 124 条の規定は、貸切旅客運賃を計算する場合及び前途の貸切車種不明の場合等の取扱方に準用する。

(貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロ通算方等の特例)

第 129 条 第 127 条の規定は、貸切旅客運賃を計算する場合に準用する。

第 7 節 急行料金

第 129 条の 2 削除

(一部区間に立席特急券を発売する場合の急行料金の計算方)

第 129 条の 3 規則第 57 条第 7 項の規定によりのぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合に発売する特別急行券であつて、第 96 条の 2 第 2 項の規定により立席特急券として発売する場合にあつては、規則第 125 条第 1 項第 1 号イの(ロ)の b の (b) 又は d の規定により計算した額とする。

- 2 規則第 57 条第 8 項の規定により発売する特別急行券であつて、第 96 条の 2 第 2 項の規定により立席特急券として発売する場合にあつては、全区間に対する規則別表第 2 号ナ、ラ又はムに定める額と、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間に対する規則別表第 2 号ナの 2 に定める額から同区間に対する規則別表第 2 号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から 530

円を低減した額とする。

(団体旅客が所定の人員に満たない場合の急行料金の計算方)

第 130 条 第 69 条の規定により規則第 43 条第 1 項に規定する所定人員に満たない場合にその不足人員に対する団体旅客運賃を収受して団体の取扱いをする旅客に対する急行料金は、その不足人員についても収受するものとする。

(一部人員の利用施設が異なる場合の無賃扱人員に対する急行料金の取扱方)

第 130 条の 2 第 68 条の規定により、団体旅客の一部人員が利用施設を異にする場合の無賃扱人員に対する急行料金については、当該団体に対して収受する急行料金のうち高額となる急行料金を収受しないものとする。

(団体旅客又は貸切旅客に対する急行料金収受の特例)

第 131 条 第 127 条第 3 項の規定は、団体旅客又は貸切旅客に対する急行料金を計算する場合に準用する。

- 2 団体旅客又は貸切旅客のために臨時列車を運転する場合又は旅客車を増結する場合において、輸送上の都合により、当該臨時列車の運転区間の一部又は旅客車を増結する列車が急行列車となるときは、引受箇所長において、当該区間に対する急行料金を免除することができる。
- 3 臨時列車を急行列車として直通運転し、団体旅客又は貸切旅客がそのまま乗車する場合であつて、次の各号の 1 に該当するときは、当該各号に定めるところにより急行料金を計算することができる。
 - (1) 輸送上の都合により、一部区間を普通列車として運転するときは、普通列車として運転する区間を除いて、急行列車として運転する区間の営業キロを通算して、1 個の急行列車として急行料金を計算する。
 - (2) 直通運転される急行列車の一部区間の列車番号が異なるときであつても、1 個の急行列車として急行料金を計算する。

第 8 節 特別車両料金

(特別車両料金を計算する場合の営業キロ通算方の特例)

第 131 条の 2 新幹線の特別急行列車に乗車する場合の特別車両料金（個室に対して適用となるものを除く。）については、旅客の乗車区間の中間に特別車両に乗車しない区間が介在するときであつても、駅において出場しない限り、特別車両に乗車する前後の区間の営業キロを通算して計算することができる。

- 2 前項の規定は、新幹線以外の線区の 1 個の急行列車に乗車する場合であつて、満員等やむを得ない事由があるときに準用することができる。

(一部人員が特別車両に乗車する場合の無賃扱人員に対する特別車両料金の取扱方)

第 132 条 第 130 条の 2 の規定は、団体旅客の一部人員が特別車両に乗車する場合に準用する。

(団体旅客が所定の人員に満たない場合の特別車両料金の計算方)

第 133 条 第 130 条の規定は、団体旅客が、所定の人員に満たない場合の特別車両料金を計算する場合に準用する。

(団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金収受の特例)

第 133 条の 2 第 127 条第 3 項の規定は、団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両料金を計算する場合に準用する。

2 第 131 条第 2 項の規定により、団体旅客又は貸切旅客に対して急行料金免除の取扱いをする場合で、当該団体旅客又は貸切旅客が特別車両に乗車しているときは、当該区間については特別車両料金(B)を収受して取り扱うことができる。

3 臨時列車を直通運転し、団体旅客又は貸切旅客がそのまま乗車する場合であつて、次の各号の 1 に該当するときは、当該各号に定めるところにより特別車両料金を計算することができる。

- (1) 当該臨時列車を急行列車として運転する場合で、輸送上の都合により、一部区間を普通列車として運転するときは、普通列車として運転する区間を除いて、急行列車として運転する区間の営業キロを通算して、1 個の急行列車の特別車両として特別車両料金(A)を計算する。
- (2) 直通運転される列車の一部区間の列車番号が異なるときであつても、1 個の列車の特別車両として特別車両料金を計算する。

第 9 節 寝台料金

第 134 条 削除

第 135 条 削除

(団体旅客が所定の人員に満たない場合の寝台料金の計算方)

第 135 条の 2 第 130 条の規定は、寝台料金を計算する場合に準用する。この場合、当該寝台車の寝台設備のうち、寝台料金の最も低額なものによつて計算するものとする。

(利用施設が異なる場合の無賃扱人員に対する寝台料金の取扱方)

第 136 条 第 130 条の 2 の規定は、規則第 138 条第 1 項の規定により寝台料金を収受する場合又は団体旅客の一部人員が寝台を使用する場合に準用する。

第 10 節 コンパートメント料金

(コンパートメント料金を計算する場合の営業キロ通算方の特例)

第 136 条の 2 第 131 条の 2 第 2 項の規定は、コンパートメント料金を計算する場合に準用する。

第 11 節 座席指定料金

(団体旅客が所定の人員に満たない場合の座席指定料金の計算方)

第 136 条の 3 第 130 条の規定は、団体旅客が所定の人員に満たない場合の座席指定料金を計算する場合に準用する。

(一部人員が指定席を使用する場合の無賃扱人員に対する座席指定料金の取扱方)

第136条の4 第130条の2の規定は、団体旅客の一部人員が指定席を使用する場合に準用する。

第12節 特殊料金

(乗車整理料金)

第136条の5 規則第140条の2の規定により乗車整理料金を収受する列車、区間等の取扱方は、社長が定めるものとする。

2 規則第140条の2第2項ただし書の規定による乗車整理料金の特定額は、社長が定めるものとする。

(車両の留置料金の処理方)

第137条 規則第143条に規定する車両の留置料金を団体乗車券又は貸切乗車券の発売駅以外の駅において収受する場合、規則第144条に規定する暖房料金を収受する場合、規則第145条に規定する旅客車専用扱又は貸切取消のときの回送料を収受する場合及び同第146条に規定する暖房用機関車の回送料を収受する場合は、領収の証として諸料金切符を発行するものとする。

第4章 乗車券類の効力

第1節 通則

(乗車券の使用条件の特例)

第138条 第45条及び第72条の規定により発売した乗車券を使用する旅客については、当該乗車券の有効期間中は、使用資格があるものとみなして取り扱うことができる。

(券面表示事項が不明又は不備の乗車券類の取扱方)

第139条 規則第149条の規定により、使用できない乗車券類の書替えの申出があつた場合で、不明事項が判別できるときは、次の各号に定めるところにより記入又は書替えのうえ、旅客に交付するものとする。

- (1) 差し出された乗車券類が、券面表示事項又は様式の整っていないものである場合は、これに記入して旅客に交付する。この場合の取扱駅が当該乗車券類の発行駅でないときは、当該乗車券類の券面にその旨を附記して駅名小印を押す。
- (2) 差し出された乗車券類が、その有効期間の開始月日、発着区間、途中下車印等が不明となつたものである場合は、その不明事項を券面に証明して、旅客に交付する。この場合、差し出された乗車券が定期乗車券又は普通回数乗車券であるときは、再交付の手続をとらなければならない。

(小児用乗車券類の効力の特例)

第140条 小学校を卒業(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部については修了)。

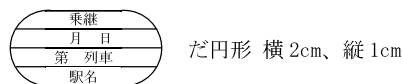
以下この項において同じ。)する児童に対してその学年の終期までの日を有効期間の開始日として発売した乗車券(定期乗車券及び別に定める割引の普通回数乗車券を除く。)は、その有効期間中に旅客が小学校を卒業した場合であつても、規則第147条の規定にかかわらず、これを使用することができる。また、当該乗車券を所持する旅客は、その乗車券と同時に使用する場合に限り、小児用の乗車券類を使用することができる。

- 2 小児用の定期乗車券又は別に定める割引の普通回数乗車券については、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であつても、規則第152条の規定にかかわらず、12才以上13才未満の小学校の児童は、これを使用することができる。

第2節 乗車券の効力

(乗継列車の指定)

第141条 規則第155条の規定により、接続駅で有効期間の満了した乗車券を所持している旅客を一時出場させるときは、その接続駅で乗車券の券面に、次に掲げる指定印を押し、これによつて最近に出発する列車又は着駅に早達する列車を指定しなければならない。ただし、最近に出発する列車又は着駅に早達する列車が急行列車であるときは、その次の普通列車を指定することができる。



- 2 前項の規定は、接続駅で駅の設備、接続関係等によつて、旅客を一時出場させるため、乗り継ぐ列車に乗車する前に、その所持する乗車券の有効期間が満了となる場合に準用する。
- 3 鉄道乗車証の有効期間が、その乗車中に経過する場合は、規則第155条の規定に準じて取り扱うものとする。

(旅行開始後発駅で出場する場合の取扱方)

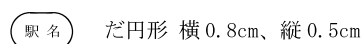
第142条 普通乗車券を所持する旅客が、発駅で旅行開始した後乗車しないで出場する場合は、途中下車として取り扱うものとする。ただし、途中下車の取扱いをしない乗車券の場合は、特別の事情があるときに限る。

(注) 旅客が、送迎の目的で乗車券によつて入場したときは、別に入場料金を収受することとなる。

第143条 削除

(途中下車印の押なつ方)

第144条 旅客が途中下車をした場合は、自駅名を表示した次に掲げる途中下車印を当該乗車券の表面に押すものとする。



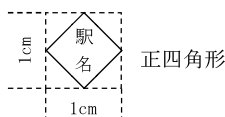
- 2 前項の場合、他に同一駅名があるときは、所属線名を左方に表示するものとし、また、駅名文字の多いもの又は字画の複雑なものは、略字又はひらがなを使うことができる。

- 3 乗車券に途中下車印を押す場合、すでに多数の途中下車印が押されているため、券面表示事項を不明にするおそれがあるときは、当該乗車券の裏面に押すものとする。ただし、当該乗車券の表面及び裏面とも余白がなくなつたときは、駅又は乗務員において当該乗車券を回収し、前途の乗車用として改札補充券又は車内補充券を発行して旅客に交付するものとする。
- 4 乗車券に誤つて途中下車印を押した場合は、これにまっ線を引き、券面に「誤なつ」と記入のうえ、駅名小印を押して、その証明をするものとする。
- 5 乗車券に押した途中下車印が明らかでない場合は、別に途中下車印を押したうえ、駅名小印を押してその証明をするものとする。

(接続駅で一時出場させる場合の取扱方)

第 145 条 接続駅で駅の設備、接続関係等によつて、直通乗車券を所持している旅客を一時出場させる場合は、途中下車の取扱いに準じて、乗車券に途中下車印を押さなければならない。途中下車を認めない乗車券を所持している旅客を一時出場させる場合もまた同様とする。

- 2 規則第 156 条第 3 号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、前項の規定を準用し、途中下車に準じて取り扱うものとする。ただし、下車した当日中に入場する場合に限る。
 - (1) 規則第 86 条第 1 項第 5 号の規定により発売した大阪市内発又は着の乗車券を所持する旅客が、北新地・大阪間を乗り継ぐため、北新地又は大阪に下車した場合
 - (2) 規則第 86 条第 1 項第 6 号の規定により発売した神戸市内発又は着の乗車券を所持する旅客が、新幹線の特別急行列車を利用するため、三ノ宮、元町、神戸、新長田又は新神戸の各駅に下車した場合
- 3 前各項の場合、本社において必要と認めるときは、途中下車印に代え、自駅名を表示した次に掲げる特別下車印を使用することができる。



(注) この条の規定により途中下車印又は特別下車印が押された乗車券を所持する旅客は、途中下車をした旅客として取り扱わない。

(団体旅客の前途乗車の権利放棄)

第 146 条 団体旅客の一部が、前途乗車の権利を放棄して、途中駅に下車した場合は、当該下車駅又はその列車の乗務員が、団体乗車券の記事欄に「何名何駅下車」と記入して証明し、かつ、その旨を関係駅に通報するものとする。

- 2 団体旅客が、乗車区間中の一部分だけの乗車の権利を放棄する場合で、人員、区間等が明らかであるときは、団体乗車券の記事欄に「何何間何人不乗」と記入して証明し、その旨を関係駅に通報するものとする。

(併用乗車券により他経路乗車中に下車した場合の取扱方)

第 147 条 規則第 157 条及び同第 158 条に規定する選択乗車区間等内で併用となる普通乗車券を所持する旅客が、当該乗車券に表示された経路以外の区間内において下車した場合は、当該券

片については区間変更としての取扱いをするものとする。

(途中下車禁止の他経路乗車中に下車した場合の取扱い)

第 148 条 規則第 157 条第 1 項第 53 号に規定する途中下車を禁止した区間内において旅客が下車したときは、前途の区間を無効として乗車券を回収するものとする。ただし、規則第 166 条及び第 161 条の規定を準用して取り扱うことができる。

2 規則第 157 条第 1 項第 19 号及び第 26 号に規定する途中下車を禁止した区間内において旅客が下車したときは、区間変更として取り扱うものとする。

(普通乗車券等による他経路乗車の取扱いの特例)

第 149 条 規則第 243 条及び同第 249 条の規定にかかわらず、東海道本線中東京・熱海間の全部又は一部を券面に表示された経路に含む普通乗車券又は普通回数乗車券（第 159 条第 1 項の規定により東海道本線東京・品川間をう回して乗車することができるものを含む。）を所持する旅客は、東京、品川、小田原及び熱海の各駅相互間（券面に表示された区間内にあるものに限る。）において東海道本線（新幹線）をう回して乗車することができる。ただし、併用となる普通乗車券又は普通回数乗車券を除く。

2 普通乗車券を所持する旅客が、前項の規定によりう回乗車する場合であつて、う回乗車中若しくはう回乗車後に規則第 249 条第 1 項に規定する区間変更を申し出たとき又は新横浜駅で下車を申し出たときは、前項の規定により東海道本線（新幹線）へのう回乗車を開始した駅（原乗車券が規則第 70 条第 1 項又は第 3 項の規定が適用される普通乗車券であつて、規則第 250 条第 2 項又は第 3 項の規定により新宿駅を変更開始駅として取り扱う場合は新宿駅）を変更開始駅とする区間変更の申し出があつたものとして取り扱う。ただし、東京・品川間、品川・小田原間又は小田原・熱海間を東海道本線及び東海道本線（新幹線）を経由して環状線 1 周となる経路を券面に表示された経路に含む普通乗車券を所持する旅客が、当該乗車券に表示された着駅を超えた駅へ区間変更を申し出た場合に限り、その乗り越した区間について別途乗車の取扱いを行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、旅客が所持する乗車券が普通乗車券であつて、第 1 項の規定により東海道本線（新幹線）へのう回乗車をする場合で、う回乗車を開始する駅において規則第 274 条の規定により旅客運賃の払いもどしができるときは、同条の規定を準用して旅客の所持する普通乗車券に対して東海道本線（新幹線）へのう回乗車を開始する駅と原乗車券の着駅との区間に対する普通旅客運賃の払いもどしをし、東海道本線（新幹線）へのう回乗車を開始する駅と新横浜駅又は旅客が変更を希望する着駅との区間に対して普通旅客運賃（新たに旅客運賃料金割引証を提出したときは、割引の普通旅客運賃）を別途収受することができる。

4 普通回数乗車券を所持する旅客が、第 1 項の規定により東海道本線（新幹線）へのう回乗車をする場合で、新横浜駅で下車することを申し出たときは、別に実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を収受し、当該券片は、券面に「未使用」と記入し、駅名小印を押して使用開始前のものとしての取扱いをすることができる。ただし、旅客運賃の払いもどしについては、使用開始後のものとして取り扱うものとする。

第 150 条 削除

第 151 条 削除

第 151 条の 2 削除

第 151 条の 3 第 43 条の 2 の規定により発売した乗車券を所持する旅客が新幹線（小倉・博多間）に乗車する場合は、西小倉・小倉間又は吉塚・博多間において途中下車しない限り、別に旅客運賃を収受しないで当該区間について乗車券面の区間外乗車の取扱いをすることができる。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる区間に有効な鹿児島本線経由の普通乗車券を所持する旅客が新幹線（小倉・博多間）に乗車する場合に準用する。

- (1) 南小倉以遠（城野方面）の各駅と博多南又は博多以遠（竹下方面）の各駅相互間
- (2) 柚須以遠（原町方面）の各駅と小倉以遠（門司又は新下関方面）の各駅相互間
- (3) 南小倉以遠（城野方面）の各駅と柚須以遠（原町方面）の各駅相互間

（浦上・長崎間に係る区間外乗車の取扱いの特例）

第 151 条の 4 喜々津以遠（西諫早方面）の各駅と長与・西浦上間の各駅との相互間に乗車する旅客が、急行列車に乗車する場合で、長崎において途中下車をしない限り、規則第 157 条第 1 項第 53 号の規定による現川経由の区間に乗車中の場合であつても、別に旅客運賃を収受しないで浦上・長崎間について乗車券面の区間外乗車の取扱いをすることができる。

第 152 条 削除

（定期乗車券による他経路乗車の取扱いの特例）

第 153 条 次の各号に掲げる各駅相互間発着の定期乗車券を所持する旅客に対しては、当該各号の末尾の区間又は経路について別に旅客運賃を収受しないで乗車の取扱いをする。この場合、他経路乗車中の途中下車の取扱いはしない。

- (1) 神田以遠（東京方面）の各駅と御茶ノ水以遠（水道橋方面）の各駅との相互間発着（秋葉原経由）、神田以遠（東京方面）の各駅と秋葉原以遠（浅草橋方面）の各駅との相互間発着（御茶ノ水経由）又は御茶ノ水以遠（水道橋方面）の各駅と秋葉原以遠（御徒町方面）の各駅との相互間発着（神田経由）の定期乗車券。ただし、神田、御茶ノ水又は秋葉原間相互発着のものを除く。

神田・御茶ノ水間、神田・秋葉原間又は御茶ノ水・秋葉原間

- (1) の 2 東京以遠（有楽町方面）の各駅と錦糸町以遠（亀戸方面）の各駅との相互間発着（秋葉原経由）の定期乗車券

馬喰町経由

- (2) 赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅と池袋以遠（目白方面）の各駅との相互間発着（田端経由）の定期乗車券

十条経由

- (2)の2 赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間発着（新宿経由）の定期乗車券
東京経由
- (2)の3 赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間発着（東京経由）の定期乗車券
新宿経由
- (3) 拝島以遠（牛浜、熊川又は東福生方面）の各駅と八王子以遠（西八王子又は片倉方面）の各駅との相互間発着（立川経由）の定期乗車券
小宮経由
- (3)の2 西船橋以遠（下総中山方面、船橋方面又は船橋法典方面）の各駅と二俣新町駅又は南船橋以遠（新習志野方面）の各駅との相互間発着（市川塩浜経由）の定期乗車券
南船橋経由
- (4) 岡谷以遠（下諏訪方面）の各駅と塩尻以遠（洗馬又は広丘方面）の各駅との相互間発着（辰野経由）の定期乗車券
みどり湖経由
- (5) 岡谷以遠（下諏訪方面）の各駅と辰野以遠（宮木方面）の各駅との相互間発着（信濃川島・塩尻・みどり湖経由）の定期乗車券
川岸経由
- (6) 塩尻以遠（洗馬又は広丘方面）の各駅と辰野以遠（宮木方面）の各駅との相互間発着（みどり湖・岡谷・川岸経由）の定期乗車券
信濃川島経由
- (7) 岡山以遠（法界院、西川原又は大元方面）の各駅と総社以遠（豪溪方面）の各駅との相互間発着（伯備線経由）の定期乗車券
吉備線経由
- (8) 向井原以遠（伊予市方面）の各駅と伊予大洲以遠（西大洲方面）の各駅との相互間発着（伊予長浜経由）の定期乗車券
内子経由
- (9) 喜々津以遠（諫早方面）の各駅と浦上又は長崎駅との相互間発着（本川内経由）の定期乗車券
喜々津・浦上間（現川経由）
- (10) 新千歳空港又は南千歳以遠（千歳方面）の各駅と追分駅との相互間発着（沼ノ端経由）の定期乗車券
石勝線経由
- (11) 白石以遠（苗穂方面）の各駅と追分駅との相互間発着（岩見沢経由）の定期乗車券
千歳経由
- (12) 苫小牧以遠（青葉又は勇払方面）の各駅と追分駅との相互間発着（南千歳経由）の定期乗車券
室蘭本線経由
- (13) 仙台以遠（長町方面、あおば通又は東照宮方面）の各駅と高城町以遠（手樽方面）の各駅

との相互発着（東北本線経由）の定期乗車券

仙石線経由

(14) 仙台以遠（長町方面、あおば通又は東照宮方面）の各駅と高城町以遠（手樽方面）の各駅

との相互発着（仙石線経由）の定期乗車券

東北本線経由

- 2 前項第2号の2及び第2号の3の規定は、特別車両定期乗車券を所持する旅客が特別車両に乗車する場合に準用する。

(定期乗車券及び普通回数乗車券の他経路乗車等の取扱いの特例)

第153条の2 次の各号の左欄に掲げる区間に有効な定期乗車券又は普通回数乗車券（併用となるものを除く。）を所持する旅客に対しては、当該乗車券に表示された経路及び区間にかかわらず、右欄に掲げる区間について、当該区間内の途中駅（北新地駅及び大阪駅を除く。以下この条において同じ。）において入出場しない場合に限って、乗車の取扱いをすることができるものとする。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 塚本経由となる尼崎・大阪間 | 加島経由となる尼崎・北新地間 |
| (2) 加島経由となる尼崎・北新地間 | 塚本経由となる尼崎・大阪間 |
| (3) 桜ノ宮経由となる京橋・大阪間 | 大阪城北詰経由となる京橋・北新地間 |
| (4) 大阪城北詰経由となる京橋・北新地間 | 桜ノ宮経由となる京橋・大阪間 |

- 2 前項により右欄の区間に乗車した旅客が途中駅において出場をしたときは別途乗車として、所持する乗車券面の区間外の実際乗車区間に対する相当の旅客運賃（規則第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）を収受する。
- 3 第1項により右欄の区間に乗車する場合で、北新地駅又は大阪駅を越えて乗車するときは、当該区間の右方の駅を別途乗車の開始駅又は終了駅として旅客運賃を収受する。

第154条 削除

(併用乗車券による他経路乗車の取扱いの特例)

第155条 次の各号の左欄に掲げる乗車券と右欄に掲げる乗車券を併用して乗車する旅客に対しては、当該乗車券に表示された経路及び区間にかかわらず、当該各号の末尾の区間又は経路について、途中下車をしない限り、別に旅客運賃を収受しないで、他経路乗車の取扱いをすることができる。ただし、第1号から第10号までに掲げるものにあつては、定期乗車券を使用する旅客を除く。

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| (1) 仙台市内着の乗車券 | 中野栄駅発で高城町以遠（手樽方面）の各駅着の乗車券 |
| 岩切・高城町間 | |
| (2) 高城町以遠（手樽方面）の各駅発で中野栄駅着の乗車券 | 仙台市内発の乗車券 |
| 高城町・岩切間 | |

- (3) 東京都区内着の乗車券 小岩駅発で南船橋以遠（新習志野方面）の各駅又は西船橋以遠（船橋法典方面）の各駅着の乗車券
葛西臨海公園・南船橋間又は葛西臨海公園・西船橋間
- (4) 南船橋以遠（新習志野方面）の各駅又は西船橋以遠（船橋法典方面）の各駅発で小岩駅着の乗車券 東京都区内発の乗車券
南船橋・葛西臨海公園又は西船橋・葛西臨海公園間
- (5) 東京都区内着の乗車券 西大井駅発で武蔵小杉以遠（武蔵中原方面）の各駅着の乗車券
蒲田・武蔵小杉間
- (6) 武蔵小杉以遠（武蔵中原方面）の各駅発で西大井駅着の乗車券 東京都区内発の乗車券
武蔵小杉・蒲田間
- (7) 横浜市内着の乗車券 本郷台駅発で大船以遠（藤沢又は北鎌倉方面）の各駅着の乗車券
戸塚・大船間
- (8) 大船以遠（藤沢又は北鎌倉方面）の各駅発で本郷台駅着の乗車券 横浜市内発の乗車券
大船・戸塚間
- (9) 横浜市内着の乗車券 矢向駅発で武蔵小杉以遠（武蔵中原方面）の各駅着の乗車券
鶴見・武蔵小杉間
- (10) 武蔵小杉以遠（武蔵中原方面）の各駅発で矢向駅着の乗車券 横浜市内発の乗車券
武蔵小杉・鶴見間
- (11) 大阪市内着の乗車券 加島駅発で尼崎以遠（立花又は塚口方面）の各駅着の乗車券
塚本・尼崎間
- (12) 尼崎以遠（立花又は塚口方面）の各駅発で加島駅着の乗車券 大阪市内発の乗車券
尼崎・塚本間
- (13) 大阪市内着の乗車券 新加美駅発で久宝寺以遠（八尾方面）の各駅着の乗車券
加美・久宝寺間
- (14) 久宝寺以遠（八尾方面）の各駅発で新加美駅着の乗車券 大阪市内発の乗車券
久宝寺・加美間
- (15) 大阪市内着の乗車券 加美駅発で久宝寺以遠（八尾方面）の各

駅着の乗車券

新加美・久宝寺間

(16) 久宝寺以遠(八尾方面)の各駅発で加美 大阪市内発の乗車券

駅着の乗車券

久宝寺・新加美間

第 156 条 削除

(普通乗車券による途中下車の取扱いの特例)

第 157 条 次の各号に掲げる東京山手線内発又は着の普通乗車券(大都市近郊区間内相互発着となるものを除く。)を所持する旅客に対しては、当該各号末尾の区間の駅において途中下車の取扱いをすることができる。

(1) 東北本線経由の普通乗車券

赤羽線板橋・十条間

(2) 新日本橋経由の普通乗車券

総武本線浅草橋・両国間

(東京・新横浜間を經由する普通乗車券等の特例)

第 157 条の 2 券面に表示された経路が、東海道本線(新幹線)中東京・新横浜間を經由し、かつ、規則第 70 条第 1 項に掲げる図の太線区間を発若しくは着又は通過する普通乗車券(併用となるものを除く。)を所持する旅客に対しては、東海道本線中東京・品川間を經由するものとみなして、規則第 159 条第 1 項若しくは第 2 項又は同第 160 条第 1 項の規定を準用してう回乗車の取扱いをすることができる。

2 規則第 159 条第 1 項若しくは第 2 項又は同第 160 条第 1 項の規定により東海道本線中東京・品川間をう回して乗車することができる普通乗車券を所持する旅客に対しては、東海道本線(新幹線)中東京・品川間に乗車の取扱いをすることができる。

3 券面に表示された経路が、東海道本線(新幹線)中東京・新横浜間を經由して、東京以遠(八丁堀方面)の各駅と新横浜以遠(小机、菊名又は小田原方面)の各駅との相互発着となる普通乗車券(併用となるものを除く。)を所持する旅客に対しては、東海道本線中東京・品川間を經由するものとみなして、規則第 159 条第 1 項の規定を準用してう回乗車の取扱いをすることができる。

(普通回数乗車券による途中下車の取扱いの特例)

第 158 条 旅客が、規則第 70 条第 1 項に規定する図の太線区間内の駅を発着又は通過となる普通回数乗車券をもって規則第 159 条又は同第 160 条の規定によるう回乗車中に任意に下車をした場合は、別に実際の乗車駅と下車駅との区間に対する普通旅客運賃を収受し、当該券片は、裏面に「未使用」と記入し、駅名小印を押して使用開始前のものとしての取扱いをすることができる。ただし、旅客運賃の払いもどしについては、使用開始後のものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定は、旅客が、大都市近郊区間内相互発着となる普通回数乗車券をもつて規則第 157 条第 2 項の規定によるう回乗車中に任意に下車した場合に準用する。

(定期乗車券による急行列車等への乗車の特例取扱い)

第 158 条の 2 規則第 161 条の規定により定期乗車券を使用して急行列車等へ乗車させる場合の対象列車、区間、取扱条件等は、別に通達する。

2 規則第 161 条第 2 号の規定により定期乗車券を使用して乗車することのできない列車は、別に定めるものとする。

(途中下車禁止の乗車券に対する途中下車の特例扱い)

第 159 条 途中下車の取扱いをしない普通乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客が、旅行不案内その他特別の事情により途中下車の申出をした場合は、1 回に限って、その券面に途中下車印を押し（普通回数乗車券に対しては、裏面に未使用の証明をする。）、すでに乗車した区間に対する普通旅客運賃（規則第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額）を収受して、当該乗車券を旅行開始前又は使用開始前のものと同一の効力をもつものとして取り扱うことができる。ただし、旅客運賃の払いもどしについては、旅行開始後又は使用開始後の乗車券として取り扱うものとする。

(定期乗車券の無効の特例)

第 160 条 規則第 165 条の規定により定期乗車券を無効として回収することが特に事情気の毒と認められる場合は、すでに乗車した区間に対する普通旅客運賃（規則第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額）を収受のうえ、当該定期乗車券を無効として回収しないことができる。

(特定区間内等にて下車した場合の取扱方)

第 161 条 規則第 166 条に規定する取扱いをした場合は、原乗車券にその駅の途中下車印を押すものとする。

(乗車券を無効とする場合の特例)

第 162 条 規則第 167 条及び同第 168 条の規定は、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、適用しないものとする。

2 係員の承諾を得ないで普通回数乗車券によつて区間外乗車したため、規則第 167 条の規定の適用がある場合は、当該券片のみについてその取扱いをすることができる。

(注 1) 係員の承諾を得られないでやむを得ず無断で区間変更又は無札乗車をした旅客に対しては、その事実認定のできる場合に限り、事前に係員の承諾を得たものとしての取扱いをすることとなる。

(注 2) 旅客が無断で区間外乗車をした場合で、特別の事由があつて、事情気の毒と認められ、かつ、取扱上支障がないときは、当該乗車券はこれを有効として取り扱い、券面区間外の区間についてのみ旅客運賃及び増運賃を収受することとなる。

(乗車列車を指定した乗車券の効力の特例)

第 163 条 乗車する列車を指定した乗車券は、接続予定の列車が遅延したため、その指定の列車に使用できなかつた場合は、次の各号に定めるところにより、これを有効として取り扱うことができる。

(1) 必要と認める場合は、他の列車を指定する。ただし、その必要がないと認めるときは、便宜の列車に乗車させる。

(2) 団体乗車券の場合で、急行列車を指定したときは、別に急行料金を収受しないで、そのまま乗車の取扱いをする。

(3) 当該乗車券(定期乗車券を除く。)には、裏面にその旨を記入証明する。

2 前項の規定による取扱いは、当該接続駅の駅長が行うものとする。この場合、団体乗車券に係るものについては、社長の指示を受けなければならない。

3 乗車列車を指定した定期乗車券を所持する旅客が、指定以外の列車に乗車している場合は、当該定期乗車券は有効とし、規則第 264 条第 1 項第 5 号の規定により取り扱うものとする。

第 164 条 削除

第 165 条 削除

第 3 節 急行券の効力

第 166 条 削除

(品川発又は着となる新幹線の特別急行券の効力の特例)

第 166 条の 2 規則第 172 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、品川発又は着となる新幹線の特別急行券は、特別急行料金が同額となる場合に限って東京発又は着の新幹線の特別急行券とみなして取り扱うことができる。ただし、東京・品川間については座席の指定を行わない。

(未指定特急券の効力の特例)

第 166 条の 3 規則第 172 条第 1 項の規定にかかわらず、未指定特急券は、その券面に指定された乗車日及び有効区間に限り、その券面に指定された規則別表第 1 号の 2 に定める列車群と同一の項に掲げる各号の列車群に含まれる 1 個の特別急行列車に対しても有効として取り扱うことができる。

(自由席特急券等の効力の特例)

第 167 条 規則第 57 条第 1 項第 1 号ハのただし書の規定により乗車する特別急行列車を限定して発売した自由席特急券であつても、当該特急券は、他の乗車できる特別急行列車に対して有効として取り扱うものとする。

2 規則第 57 条第 1 項第 1 号ニの規定にかかわらず、同条の規定により発売した特定特急券を所持する旅客に対しては、当該特別急行列車の自由席が満員等のため乗車させることができない

場合は、社長において運輸上支障がないと認めるときに限り、当該特別急行列車の指定席の座席車に乗車させることができる。

- 3 規則第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する遅延特約の急行券(指定席特急券を除く。)は、規則第 172 条第 3 項の規定にかかわらず、発売日の当日の他の急行列車に 1 回に限って有効なものとして取り扱うものとする。

(座席既使用の場合の取扱方)

第 168 条 指定席特急券(未指定特急券を除く。以下本条において同じ。)を所持する旅客が、指定駅で乗車しなかつたため、当該座席を他の旅客に使用させた場合で、その後に当初の旅客からその使用の請求があつたときは、旅客の希望によつて空席を充当することとし、もし充当するものがないときは、当該急行券に「他客充当未使用」の例によりその旨を記入証明しておき、旅客の希望駅においてこれに対する既収料金の払いもどしを行うものとする。この場合の払いもどし手数料は、規則第 273 条の規定にかかわらず、急行券 1 枚につき 340 円とする。

- 2 前項前段の場合において、特別車両券を所持する旅客に対して、特別車両以外の座席車の空席を充当したときは、規則第 290 条の 2 の規定を準用して特別車両料金の払いもどしをするものとする。

(注) 指定席特急券を所持する旅客が、その指定駅で使用の請求をしなかつた場合は、列車が当該指定駅を発車後、相当の時間において、旅客が乗車しなかつた事実を確認後他の旅客に発売するように注意すること。

(急行券を無効とする場合の特例)

第 169 条 規則第 174 条の規定は、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、適用しないものとする。

第 4 節 特別車両券の効力

第 170 条 削除

(品川発又は着となる新幹線の特別車両券の効力の特例)

第 170 条の 2 第 166 条の 2 の規定は、品川発又は着となる特別車両券(特別車両料金が同額となる場合に限る。)の効力について準用する。

(座席既使用の場合等の取扱方)

第 171 条 第 168 条第 1 項の規定は、指定席特別車両券(A)によつて指定駅から乗車しない場合に準用する。

- 2 第 169 条の規定は、特別車両券を無効とする場合の特例の取扱いについて準用する。

第 172 条 削除

第 5 節 寝台券の効力

(寝台既使用の場合等の取扱方)

第 173 条 第 168 条又は第 169 条の規定は、寝台券によつて指定駅から乗車しない場合又は無効とする場合の特例の取扱いについて準用する。

(寝台券の効力の特例)

第 174 条 A寝台券を所持する旅客が、急行列車の乗車区間とA寝台を使用する区間とが異なる場合に、A寝台の使用区間以外の区間について、同一列車の特別車両に乗車することを当該旅客が希望する場合は、座席の使用を条件としないで乗車させることができる。

2 発売割当の満員により、希望する区間の寝台券を購入できなかった旅客が、やむを得ず途中駅において連結又は打切りとなる車両の寝台券を購入したため、寝台使用区間以外の区間について、当該寝台券と同一列車の指定席を使用したい旨申出があつた場合は、別に座席指定券を購入させないで、その寝台券によつてそのまま乗車させることができる。

(2人の旅客が1個の寝台を使用する場合の取扱方)

第 175 条 規則第 181 条ただし書の規定による2人の旅客が1個の寝台を同時に使用する場合に必要とする乗車券及び急行券は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人と小児とが使用する場合は、大人用の乗車券及び急行券を各1枚と小児用の乗車券及び急行券を各1枚

(2) 大人と幼児又は乳児とが使用する場合は、大人用の乗車券及び急行券を各1枚

(3) 小児と小児とが使用する場合は、小児用の乗車券及び急行券を各2枚

(4) 小児と幼児若しくは乳児又は幼児と幼児若しくは乳児とが使用する場合は、小児用の乗車券及び急行券を各1枚

2 前項第1号又は同第3号の規定により寝台を指定せずに乗車させる小児の旅客に対して発売する急行券は、特別急行列車にあつては自由席特急券とし、普通急行列車にあつては普通急行券とする。

(寝台の使用区間)

第 175 条の2 規則第 182 条ただし書の規定による寝台の使用区間については、別に通達する。

(寝台個室の設備定員を超えて使用する場合の取扱方)

第 175 条の3 寝台個室の設備定員を超えて使用する場合は、規則第 181 条ただし書の規定を準用し、次の各号に定める人員まで利用することができる。

(1) 設備定員が1人用の寝台個室にあつては、1室2名まで(補助寝台を使用する場合は1室4名まで)。

(2) 設備定員が2人用の寝台個室にあつては、1室4名まで(補助寝台を使用する場合は1室6名まで)。

2 設備定員が複数の寝台個室の設備定員を超えて利用する場合の乗車券及び急行券は、規則第 73 条第 2 項第 2 号の規定を準用し、同条同項第 4 号の適用はしない。

第6節 コンパートメント券の効力

(コンパートメント個室既使用の場合等の取扱方)

第175条の4 第168条又は第169条の規定は、コンパートメント券によつて指定駅から乗車しない場合又は無効とする場合の特例の取扱いについて準用する。

第7節 座席指定券の効力

(座席既使用の場合等の取扱方)

第176条 第168条又は第169条の規定は、座席指定券によつて、指定駅から乗車しない場合又は無効とする場合の特例の取扱いについて準用する。

第5章 乗車券類の発行方

第1節 通則

(乗車券類の様式及び取扱方の変更)

第177条 社長は、乗車券類(連絡会社線に共通するものを除く。)の様式及びその取扱方を別に定めるところにより変更することがある。

2 社長は、列車の新設、新駅の開業等を記念するため、必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、乗車券類の様式を、期間を定めて、所定の様式に記念事項を表示した券片を附加したものに變更することがある。

(乗車券類の設備)

第178条 1 旅客鉄道会社管内の駅相互発着となる乗車券類は、特殊なものを除いて、次の各号に定めるところにより設備するものとする。

- (1) 旅客運賃(規則第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受した場合はその合算額。以下この章において同じ。)が同額のため着駅又は発駅を2駅以上共通(以下「共通着駅」という。)とする常備普通乗車券は、当該着駅又は発駅について運送条件が同一で、かつ、異なる方向となるものにあつては、当該共通着駅中に分岐駅を含む2方向までのものに限るものとする。
- (2) 矢印式、地図式及び相互式の常備普通乗車券は、発着区間の営業キロが100km以内の区間内又は大都市近郊区間内相互発着のものであつて、かつ、矢印式の常備普通乗車券にあつては、着駅表示が片側4駅までのもの、また、地図式の常備普通乗車券にあつては、着駅表示が4駅以上のものに限る。
- (3) 発着区間の営業キロが100km以内(100kmに相当する旅客運賃と同額となるものを含む。)の常備普通乗車券は、金額式のものとするができる。
- (4) 共通着駅となる準常備普通乗車券は、当該着駅又は発駅について有効期間以外の運送条件が同一で、かつ、異なる方向となるものにあつては、当該共通着駅中に分岐駅を含む2方向までのものに限るものとする。
- (5) 特定特急券及び発着区間の営業キロが100km以内又は大都市近郊区間内相互発着となる特別車両券は、駅名表示式とする。

(6) 常備急行券、常備特別車両券、常備寝台券及び常備座席指定券は、料金種別ごととする。
(7) 準常備乗車券類は、規則第 190 条、第 200 条、第 212 条、第 213 条、第 215 条、第 216 条、第 218 条、第 220 条及び第 221 条の規定を準用して設備することができる。

(8) 規則第 184 条第 3 項に規定する専用の乗車券類は、次のとおりとする。この場合、アの乗車券類にあつては、乙片を設けないものとする。

ア 大人小児用の乗車券類を大人専用若しくは小児専用とする乗車券類又は学生割引専用の乗車券類

イ 規則第 38 条の規定により発売する割引専用の通学定期乗車券

(9) 補充定期乗車券は、有効期間別とすることができる。この場合は、期間区分欄を設けない。

(10) 取扱数の少ない駅等においては、出札補充券及び改札補充券を共用のものとするすることができる。

(11) 乗車券類は、取扱上支障のない場合は、車内用のものを駅用のものとし、若しくは駅用のものを車内用のものとするすることができる。

(12) 車内特別車両券及び車内座席指定券は、料金別とすることができる。この場合は、料金区分欄を設けない。

(13) 次に掲げる乗車券類は、複写式とし 2 片制のものにあつては甲片及び乙片、3 片制のものにあつては甲片、乙片及び丙片（丙片には切断線を設けない。）とし、甲片は旅客用、乙片は報告用、丙片は発行箇所控用とする。この場合、乙片及び丙片の裏面には、注意事項等の印刷は要しない。

ア 金額入鋏式、駅名入鋏式及び駅名・金額入鋏式車内普通乗車券 2 片制

イ 団体乗車券及び貸切乗車券 3 片制

ウ 駅名入鋏式車内特別車両券 2 片制

エ 特殊指定共通券（第 4 種、第 5 種及び第 6 種を除く。）

（ア）第 1 種及び第 3 種 2 片制

（イ）第 2 種 2 片制

オ 出札補充券、改札補充券、料金専用補充券 2 片制

カ 車内補充券 2 片制

キ 特殊区間用特別補充券 2 片制

ク 軟券式乗車券用の区間変更用特別補充券 2 片制

(14) 規則第 222 条に規定するクーポン乗車券類は、常備式及び準常備式の普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券及び座席指定券とする。この場合、券面に表示する事項は、乗車券類委託販売規則第 10 条に規定する乗車券類の様式を準用する。

2 他の旅客鉄道会社線に係る乗車券類は、前項に規定するものと区別して設備するものとする。設備する場合は、前項各号の規定を準用する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、設備しないものとする。

(1) 共通着駅となる駅が 2 以上の旅客鉄道会社にまたがりとなるもの。ただし、規則第 184 条第 8 項に規定するものを除く。

(2) 矢印式及び地図式の常備普通乗車券であつて、着駅表示が 2 以上の旅客鉄道会社にまたがりとなるもの。

- (3) 常備の急行券、特別車両券、寝台券、座席指定券及び前項第 14 号の定めにより設備する場合であつて、発着駅相互が駅名表示とならないもの。ただし、取扱上支障のない場合に限り、前項第 6 号により設備することができる。
- (4) 準常備の急行券、特別車両券、寝台券、座席指定券並びに車内急行券・特別車両券及び座席指定券で発着固定の着駅準常備式とならないもの。
- 3 前項の場合であつて、規則第 16 条の 2 第 1 項第 1 号の規定を適用する乗車券は、熱海・米原間及び新大阪・新下関間相互発着となるものを除き、新幹線を経由するものと新幹線以外の線区を経由するものとに区別して設備するものとする。

(乗車券類の紙質等)

第 179 条 乗車券類の紙質等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 普通乗車券

ア 常備普通乗車券及び準常備普通乗車券

板紙 560 g/m²又は上質紙 127.9 g/m²。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに定めるところによることができる。

(ア) (イ)以外の印刷式券売機により発行するものは、特殊コート A マニラボール 190g/m²

(イ) 印刷式券売機により発行するものであつて、乗車券裏面に磁気エンコード付のものは、上質紙 157g/m²

イ 補充普通乗車券及び車内普通乗車券

上質紙 81.4g/m²

(2) 定期乗車券 上質紙 127.9g/m²

(3) 普通回数乗車券 上質紙 127.9g/m²

(4) 団体乗車券 上質紙 81.4g/m²

(5) 貸切乗車券 上質紙 81.4g/m²

(6) 急行券

ア 常備急行券及び準常備急行券 板紙 560g/m²

イ 車内急行券 上質紙 81.4g/m²

(7) 特別車両券（急行・特別車両券を含む。）

ア 常備特別車両券及び準常備特別車両券 板紙 560g/m²

イ 車内特別車両券 上質紙 81.4g/m²

(8) 寝台券（急行・寝台券を含む。）板紙 560g/m²

(9) 座席指定券（急行・座席指定券を含む。）

ア 一般式常備座席指定券及び準常備座席指定券 板紙 560g/m²

イ 座席指定式常備座席指定券 上質紙 81.4g/m²

ウ 車内座席指定券 上質紙 81.4g/m²

(10) 特殊乗車券類

ア クーポン乗車券類 上質紙 81.4g/m²

イ 特殊共通券

(ア) (イ)以外の印刷発行機により発行する乗車券類 上質紙 157g/m²

(イ) 機械式印刷発行機により発行する乗車券類

A B以外の乗車券類 特殊コートAマニラボール 190g/m²

B 定期乗車券であつて、裏面に磁気エンコード付のもの（別に定める定期乗車券を含む。）ポリエステルフィルム 188 ミクロン

ウ 特殊指定共通券

(ア) 第1種及び第3種 感圧無色複写紙 120g/m²

(イ) 第2種 感圧無色複写紙 105.1g/m²

(ウ) 第4種及び第5種 上質紙 157g/m²（裏面に磁気エンコード付）

(エ) 第6種 ポリエステルフィルム 188 ミクロン（裏面に磁気エンコード付）

(11) 特別補充券

ア 出札補充券、改札補充券、料金専用補充券、車内補充券及び特殊区間用特別補充券 上質紙 81.4g/m²

イ 硬券式区間変更用特別補充券 板紙 560g/m²

ウ イ以外の乗車変更用特別補充券 上質紙 81.4g/m²又は上質紙 127.9g/m²

2 複写式の乗車券類の控片（甲片以外の券片）の紙質は、上質紙 52.3g/m²とする。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 団体乗車券、貸切乗車券、出札補充券、改札補充券、料金専用補充券及び車内補充券 薄葉紙 22.1g/m²

(2) 特殊指定共通券第1種及び第3種 感圧無色複写紙 62g/m²

(3) 特殊指定共通券第2種 感圧無色複写紙 50g/m²

3 特殊指定共通券（第4種、第5種及び第6種を除く。）の甲片は、乙片に対する面に感圧無色複写紙としての薬品を塗布し、乙片は、甲片に対する面に感圧無色複写紙と反応して発色する薬品を塗布したものとする。

4 複写式の乗車券類の乙片及び丙片は、裏面にカーボンを塗布したものとすることができる。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、社長は、取扱い上支障がない場合、必要に応じ、変更を行うことがある。

（乗車券類の文字の表示方）

第180条 乗車券類の使用文字は、次の各号に定めるところにより明らかに表示しなければならない。

(1) 表示事項は、印刷又は印章（日付印を含む。）によつて表示する場合を除き、証券用の黒インキ使用のペン又は黒色のボールペンで記入する。ただし、次に掲げるものにあつては、それぞれの定めるところによつて記入することができる。

ア 車内用の乗車券類にあつては、青色インキ使用のペン又は青色若しくは赤色の色鉛筆

イ 定期乗車券の発着駅名にあつては、油性の黒色のフェルトペン

ウ 複写式のものにあつては、鉄筆

(2) 旅客鉄道会社の駅名は、旅客運賃・料金算出表の駅名欄（左欄）の例により、連絡会社線の駅名は、旅客連絡運輸取扱基準規程第6条別表により表示する。ただし、次に掲げるものにあつては、それぞれに定めるところにより取り扱うことができる。

ア 旧国名等を冠した駅名の旧国名等は、ひらがなで表示する。

- イ 乗車区間の営業キロが 200 km以内の乗車券類にあつては、所属線名の略号を省略する。
- (3) ローマ字をもつて駅名を併記する場合は、修正ヘボン式による。
- (4) 数字は、算用数字で表示する。

(乗車券類の表示事項の印刷方等の細目)

第 181 条 乗車券類の表示事項の印刷方は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるところによる。

- (1) 乗車券類の乙片若しくは小児断片又は定期乗車券の期間区分欄若しくは区間区分欄の表示事項は、内容を適宜変更し、又は略号等をもつて印刷することができる。
- (2) 矢印式及び地図式の常備普通乗車券の裏面の「大船から」を「大船から何円」（小児用とするものにあつては、「大船から何円小」と印刷することができる。
- (3) 乗車券類に表示されている区間別、経路別、線区別等の符号は、これを省略し、又は変更して印刷することができる。
- (4) 準常備式の乗車券類であつて、発駅名若しくは着駅名又は料金額を順次表示する場合は、旅客運賃及び料金額の小さなものを上部又は左方として駅順又は旅客運賃及び料金額順に印刷することができる。
- (5) 車内普通乗車券又は車内特別車両券の縦組みのものを横組みとし、また、手回り品料金額、 ㊄ 欄又は有効期間欄を適宜省略し、又は他の方法によつて印刷することができる。
- (6) 同一駅内に乗車券類の設備箇所が 2 箇所以上ある場合は、乗車券類の表面上部等に、A、B、C 等その他適宜の符号をつけて印刷することができる。
- (7) 乗車券類に対する英文による印刷は、取扱上支障のない場合に限り、省略することができる。
- (8) 印刷式券売機により、発行する乗車券類にあつては、発行駅名を省略することができる。
- (9) 規則第 306 条の規定によるオレンジカードで引き換えられた乗車券類等にあつては、当該乗車券類等の右方下部に「カ」と表示される。
- (10) 規則第 223 条第 1 号から第 5 号までに規定する乗車券類以外の乗車券にあつては、券面表面の左方上部等に、第 184 条に規定する発区分記号を「東」の例により印刷又は表示する。ただし、取扱上支障がない場合は、これを省略することができる。
- (11) 一般用特別補充券の事由欄には、あらかじめその事由を別表第 6 の 2 に定める略号から必要に応じて印刷することができる。この場合、当該略号のコード番号は「1 乗車」の例により表示するものとする。
- (12) 前各号の規定によるほか、取扱上支障がない場合は、規則第 184 条の規定により表示事項等を変更して印刷することができる。

(字模様の印刷方)

第 182 条 乗車券類（複写式のものの乙片及び丙片を除く。）には、規則第 186 条に規定する字模様を印刷する。ただし、次の各号に掲げるものにあつては、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅客鉄道会社間の共同使用駅において発行する乗車券類には、自社以外の字模様を印刷することができる。

(2) 旅客鉄道会社線と連絡会社線との共同使用駅において印刷式券売機等により発行する乗車券には、旅客連絡運輸規則第 82 条第 2 号及び第 3 号に規定する字模様を印刷することができる。

2 前項の規定により印刷する字模様の着色は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 普通乗車券

ア 規則第 156 条第 1 号及び同条第 2 号に規定する区間に対して発行する普通乗車券
淡赤色

イ ア以外のもの
淡紫青色

(2) 定期乗車券

ア 通勤定期乗車券
淡紫青色

イ 通学定期乗車券
淡赤色

ウ 特別車両定期乗車券
淡緑色

(3) 普通回数乗車券

淡紫青色

(4) 団体乗車券

淡緑色

(5) 貸切乗車券

淡緑色

(6) 急行券

ア 指定急行券

(ア) 規則第 57 条の 3 第 1 項の規定による指定席特急券（特定の特別急行料金用）

淡黄褐色

(イ) (ア)以外のもの
淡緑色

イ 遅延特約の急行券
淡黄褐色

ウ ア及びイ以外のもの
淡赤色

(7) 特別車両券（急行・特別車両券(A)を含む。）

淡緑色

(8) 寝台券（急行・寝台券を含む。）

淡緑色

(9) 座席指定券（急行・座席指定券を含む。）

ア 常備座席指定券（特定料金用のもの）
淡黄褐色

イ ア以外のもの
淡緑色

(10) 特殊乗車券類

ア クーポン乗車券類

委託販売基準規程第 5 条第 2 項の規定を準用する。

イ 特殊共通券
淡緑色

ウ 特殊指定共通券
淡緑色

(11) 特別補充券

ア 出札補充券、改札補充券及び料金専用補充券
淡緑色

イ 硬券式及び軟券式区間変更用特別補充券
淡紫青色

ウ ア及びイ以外のもの
淡黄褐色

(12) 規則第 184 条第 5 項の規定により、1 枚とした乗車券類（連続して 1 枚としたものを含む。）
淡紫青色

3 前項第 1 号の規定にかかわらず、社長において必要と認めるときは、規則第 156 条第 1 号及

び同条第2号に規定する区間に対して発行する普通乗車券にあつては淡紫青色とすることができる。

- 4 第2項第1号イ及び第3号の規定にかかわらず、乗車券類発売機により発行する乗車券類にあつては淡赤色とすることができる。

(乗車券類の番号及び冊番号の印刷方)

第183条 乗車券類の番号は、次の各号に定めるところにより、1枚（普通回数乗車券にあつては1冊、2片制以上の乗車券は各片）ごとに循環番号をつけるものとする。

(1) 特殊共通券は、1号から100,000号（100,000号は「00000」と表示する。）までとする。

(2) 特殊指定共通券は、次に定めるところによる。

ア 第1種、第2種及び第3種 1号から998号までとする。

イ 第4種00001-01号から69999-99号までとする。

ウ 第5種00001-01号から69999-99号まで又は0101-000016-0001号から1231-655358-2928号までとする。

エ 第6種00001号から69999号までとする。

(3) 前各号以外の乗車券類は、1号から10,000号まで（冊つづりとするものは、1号から50号又は100号まで）とする。ただし、社長において必要と認めるときは、適宜これを変更し、また、10,000号は「0000」と表示することができる。

- 2 次の各号に掲げる乗車券類は、1冊ごとに表紙（特殊指定共通券を除く。）をつけ、1号から1,000号（特殊指定共通券にあつては、100号とする。この場合、第1種にあつては、100号は00号とする。）までの冊循環番号をつけるものとする。ただし、社長において、特殊指定共通券を除き、冊循環番号を変更することができる。

(1) 車内普通乗車券

(2) 団体乗車券及び貸切乗車券

(3) 車内急行券

(4) 車内特別車両券

(5) 座席指定式の急行・座席指定券及び車内座席指定券

(6) 特殊指定共通券（第4種、第5種及び第6種を除く。）

(7) 出札補充券、改札補充券、料金専用補充券及び車内補充券

(8) 特殊区間用特別補充券及び乗車変更専用特別補充券（硬券式区間変更用特別補充券を除く。）

- 3 前各項の規定によるほか、乗車券類の番号又は冊番号に循環符号をつけることができる。この場合の循環符号は、1から100（100は00と表示する。）までとし、算用数字（㉑・㉒の例による。）によつて表示するものとする。

(乗車券類に対する発区分記号等の印刷方)

第184条 補充式の乗車券類には、発区分記号として、次に定める、審査業務所管の旅客鉄道会社の頭文字を甲片の左方上部等に表示するものとする。

北海道旅客鉄道株式会社にあつては、北

東日本旅客鉄道株式会社にあつては、東

東海旅客鉄道株式会社にあつては、海

西日本旅客鉄道株式会社にあつては、西

四国旅客鉄道株式会社にあつては、四

九州旅客鉄道株式会社にあつては、九

(小児用等の記号の印刷方)

第 185 条 規則第 184 条第 4 項に規定する小児用等の記号は、特殊共通券及び特殊指定共通券を除き、次の各号に定めるところにより印刷するものとする。

(1) 記号の大きさは、次による。

ア 影文字によつて印刷するもの

定期乗車券以外の乗車券類

初号活字程度(「学」及び「社学」の二つの記号を表示するものにあつては、1号活字程度)

イ 影文字以外のものにより印刷するもの

定期乗車券 ゴシック 1号活字程度

(2) 印刷箇所は、次による。

ア 定期乗車券 中央上部

イ ア以外の乗車券類 中央

(3) 記号の着色は、赤色とする。

(特定都区市内等の略号の印刷方)

第 185 条の 2 規則第 86 条及び同第 87 条の規定に関連する常備乗車券について、同第 189 条第 1 号様式裏の案内事項を準用して表示する場合の特定都区市内等の略号は、特定都区市内等の頭文字を使用して「名」の例により印刷する。ただし、次に掲げる特定都区市内等にあつては、それぞれについて定めるものによる。

東京都区内にあつては、区

横浜市内にあつては、浜

大阪市内にあつては、阪

北九州市内にあつては、九

東京山手線内にあつては、山

(経路の表示方)

第 186 条 着駅への経路が 2 途以上ある乗車券については、規則第 69 条に規定する場合を除き、次の各号に定めるところにより、その表面(表面に表示しがたいときは、裏面)に、その経由線又は経由駅名を表示するものとする。ただし、近距離線経由の普通乗車券であつて、特にこれを表示する必要がないと認められるもの並びに定期乗車券及び普通回数乗車券であつて隣接駅相互間又はこれに準ずる区間であつて社長においてこれを表示する必要がないと認められるものについては、省略することができる。

(1) 環状線の一部を通過するものについては、その経由線名又は経由線中の主要駅名を表示する。

- (例) 長浜発鳥羽着で、草津線経由の場合は、「草津線経由」とし、東海道本線、関西本線経由の場合は「名古屋経由」とする。
- (2) 環状線内相互間発着のものについては、その経由線中の主要駅名を表示する。
- (例) 西小倉発宮崎着で、日豊本線経由の場合は「臼杵経由」とし、鹿児島本線、肥薩線経由の場合は「博多、人吉経由」とする。
- (3) 環状線内と環状線外との相互間発着のものについては、環状線内における接続駅の次駅名又は経由線中の主要駅名を表示する。
- (例) 横手発宮古着で、田沢湖線経由の場合は「北大曲経由」又は「田沢湖経由」とし、北上、盛岡経由の場合は「村崎野、上盛岡経由」又は「北上、盛岡経由」とする。
- (4) 環状線を1周する乗車券については、その経路中の主要駅名2以上を旅客運賃計算方向の順序に配列して表示する。
- (例) 東京から東海道本線で金山に行き、中央本線を経て東京に帰着するものについては、「静岡、金山、塩尻、国分寺経由」とする。
- (5) 東京、品川、新横浜、小田原又は熱海を発若しくは着又は接続駅とする乗車券で新幹線経由とするものについては、新幹線を経由するものである旨を表示する。また第178条第3項により設備する普通乗車券は、それぞれの経路を表示するものとする。
- (例1) 名古屋発(横)町田着で、小田原・新横浜間を新幹線経由とするものについては、「東海、小田原、新幹線経由」とする。
- (例2) 吉祥寺発柏原着で、東京・京都間を新幹線経由とする場合、「中央、新幹線、山陰、福知山線経由」とする。
- (例3) 例2の場合で新幹線以外の線区を経由する場合、「中央、東海、山陰、福知山線経由」とする。
- (例4) 静岡発川崎着で、東海道本線経由とする場合、「東海経由」とする。
- (例5) 静岡発川崎着で、静岡・小田原間を新幹線経由とする場合、「静岡、新幹線、小田原、東海経由」とする。
- (例6) 静岡発川崎着で、静岡・新横浜間を新幹線経由とする場合、「静岡、新幹線、新横浜、横浜線、東海経由」とする。
- (6) 連絡会社線を通過するものについては、その連絡会社線名又はその両端の接続駅名を、接続駅が2以上ある連絡会社線の場合又は複数の連絡会社線を通過する場合は、その接続駅名(連絡会社線相互の接続駅を含む。)を表示する。
- (例1) 四日市発松阪着で、伊勢鉄道線経由の場合は、「伊勢鉄道線経由」とする。
- (例2) 宇都宮発弘前着で、IGRいわて銀河鉄道線及び青い森鉄道線経由の場合は、「盛岡、目時、青森経由」とする。
- (7) 前各号の規定により表示すべき経由線名又は経由駅名が多数の場合又はその字画が複雑な場合は、適宜その線名又は駅名を略字(2字以上の線名又は駅名の場合は、少なくとも2字)することができる。
- (例) 秋田発静岡着で、奥羽本線、東北本線及び東海道本線経由の場合は「奥羽、東北、東海経由」とし、羽越本線、信越本線、上越線、高崎線、東北本線及び東海道本線経由の場合は「羽越、信越、上越、高崎、東北、東海経由」とする。

(8) 規則第 189 条第 5 号イ及びロの備考の定めを適用する場合は、旅客鉄道会社間の分岐となる駅等を表示する。

2 規則第 69 条第 2 項の規定を適用して発売する同条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する区間の定期乗車券を発行する場合は、経由欄に「王子・尾久」の例により表示する。

3 第 153 条の規定を適用して定期乗車券を発行する場合は、経由欄に、旅客運賃計算経路を表示するほか、同条末尾の区間又は経路を「(現川経由可)」の例により略記して表示するものとする。

4 神田・御茶ノ水・秋葉原・神田間発、着又は通過となる定期乗車券の経由は、同区間内を近距離線経由とするものについては、神田・御茶ノ水・秋葉原・神田間の近距離の経由を意味する㊦と表示することがある。

(奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車に乗車する場合の表示方の特例)

第 186 条の 2 規則第 156 条第 2 号ホに規定する仙台近郊区間内相互発着となる普通乗車券で、奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合は、その券面に「山形新幹線経由」と表示する。

(乗車券類発行日付の表示方)

第 187 条 乗車券類を発行する場合は、第 190 条第 3 項の規定によるものを除いて、発行当日の日付を表示するものとする。ただし、24 時直後に出発する列車に乗車する旅客に対し、その直前に発行する場合は、当該列車の出発当日の日付を表示するものとする。

2 前項の規定によつて表示する日付の書体及び配列方は、特殊共通券、特殊指定共通券及び発行日付欄のあるものを除き、次の例によらなければならない。この場合、発行日付印は、乗車券類の内方から見て正位となるように表示し、その月日が 1 位となるときは、その前位に「一」の記号をつけ、「30-4-1」または「2018-4-1」の例によつて表示するものとする。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
	(年)	(月)	(日)							
和暦表記	30.	12.	10							
西暦表記	2018.	12.	10							

3 定期乗車券に表示する発着駅名及び期限を表示する日付は、ゴシック 1 号活字以上の大きさとし、日付の表示方法は次の例によるものとし、日が 1 位となるときは、その前位に「一」の記号をつけるものとする。ただし、駅名を表示するために、ゴシック 1 号以上の活字をもつて駅名の表示ができない場合は、これよりも小さい活字を用いることができる。

和暦表記	30.8.25
西暦表記	2018.8.25

(旅客運賃及び料金の割引等の印章)

第 188 条 規則第 188 条の規定により旅客運賃及び料金の割引等の表示をする場合は、複写式のものを除いて、駅にあつては、次の各号に掲げる寸法のゴム印を使用するものとする。この場合、特殊共通券及び特殊指定共通券であつて機械的に印字されるものについては、社長においてゴム印による表示を省略させることができる。

(1) 円形の印 直径 1 cm

(2) 正四角形の印 1 辺 1 cm

(3) その他の印

ア 定期割引の長方形の印 横 1.5 cm 縦 0.7 cm

イ 鉄・社割引の長方形の印 横 1.5 cm 縦 1 cm

ウ 乗車券類発売機用の小児の印 初号活字程度

エ 継続の長方形の印 横 1.5 cm 縦 1 cm

オ 有効期間の開始日の長方形の印 横 3 cm 縦 0.5 cm

カ 証明書番号の長方形の印 横 2.5 cm 縦 1 cm

キ 遅延特約の長方形の印

規則第 188 条第 1 項第 12 号イのもの 横 4 cm 縦 1.5 cm

規則第 188 条第 1 項第 12 号ロのもの 横 4 cm 縦 2.0 cm

ク 関連発売の長方形の印 横 2 cm 縦 0.5 cm

2 規則第 188 条の規定による割引等の表示は、割引等を適用した券片のほか、その控片（同条第 1 項第 7 号から第 12 号までのものを除く。）についても行うものとする。

3 旅客鉄道会社線と連絡会社線とのいずれか一方のみに割引の適用があるときは、規則第 188 条第 1 項第 1 号ハの(ロ)に規定する印を押し、「

鉄無割
社 2 割

」の例により表示するものとする。

4 規則第 188 条第 1 項第 7 号の規定による表示を行う場合には、その箇所に駅名小印を押しものとする。

5 規則第 188 条第 1 項第 8 号の規定による表示は、社長が、省略させることができる。

6 規則第 57 条の 5 第 2 項の規定により特別急行券（専用のを除く。）を発売する場合は、当該券面に 5 割引の印を押しものとする。

(印影の着色)

第 189 条 乗車券類に押し印章（認印を除く。）の印影は、黒色又は紫色の証券用スタンプインキで表示しなければならない。

(旅客多数の場合の特殊乗車券類の発行方)

第 190 条 社長は、臨時に多数の旅客が乗車することが予測される場合その他運輸上必要と認める場合は、特殊の乗車券類を発行させることができる。

2 前項の規定による場合で、特殊の乗車券類を調整するいとまのないときは、常備乗車券類に適宜な着色をして、特殊の乗車券類に代用することができる。

3 前各項の規定によつて特殊の乗車券類を発行する場合で、必要と認めるときは、その発売日付を省略することができる。

(自駅に設備のない乗車券類の発行方)

第 191 条 自駅に設備のない乗車券類を発行する必要がある場合は、そのつど、電報、電話その他適宜の方法で、所要数をもよりの設備駅に請求して、その配付を受けなければならない。ただし、そのいとまのない場合は、代用として出札補充券を発行するものとする。

2 前項本文の規定によつて、非設備駅で、乗車券類を受け取つたときは、その種別、番号、枚数等を記入した乗車券類領収証(様式適宜)1枚を作成して、配付駅に送付しなければならない。この場合、配付駅では、配付に対する証票としてこれを保存するものとする。

(乗車券類の代用発行等)

第 192 条 多数旅客の乗車その他の事由によつて、常備式の普通乗車券、定期乗車券又は普通回数乗車券に不足が生じた場合は、その期間内における常備乗車券の発売予測数量を限り、次の各号に定めるところにより、発売順位にある補充乗車券をその常備乗車券の代用として、専用に供することができる。ただし、専用に供した補充乗車券(普通旅客運賃によるものに限る。)は、旅客運賃を割引する場合には発行してはならない。

(1) 不足した乗車券の種類及び着駅並びに専用に供する補充乗車券の数量及び番号を適宜の用紙に記入して、あらかじめ審査課長に報告する。

(2) 専用に供した補充乗車券が残つたときは、これを廃札として第 196 条の規定によつて処理する。

(3) 乗車券乙片には、初片を除き、必要事項の記入を省略する。この場合に、乙片は、あらかじめ全部切り離し、専用に供した月の乗車券簿に添附して審査課長に提出する。

2 常備乗車券の設備のない区間で、乗車券の発売が激増した場合は、前項の規定に準じて行うことができる。

3 補充式の乗車券は、大人用のものを小児用として発行することができる。この場合、関係券片(普通回数乗車券にあつては、各券片とも)の表面上部余白に、規則第 188 条第 1 項第 2 号に規定する表示をするものとする。

4 出札補充券、改札補充券、料金専用補充券及び車内補充券は、同一行程(運送条件が同一となるものに限る。)の 2 人以上の旅客に対して、1 枚で発行することができる。ただし、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の特別急行券(規則第 57 条第 7 項の規定により発売するものを含む。)又は東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間の特別急行券(規則第 57 条第 2 項第 1 号及び第 8 項の規定により発売するものを含む。)を発行する場合にあつては、旅客の区分が同一の場合に限る。

第 193 条 削除

(乗車券類の発行順序)

第 194 条 乗車券類は、番号順に発行しなければならない。

- 2 誤つて飛番号で乗車券類（第 183 条第 2 項の規定により 1 冊としたものを除く。）を発行した場合は、直ちに正当番号にもどし、その飛番号のものの発行期間、着駅、種別、番号、数量等を適宜の用紙に記入のうえ、審査課長にその旨を報告し、欠札証明書（様式適宜）の交付を受けなければならない。
- 3 前項の規定によつて交付を受けた欠札証明書は、収入附属証票として、その飛番号に相当する番号まで売り進んだ月の乗車券簿等に添附し、審査課長に提出するものとする。
- 4 当月中に飛番号まで発行できるものは、その旨を第 2 項の報告書に記入しなければならない。この場合は、欠札証明書の交付をしない。

（乗車券類の訂正方）

第 195 条 乗車券類に表示した事項は、次の各号に掲げる事項に限つて、発行の際までに訂正することができる。この場合における訂正を要する原記入文字（数字の場合はその一連の全部）は、明読できる範囲でまっ線 2 条を引くものとする。

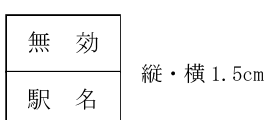
- (1) 他駅から配付を受けた乗車券類を発売する場合の発駅名、着駅名又は発行駅名
- (2) 他駅乗車の補充乗車券を発売する場合の発駅名又は着駅名
- (3) 他駅乗車の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券を発売する場合の乗車駅名、下車駅名又は発時刻
- (4) 複写式のもので、各片を同時に一筆で訂正できる場合。ただし、出札補充券、改札補充券、料金専用補充券及び車内補充券の領収額欄に記入した金額（記事欄に記入した概算金額を含む。）を訂正することはできない。

- 2 前項の場合、訂正箇所に駅名小印（乗務員にあつては、認印）を押さなければならない。

（乗車券類の廃札）

第 196 条 次の各号の 1 に該当する場合は、当該乗車券類は廃札とし、乗車券簿等に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 日付その他の券面表示事項が誤刷、誤記又は不鮮明の場合
 - (2) 切断を要する乗車券類の切断箇所を誤つた場合
 - (3) 駅名その他に入缺を要する乗車券類に対し、入缺箇所を誤つた場合
 - (4) 損傷し又は汚損した場合
 - (5) 番号が重複している場合
 - (6) 誤つて発行し、発行当日中に他の乗車券類と引き換えた場合
 - (7) 複写式の乗車券類（2 片制の入缺式のものを含む。）を書損等の事由で廃紙にした場合
 - (8) 様式の改正、設備の改廃等によつて不要となつた場合
 - (9) 他駅から配付を受けた乗車券類が不要となつた場合
- 2 前項の場合、当該乗車券類の表面に、その証として、次に掲げる無効印（ゴム印）を押すものとする。



- 3 第1項の場合、一時に多数の乗車券類を廃札としたときは、着駅、種別、番号、数量及びその事由を適宜の用紙に記入した返納目録を添附して審査課長に提出しなければならない。この場合、乗車券類に無効印を押すことが困難であるときは、これを一括して適宜の包装をし、駅長がこれに封印のうえ、無効印を押すことを省略することができる。
- 4 第1項第7号の場合は、前2項によるほか、当該券片の全面に×線を引き、事由を具体的に記入し、発行替えのものがあつたときは、その日付、種別及び番号を附記したうえ、控片を駅に保存しておくものとする。

第2節 乗車券の発行方

第1款 普通乗車券の発行方

(常備普通乗車券の発行方)

第197条 常備普通乗車券は、次の各号に定めるところにより発行し、旅客に交付するものとする。この場合、大人小児用の乗車券を小児に発行するときは、甲片は旅客に交付し、乙片は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 発行日付印は、第187条の規定により表面の左端（規則第184条第5項の規定による連続した様式のものにあつては、それぞれの両端。以下同じ。）に押す。
- (2) 大人小児用の乗車券を小児に発行する場合は、旅客運賃額を訂正しないで、小児断線の箇所から切断する。

(準常備普通乗車券の発行方)

第198条 準常備普通乗車券は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片（甲片のうち乙片の一部にまたがる部分は、連続のまま）は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 発行日付印は、第187条の規定により表面の上部に押す。
- (2) 相当着駅名（発駅準常備式のものにあつては、相当発駅名）、旅客運賃及び有効期間の下部から横に切断する。この場合、大人小児用のものを小児に発行するときは、旅客運賃額を訂正しないで、乙片と小児断片とを連続して切断する。

(補充普通乗車券の発行方)

第199条 補充普通乗車券は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片は1句ごとに、別に定める方法によつて情報システム部長に提出するものとする。

- (1) 着駅、着駅コード、旅客運賃その他の必要事項を記入（ゴム印等による表示を含む。以下この章において同じ。）する。
- (2) 次の場合は、甲片表面上部余白及び乙片の印章欄に、所定の記号等を表示する。
 - ア 旅客運賃に割引を適用して発行する場合
 - イ 大人用のものを小児に対して発行する場合
 - ウ 旅客運賃を後払扱とするものを発行する場合

- (3) 経由は、左方から右方へ行程順に記入し、末尾に「)」をつけ、また、記入を要しないときはまっ線を引く。この場合、第 186 条第 1 項第 5 号を準用して記入する。
- (4) 途中下車のできない区間に対して発行する場合は、表面に「下車前途無効」の例により表示する。
- (5) 連絡会社線着又は通過となるもの及び旅客運賃について割引を適用したものは、それぞれ運賃割合を乙片の相当欄に記入する。
- (6) 同時に同一駅着の乗車券を 2 枚以上発行する場合で、記入事項の全てが同一となるときに限り乙片は最初の 1 枚だけに記入し、その他は旅客運賃以外の記入を省略することができる。この場合、同時に発行した乙片は、一括しておく。
- (7) 乙片の計欄には、収受額を記入する。この場合、旅客運賃が後払扱となるものにあつては、旅客運賃にかっこを附す。
- (8) コード番号は、次により所定のコード番号を、発駅、着駅、経由又は接続駅の相当欄に記入する。

ア 発駅コード番号は、次の場合を除き、発行駅のコード番号を記入する。

(ア) 他駅発の場合は、発駅のコード番号を記入する。

(イ) 規則第 86 条から同第 88 条までの規定により発駅を特定都区市内、東京山手線内又は新大阪・大阪とする場合は、当該特定コード番号を記入する。

イ 着駅コード番号は、着駅のコード番号を記入する。ただし、規則第 86 条から同第 88 条までの規定により着駅を特定都区市内、東京山手線内又は大阪・新大阪とする場合は、当該特定コード番号を記入する。

ウ 経由駅コード番号は、第 186 条の規定により経由線名を表示したものは、その経由線中の主要駅コード番号を、また経由駅名を表示したものについては、その当該駅コード番号を経由欄下段に行程順に記入するほか、次による。

(ア) 東京・博多間の新幹線の当該乗車区間を「9ー」とし、その前後には新幹線の乗車駅と下車駅（乗継ぎとなる場合を含む。）のコード番号を記入する。

(例 1) 経由を線名表示した場合

八王子発柏原着の乗車券

経由	(中央、新幹線、山陰、福知山線)																			
	1	4	4	0	1	0	1	2	9	—	—	—	—	3	6	1	0	1	1	6
	4							5						6						

(例 2) 経由を駅名表示した場合

東京発東京着の環状線 1 周する乗車券

経由	(静岡、金山、塩尻、国分寺)																			
	1	5	3	0	5	2	4	2	5	1	0	5	2	1	3					
	4								5						6					

(イ) 連絡会社線を通過となる場合、当該乗車区間を「8ー」とし、その前後には、接続となる旅客会社の乗車駅と下車駅のコード番号を記入する。

エ 接続コード番号は、連絡会社線着又は通過となる場合に記入する。

(車内普通乗車券の発行方)

第 200 条 車内普通乗車券は、次の各号に定めるところにより発行し、旅客に交付するものとする。この場合、駅名固定式のものを除き、甲片を旅客に交付し、乙片は別に定める車掌区収入日報（以下「車掌区収入日報」という。）又は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

(1) 発行の際、相当欄に入録する。

(2) 発着駅名は、次の箇所に入録する。

ア 金額入録式のもの、運賃額右方の黒点の箇所、駅名入録式のもの、発駅名上部及び右方の黒点の箇所

イ 駅名・金額入録式のもの、発駅名及び着駅名欄

ウ 駅名固定式のもの、発駅名下部の黒点の箇所

(3) 手回り品料金欄を設けた車内普通乗車券によつて旅客運賃と普通手回り品料金とを収受する場合は、各別に発行する。

第 201 条 削除

第 202 条 削除

第 203 条 削除

第 204 条 削除

第 205 条 削除

第 206 条 削除

(常備定期乗車券の発行方)

第 207 条 常備定期乗車券は、次の各号に定めるところにより発行し、旅客に交付するものとする。

(1) 有効期限その他の必要事項を表示する。

(2) 列車を指定して発売する場合は、その旨を表面の適当なところに「列車指定」の例により表示する。

(3) 定期乗車券購入申込書又は通学証明書の記載事項が、かなタイプにより記載されている場合は、氏名をかたかなで表示することができる。

(4) 旅客が女性である場合は、券面氏名の上部に赤色の色鉛筆で横線 1 条を引く。なお、前段の取扱いは省略することができる。

(5) 規則第 38 条の規定により割引の定期乗車券を発売する場合は、定期乗車券の表面中央上部に規則第 188 条第 1 項第 1 号ホに規定する印を押す。

(6) 第 60 条の規定により定期乗車券の継続発売をする場合は、定期乗車券表面中央部右方に、

規則第 188 条第 1 項第 6 号に規定する印を押す。

- (7) 通勤定期乗車券（連絡会社線にまたがるものを除く。）のうち、発着区間の営業キロが 3 km までの最遠駅（該当駅がない場合は、6 km までの最遠駅又は隣接駅）のものにあつては、券面左方上部から右方下部にかけて、赤色の色鉛筆等で斜線 2 条を引く。

（準常備定期乗車券の発行方）

第 208 条 準常備定期乗車券は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片（甲片のうち乙片の一部にまたがる部分は、連続のまま）は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 有効期限その他の必要事項を表示し、甲片の右側相当月数、駅名又は通学区分の右方から切断する。
- (2) 通学区分指定式のもの小児に対して発行するときは、甲片の中央上部に規則第 188 条第 1 項第 2 号イに規定する記号を表示する。
- (3) 前各号によるほか、前条第 2 号から第 6 号までの規定を準用する。

（補充定期乗車券の発行方）

第 209 条 補充定期乗車券は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片（甲片のうち乙片の一部にまたがる部分は、連続のまま）は 1 句ごとに別に定めるところにより本社に提出するものとする。

- (1) 乗車区間、有効期間、旅客運賃その他の必要事項を表示し、甲片右側相当月数の右方から切断する。
- (2) 乗車区間欄は、旅客運賃の打切方に従つて表示するものとし、第 55 条又は第 56 条の規定により乗車区間が 2 区間となる場合は、次の例により表示する。この場合、乙片の着駅欄には、最遠となる着駅名を下段、他の着駅名を上段に表示する。

（例）新橋・鎌倉間及び横浜・桜木町間のもの

「新 橋 ↔ 鎌 倉

横 浜 ↔ 桜木町」

- (3) 第 53 条の 2 の規定により、特別車両乗車区間と通勤区間とを通じて定期乗車券を発売する場合は、その全区間に対して補充特別車両定期乗車券を使用して発行する。この場合、当該定期乗車券の各券片表面上部余白に、通勤区間を「何何間通勤」又は特別車両乗車区間を「何何間グリーン車」の例により記入するほか、経路欄下段に「9ー」を記入し、その前後には特別車両乗降駅コード番号を記入する。
- (4) 第 56 条の規定により、通勤区間と通学区間とを通じて定期乗車券を発売する場合は、その全区間に対して補充通学定期乗車券を使用して発行する。この場合、当該定期乗車券の各券片表面上部余白に、通勤区間を「何何間通勤」の例により記入する。
- (5) 規則第 69 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで、同第 157 条、同第 159 条及び第 153 条に規定する区間に発売するものは、第 186 条の規定により経路線名を表示する。
- (6) 第 199 条第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号の規定は、補充定期乗車券の場合に準用する。この場合、乙片の着駅欄の着駅名を第 2 号後段の規定によつて表示したものに

つては、着駅コード番号を当該欄の下段に表示した着駅のコード番号により記入する。
(7) 前各号によるほか、第 207 条第 2 号から第 7 号までの規定を準用する。

第 210 条 削除

第 211 条 削除

(定期乗車券再交付の場合の発行方)

第 212 条 規則第 164 条、第 139 条第 2 号又は第 242 条第 1 項第 7 号の規定により定期乗車券の再交付をする場合は、次の各号に定めるところによつて、相当の定期乗車券を使用（旅客運賃の再計算を必要とする場合は、補充定期乗車券を使用）して発行し、新たに発行した定期乗車券（準常備定期乗車券又は補充定期乗車券にあつては、甲片）は旅客に交付し、準常備定期乗車券又は補充定期乗車券の乙片及び旅客から回収した定期乗車券は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 乗車区間は、常備定期乗車券、期間指定式準常備定期乗車券又は通学区分指定式準常備定期乗車券を使用する場合を除き、原乗車券どおり記入（誤発行のものにあつては、正当に記入する。以下この条において同じ。）する。
- (2) 有効期間は、始期及び終期とも、原乗車券どおり記入する。
- (3) 旅客運賃は、常備定期乗車券又は準常備定期乗車券を使用する場合を除き、次により記入する。
 - ア 不足額を収受する場合は、甲片に正当に収受すべき額を、乙片に収受額を記入する。
 - イ 過剰額の払いもどしをする場合は、甲片に正当に収受すべき額を記入し、乙片にはまつ線を引く。この場合、乙片余白に払いもどし額を記入する。
 - ウ ア及びイ以外のものは、甲片は原乗車券どおり記入し、乙片にはまつ線を引く。
- (4) 発行年月日は再交付の年月日を、年齢は再交付当時のものを記入する。
- (5) 各券片の余白に、再交付の事由を「汚損」の例によつて簡記するほか、規則第 188 条第 1 項第 5 号に規定する再交付の記号を記入する。

第 3 款 普通回数乗車券の発行方

(常備普通回数乗車券の発行方)

第 213 条 常備普通回数乗車券は、次の各号に定めるところにより発行し、旅客に交付するものとする。

- (1) 発行年月日及び有効期限を当該券片に記入する。
- (2) 規則第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定により、割引普通回数乗車券を発売する場合は、規則第 188 条第 1 項第 1 号イの (イ) 及びホに規定する記号を各券片に表示する。

(補充普通回数乗車券の発行方)

第 214 条 補充普通回数乗車券は、次の各号に定めるところにより発行し、報告用片を切断して旅客に交付し、報告用片は 1 旬ごとに、別に定めるところにより本社に提出するものとする。

- (1) 乗車区間、旅客運賃、発行年月日、有効期限その他の必要事項を当該券片に記入する。
- (2) 小児に発行する場合は、各券片に規則第 188 条第 1 項第 2 号イに規定する印を押す。
- (3) 第 199 条第 3 号及び第 209 条第 5 号の規定は、補充普通回数乗車券の場合に準用する。
- (4) 第 199 条第 8 号の規定は、報告用片の記入方について準用する。

第 215 条 削除

第 216 条 削除

(普通回数乗車券再交付の場合の発行方)

第 217 条 第 139 条第 2 号又は第 242 条第 1 項第 7 号の規定により普通回数乗車券を再交付する場合は、次の各号に定めるところにより相当の普通回数乗車券を使用（旅客運賃の再計算を必要とする場合は、補充普通回数乗車券を使用）して発行し、新たに発行した普通回数乗車券（補充普通回数乗車券にあつては、報告用片を切り離した券片）は旅客に交付し、補充普通回数乗車券の報告用片、第 2 号によつて切り離した券片及び旅客から回収した普通回数乗車券（第 196 条第 2 項に規定する無効印を押す。）は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 乗車区間及び旅客運賃は第 212 条第 1 号及び第 3 号の規定を準用して記入し、発行年月日は原乗車券どおり記入する。
- (2) 新たに発行した普通回数乗車券から、すでに使用した券片に相当するものを切り離す。
- (3) 最終券片及び補充普通回数乗車券の報告用片の余白に、再交付の年月日及び再交付の事由を「何月何日汚損再交付」の例により記入し、各券片の余白に規則第 188 条第 1 項第 5 号に規定する再交付の記号を表示する。

第 4 款 団体乗車券の発行方

(団体乗車券の発行方)

第 218 条 団体乗車券は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片は乗車券簿に添附して審査課長に提出し、丙片を控えとして駅に保存するものとする。この場合、第 85 条の 2 第 3 項第 2 号ウ、第 124 条第 2 項第 2 号又は同条第 3 項の規定により再交付するときは、乙片に、旅客から回収した原乗車券を添附して提出するものとする。

- (1) 旅客から発売の請求があつた駅で、運送引受けの全行程に対して 1 枚で発行する。
- (2) 次に掲げる場合は、前号の規定にかかわらず、それぞれについて定めるところにより発行する。

ア 連絡運輸となる団体乗車券は、連絡会社線内の乗車形態が往復又は連続となるものに限られ、往復乗車の場合は往路の着駅、連続乗車の場合は当該連絡会社線内の最終下車駅までごとに各別に発行する。

イ 行程・料金欄に記入する事項が多数で、1 枚に記入できない場合は、2 枚以上をもつて発行する。

ウ 第 67 条第 1 項第 1 号の規定により、数駅から乗車する一口の団体旅客に対しては、乗車駅ごとの人員によつて発行する。この場合、第 83 条第 2 項に規定する処理箇所においては、

別に一口の総人員に対して総括団体乗車券を発行する。

エ 一口の団体を2回以上に分割して運送する場合は、分割となる輸送行程ごとに発行する。

オ 第68条の規定により団体旅客の一部人員を利用施設を異にして運送する場合は、特別車両によつて運送する人員とその他の人員とを各別に発行する。

(3) 前号の規定により、団体乗車券を2枚以上で発行する場合の記入方法は、次による。

ア 前号ア及びイの場合

乗車券番号の上部に「その1」、「その2」の例により記入するほか、第4号ケ及びコの記入事項並びに前号イの場合の運賃合計、料金合計及び領収額合計欄は、最終の券片だけに記入する。

イ 前号ウの場合

(ア) 乗車駅ごとの人員によつて発行するものは、第4号ケの記入事項は省略し、その他の事項は一般の例によつて記入するほか、記事欄に「数駅乗車、処理箇所何駅」の例により記入する。

(イ) 総括団体乗車券は、上部余白に「総括券」と記入し、一口の全人員に対して発行し、記入事項を一般の例により記入する。ただし、第4号エ、オ、カ及びキの記入事項は省略し、合計欄には、実際乗車人員が責任人員に満たない場合等に収受する旅客運賃及び料金を記入する場合のほかは、横にまつ線を引く。また、記事欄には「分割何駅何号何人（発行駅名とそれぞれの団体乗車券番号及び乗車人員を列記する。）」の例により記入する。

ウ 前号エの場合

(ア) 最終後送以外のものは、当該券片により運送となる人員を、区間によつて人員に異動がない場合は、人員欄にその人員をかつこを附して記入し、また、区間によつて人員が異なる場合は、同欄にまつ線を引き、記事欄に「何何間大人何人小児何人、何何間大人何人、小児何人」の例により記入する。この場合、第4号ケの記入事項を省略し、その他の事項は当該人員分の旅客運賃・料金等を、一般の例により記入するほか、記事欄には、(イ)によつて発行する団体乗車券との関連を「団券No.何の分割(1)」の例により記入する。

(イ) 最終の後送のものは人員欄に総人員を記入し、当該券片により後送となる人員を(ア)に準じて記入する。この場合、その他の事項は、当該人員分の旅客運賃・料金等を、一般の例により記入するほか、記事欄には、分割して発行した団体乗車券を「何何間分割団券No.何」の例により記入する。

エ 前号オの場合

特別車両によつて運送する人員に対するものとその他の人員に対するものとの各別に人員欄に総人員を記入し、当該券片により運送する人員をかつこを附して割書きし、その他の事項は、当該人員分の旅客運賃・料金等に対するものを一般の例により記入する。この場合、記事欄には、分割となつた一方の団体乗車券の番号を、それぞれ「団体分割グリーン用団券No.何」の例により記入する。

(4) 各欄の記入方は、前号によるほか、次によつて記入する。

ア 種類欄

第 80 条に規定する団体種別の略号を記入する。

イ 期別欄

すべての団体について、規則第 111 条第 1 項第 2 号に規定する取扱期別に「1」又は「2」の例により記入する。

ウ 団体名又は代表者名欄

団体旅行引受書記載の団体名又は代表者名を記入する。

エ 人員欄

旅客運賃・料金収受人員及び無賃扱人員を同欄の区分にしたがって記入する。この場合、第 70 条の規定により取り扱うときは、個人割引旅客、個人無割引旅客又は鉄道乗車証所持者については、空白欄に「個割」、「個人」又は「乗車証」の例により補記したうえ記入する。

オ 旅客運賃欄

団体旅客運賃を収受する旅客について、割引率、1 人当りの旅客運賃額又は大人・小児の別が異なるものごとにそれぞれとりまとめた団体旅客運賃を別行に記入し、かつ、合計額を記入する。

(例) 学生団体に小学生 200 人、教職員 5 人、付添人 35 人が天王寺・和泉府中間 (大人 410 円、小児 200 円) を乗車する場合

割引率	1 人当り旅客運賃		人員	団体旅客運賃
学 生	普通	200 円	小	円
3 割	割引	140	200 人	28,000
教・付	普通	410	大	円
3 割	割引	280	40 人	11,200
	普通			
割	割引		人	
	普通			
割	割引		人	
	普通			
割	割引		人	
運賃合計(イ)				39,200 円

カ 打切区間欄

次により記入する。

(ア) 旅客運賃打切区間ごとにそれぞれ別行に記入する。この場合、旅客鉄道会社線及び連絡会社線別とする。

(イ) 乗車駅及び降車駅は、(ア)の打切区間ごとにそれぞれ当該駅を記入する。

(ウ) 経由欄は、当該区間を経由する駅名を順に記入するほか、次による。

A 東京・博多間の新幹線を利用する場合は、新幹線乗車区間の間に「㊟」と記入する。

B 打切区間が連絡会社線相互の場合は、「社線」と記入する。

C 打切区間で連絡会社線を通過する場合は、「社通」と記入する。

(エ) 1 人当り無割引運賃欄は、打切区間ごとの大人普通旅客運賃 (規則第 66 条の規定によ

り旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額) を記入する。

キ 行程・料金欄

次により記入する。

- (ア) 乗車する列車ごとに別行とし、その列車に乗車する駅の乗車月日、列車種別、乗降駅、経路等を記入し、途中下車の取扱いをしない駅については、着駅の右側に「×印」をつける。この場合、列車により料金を収受するときは、人員欄に大人、小児又は個人割引別の収受人員（第70条第2項の規定による個人無割引旅客の場合は、「割」を「個人」に訂正し、当該人員を記入する。）、種類欄に「幹特急」、「特急」、「B特急」、「普急」、「のぞみ」又は「HS」、利用施設欄に「GC」、「GCS」、「Aグ」、「Bグ」、「A寝台」、「B寝台」又は「座」の例により記入し、それぞれの1人当りの料金額及びその列車の料金合計額を料金計欄に別行に記入し、かつ、料金合計額を記入する。なお、規則第57条第7項又は同第58条第7項の規定により、東京・京都間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する団体乗車券にあつては、東京・博多間の乗車区間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間を別行に記入する。
- (イ) のぞみ号等の指定席を使用するものを発行する場合は、(ア)によるほか、のぞみ号等の乗車区間（規則第57条第7項の規定により発売する団体乗車券にあつては全区間）に対するのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車に適用する指定席特急料金及びのぞみ号等の指定席を使用する区間（指定席を使用する区間が複数ある場合であつて、規則第127条第2項の規定により指定席を使用する区間を通算する場合は当該区間）に対するのぞみ号等に適用する指定席特急料金との差額を、それぞれの1人当りの料金額及びその列車の料金計欄に別行に記入する。
- (ウ) はやぶさ号等の指定席を使用するものを発行する場合は、(ア)によるほか、はやぶさ号等の乗車区間（規則第57条第8項の規定により発売する団体乗車券にあつては全区間）に対するはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車に適用する指定席特急料金及びはやぶさ号等の指定席を使用する区間（指定席を使用する区間が複数ある場合であつて、規則第127条第2項の規定により指定席を使用する区間を通算する場合は当該区間）に対するはやぶさ号等に適用する指定席特急料金とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車に適用する指定席特急料金との差額を、それぞれの1人当りの料金額及びその列車の料金計欄に別行に記入する。
- (エ) (ア)の後段により料金を収受する場合で、同一列車により料金が異なるときは、異なる料金の人員、種類、利用施設及び料金額等を、次行に記入する。
- (オ) 第79条第2項の規定により引受けをした場合の団体の乗車区間については、列車種別に○印を冠する。

ク 領収額合計欄

旅客から収受する団体旅客運賃・料金（この(ア)に規定する料金を含む。）の合計額を記入する。

ケ 責任人員欄

責任人員をつけた場合に、その人員を記入する。この場合、一部区間に責任人員をつけたときは、「何何間何人」の例により記入する。

コ 保証金欄

保証金を収受する団体に対して発行するときは「指定」の文字をまつ消すほか、次により記入する。この場合、実際乗車人員が指定保証金収受人員より減少した場合で、指定保証金の一部を団体旅客運賃及び料金に充当しないで発行するときは、団体旅客運賃及び料金に充当した金額のみを収受額の上部にかつこを附して記入する。

(ア) 保証金又は指定保証金を収受している場合

収受額、収受月日及び諸料金切符の番号を記入する。

(イ) 保証金又は指定保証金を団体乗車券発行と同時に収受する場合

収受額のみを記入し、収受月日及び諸料金切符番号の箇所は、まつ線を引く。

サ 記事欄

次により記入する。

(ア) 食堂車貸切料金、専用線料金、車両の留置料金及び乗車整理料金を収受する場合は、「食堂車貸切料金何何間何円収受」の例により記入する。

(イ) 旅行開始駅から旅客運賃を支払い途中駅から乗車する場合又は着駅までの旅客運賃を支払い途中駅で下車する場合は、「何駅何人乗車」、「何駅何人下車」の例により記入する。

(ウ) 免税の料金によるものは、「免税」と記入する。

(エ) 訪日観光団体にあつては、証明書の記号番号を記入し、8人未満のへき地学校又は特別支援学校の生徒及び児童に対する学生団体にあつては「へき地学校」の例により記入する。

(オ) 旅客車専用扱とする場合は、車種及び両数（寝台車を使用する場合、規則第119条第2項の規定による固定編成車両を使用する場合又は第83条第1項第2号の規定により設備定員を責任人員として取り扱う場合は、その定員を附記する。）を記入する。この場合、行程中の使用車種又は両数を異にするときは、使用車種又は両数を異にする区間ごとに記入する。

(カ) 行程中の途中に貸切区間がある場合は、その貸切区間に対する貸切乗車券の番号等を「何何間貸切券何号併用」の例により記入する。

(キ) 第70条の規定により取り扱う場合は、「個割◎大何人何枚」、「個人小何人」の例により記入する。

(ク) 第85条の規定により不乗区間の通算を承諾したものは、「何何間不乗通算」の例により記入する。

(ケ) 第127条第3項、第131条第1項及び第133条の2の規定により団体旅客運賃及び料金を計算する場合は、「何何間折返乗車」の例により記入する。

(コ) 第131条第2項の規定により急行料金を免除する場合は、「何何間急行料金免除」の例により記入する。

(カ) 第219条の規定により団体旅客入出場票及び団体旅客乗車票を交付した場合は、「入出場票何人交付」、「乗車票何人交付」の例により記入する。

(シ) 席番表を交付した団体にあつては「席番表別紙」と記入する。この場合、当該席番表

該団体旅客の人員が減少したときに乗降駅において、第 333 条第 1 項第 1 号に規定する証明を受けることを条件として交付することができる。

(1) 様式



備考 (1) 紙質は、板紙 560g/m²とし、字模様の着色は淡赤色とする。

(2) 必要に応じ、あらかじめ有効区間を規則第 189 条第 3 号イに規定する様式を準用し、地図により表示したものを設備することができる。

(2) 発行方

団体旅客乗車票は、当該団体乗車券の券面に表示された人員に対して、有効区間及び乗車月日を表示して発行し、旅客に交付する。

第 5 款 貸切乗車券の発行方

(貸切乗車券の発行方)

第 220 条 貸切乗車券は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片は乗車券簿に添附して審査課長に提出し、丙片は控えとして保存するものとする。

- (1) 旅客から発売の請求があつた駅で、貸切旅行引受書記載の全行程に対して 1 枚を発行する。
- (2) 「団体」の文字を「貸切」と訂正する。
- (3) 種類欄は、第 89 条に規定する貸切種別の略号を記入する。
- (4) 人員欄は、実際の乗車人員を記入する。
- (5) 第 128 条の規定により再交付するときは、第 218 条第 1 項第 4 号ク及び同条第 2 項第 1 号の規定を準用して記入する。
- (6) 前各号のほか、第 218 条に規定する団体乗車券の発行方に準じて発行する。

第 221 条 削除

第 3 節 急行券の発行方

(常備急行券の発行方)

第 222 条 常備急行券は、次の各号に定めるところにより発行し、旅客に交付するものとする。
この場合、大人小児用の急行券を小児に対して発行するときは、甲片は旅客に交付し、乙片は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 硬券式のもの発行する場合は、発行日付印を第 187 条の規定により表面の左端に押す。
また、軟券式のもの発行する場合は、所定欄に発行年月日を記入する。
- (2) 乗車月日その他の必要事項を記入する。
- (3) 前号の場合、特別急行券の乗車駅及び下車駅が、同一の旅客鉄道会社が所管する駅であつて、かつ、その下車駅が、当該列車の終着駅であるときに限り、下車駅名欄にまつ線を引

くことができる。

- (4) 旅客の乗車区間中の座席を区間により 2 箇所以上指定する場合は、次に定めるところによる。

ア 表面指定の箇所に「裏面」と記入し、裏面に「東京・福島間何号車何番何席」、「福島・秋田間何号車何番何席」の例により記入する。

イ アの規定にかかわらず、新幹線用のものにあつては、裏面の指定欄に指定席の使用区間を記入する。この場合、指定席の使用区間が 3 区間以上となるときは、後乗列車の指定事項は余白に記入する。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、指定券等発売規程及び団体規程の定めるところにより別に指定席券を発行する場合は、券面の記入を省略し、表面余白に「

指定券 発行

」（横 1.5 cm、縦 1 cm）印を押す。

- (5) 規則第 57 条第 4 項の規定により一部区間を立席又は自由席として指定席特急券を発行する場合は、次による。

ア 乗車駅及び下車駅は、実際乗降駅名を表示し、表面余白に立席又は自由席の区間を「何何間自由席」の例により記入する。

イ アの規定にかかわらず、前号イ及びウの規定を準用して発行する。

- (6) 規則第 57 条の 3 第 7 項及び第 8 項の規定により特定の特別急行券を発売する場合は、表面に規則第 188 条第 1 項第 11 号に規定する記号等を表示する。

- (7) 規則第 57 条の 5 第 1 項の規定により、遅延特約の急行券（規則第 211 条第 6 号に規定する遅延特約の急行券を除く。）を発売する場合は、表面に規則第 188 条第 1 項第 12 号に規定する記号等を表示する。

- (8) 規則第 57 条の 5 第 2 項の規定により編成変更特約の特別急行券を発売する場合は、表面にその旨を「編成変更特約」の例により表示する。

- (9) 大人小児用の急行券を小児に対して発行する場合は、急行料金額を訂正しないで、小児断線の箇所から切断する。

(注) 第 4 号及び第 5 号の規定により指定席券を発行した場合は、当該指定席券を指定席特急券又は指定席特別車両券(A)に適宜の方法により付着させること。

(準常備急行券の発行方)

第 223 条 準常備急行券は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片（甲片のうち乙片の一部にまたがるものは、連続のまま）は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

(1) 発行日付印は、第 187 条の規定により表面の左端に押す。

(2) 乗車月日その他の必要事項を記入し、甲片の相当キロ地帯及び金額の右方から切断する。

(3) 大人小児用の急行券を小児に対して発行する場合は、急行料金額は訂正しないで、乙片と小児断片とを連続して切断する。

(4) 前条第 3 号から第 8 号までの規定(同条の注を含む。)は、準常備急行券の場合に準用する。

(車内急行券の発行方)

第 224 条 車内急行券は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片（甲片のうち乙片の一部にまたがる部分は、連続のまま）は車掌区収入日報又は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 乗車駅名、発行年月日その他の必要事項を記入し、甲片の相当キロ地帯及び金額の下部から切断する。
- (2) 第 222 条第 3 号から第 8 号までの規定は、車内急行券の場合に準用する。

第 4 節 特別車両券の発行方

（常備特別車両券の発行方）

第 225 条 常備特別車両券（急行・特別車両券を含む。）は、次の各号に定めるところにより発行し、旅客に交付するものとする。

- (1) 硬券式のもの発行する場合は、発行日付印を第 187 条の規定により表面の左端に押す。また、軟券式のもの発行する場合は、所定欄に発行年月日を記入する。
- (2) 乗車月日その他必要事項を記入する。
- (3) 第 222 条第 3 号の規定は、指定席特別車両券(A)の下車駅名を記入する場合に準用することができる。
- (4) 急行・特別車両券について、一部区間を特別車両以外の座席車に乗車のもの発行する場合は、「何何間普通車」の例により記入する。
- (5) 急行列車用のもの発行する場合で、急行料金について割引又は後払の取扱いをするときは、券面に割引又は後払の表示を「急行券㊟」の例により表示する。
- (6) 第 222 条第 4 号、第 5 号及び第 9 号の規定（同条の注を含む。）は、特別車両券の場合に準用する。
- (7) 規則第 130 条第 1 項第 1 号イの(ロ)の b、同条同項同号イの(ハ)の b 及び同条同項同号イの(ヘ)の b 並びに同条同項同号イの(ト)の b の料金を適用して発売する特別車両券(A)を発行する場合は、「G C」を記入する。
- (8) 規則第 130 条第 1 項第 1 号イの(ロ)の c、同条同項同号イの(ハ)の c 及び同条同項同号イの(ヘ)の c 並びに同条同項同号イの(ト)の c の料金を適用して発売する特別車両券(A)を発行する場合は、「G C S」を記入する。

2 前項の規定により大人小児用のものを小児に発行する場合は、甲片は旅客に交付し、乙片は乗車券簿に添付して審査課長に提出するものとする。

（準常備特別車両券の発行方）

第 226 条 準常備特別車両券（急行・特別車両券を含む。）は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片（甲片のうち乙片の一部にまたがる部分は、連続のまま）は乗車券簿に添付して審査課長に提出するものとする。

- (1) 発行日付印は、第 187 条の規定により表面の左端に押す。
- (2) 乗車月日その他必要事項を記入し、甲片の相当金額の右方から切断する。この場合、大人小児用のものを小児に発行するときは、特別車両料金額を訂正しないで、乙片と小児断片とを連続して切断する。

(3) 前条第1項第3号から第8号までの規定は、準常備特別車両券の場合に準用する。

(車内特別車両券の発行方)

第227条 車内特別車両券は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は、旅客に交付し、乙片（甲片のうち乙片の一部にまたがる部分は、連続のまま）は車掌区収入日報又は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 駅名入鋏式以外のものは、乗車駅名、下車駅名、発行年月日その他必要事項を記入し、甲片の相当金額の下部から切断する。
- (2) 駅名入鋏式の場合は、発行の際、相当欄に入鋏する。
- (3) 第225条第1項第7号及び第8号の規定は、車内特別車両券の場合に準用する。

第228条 削除

第5節 寝台券の発行方

(常備寝台券の発行方)

第229条 常備寝台券（急行・寝台券を含む。）は、次の各号に定めるところにより発行し、旅客に交付するものとする。この場合、急行列車用の大人小児用のものを小児に対して発行するときは、甲片は旅客に交付し、乙片は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 発行日付印は、第187条の規定により表面の左端に押す。
- (2) 乗車月日その他の必要事項を記入する。
- (3) 第222条第3号の規定は、常備寝台券の下車駅名を記入する場合に準用することができる。
- (4) 寝台番号は、「B3下」、「A7上」（個室の場合は、「A2個」）の例により記入する。
- (5) 急行列車用の大人小児用のものを小児に対して発行する場合は、料金額を訂正しないで、小児断線の箇所から切断する。
- (6) 急行券列車用のものを発行する場合で、急行料金について割引又は後払の取扱いをするときは、券面に割引又は後払の表示を「急行券㊟」の例により表示する。
- (7) 第174条第2項の規定により発行する場合の乗車駅又は下車駅は、指定席区間を含めて発行するものとし、裏面に「青森・秋田間何号車何番何席」の例により記入する。
- (8) 第222条第4号及び第5号の規定（同条の注を含む。）は、常備寝台券の場合に準用する。

(準常備寝台券の発行方)

第230条 準常備寝台券（急行・寝台券を含む。）は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片（甲片のうち乙片の一部にまたがる部分は、連続のまま）は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 発行日付印は、第187条の規定により表面の左端に押す。
- (2) 乗車月日その他の必要事項を記入し、甲片の相当段別（個室を含む。）又は料金額の右方から切断する。
- (3) 前条第3号から第8号までの規定は、準常備寝台券の場合に準用する。

第6節 座席指定券の発行方

(常備座席指定券の発行方)

第231条 常備座席指定券(急行・座席指定券を含む。)は、次の各号に定めるところにより発行し、旅客に交付するものとする。この場合、大人小児用のものを小児に対して発行するときは、甲片は旅客に交付し、乙片は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 発行日付印は、第187条の規定により表面の左端に押す。
- (2) 乗車月日その他の必要事項を記入する。
- (3) 第222条第3号の規定は、座席指定券の下車駅名を記入する場合に準用することができる。
- (4) 大人小児用のものを小児に対して発行する場合は、料金額を訂正しないで、小児断線の箇所から切断する。
- (5) 第222条第4号ア及びウ(同条の注を含む。)並びに第225条第1項第5号の規定は、常備座席指定券の場合に準用する。

(準常備座席指定券の発行方)

第232条 準常備座席指定券は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片(甲片のうち乙片の一部にまたがる部分は、連続のまま)は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 発行日付印は、第187条の規定により表面の左端に押す。
- (2) 乗車月日その他の必要事項を記入し、甲片の相当のキロ地帯及び金額の右方から切断する。
- (3) 大人小児用のものを小児に対して発行する場合は、料金額を訂正しないで、小児断線の箇所から切断する。
- (4) 第222条第4号ア及びウ(同条の注を含む。)、第225条第1項第5号並びに前条第3号の規定は、準常備座席指定券の場合に準用する。

(車内座席指定券の発行方)

第232条の2 車内座席指定券は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片(甲片のうち乙片の一部にまたがる部分は、連続のまま)は車掌区収入日報又は乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

- (1) 下車駅名、発行年月日その他の必要事項を記入し、甲片の相当金額の下部から切断する。
- (2) 第222条第3号の規定は、車内座席指定券の下車駅名を記入する場合に準用することができる。
- (3) 第222条第4号アの規定は、車内座席指定券の場合に準用する。

第7節 特殊乗車券類の発行方

(クーポン乗車券類の発行方)

第233条 クーポン乗車券類の発行方は、乗車券類委託販売基準規程第9条の規定を準用する。

(特殊共通券の発行方)

第233条の2 特殊共通券の発行方は、印刷発行機取扱基準規程の定めるところによる。

(特殊指定共通券の発行方)

第 234 条 特殊指定共通券の発行方は、指定券等発売規程の定めるところによる。ただし、第 2 種及び第 5 種のうち、団体乗車券にあつては団体規程の定めるところによる。

第 8 節 特別補充券の発行方

(一般用特別補充券の各欄の記入方)

第 235 条 出札補充券、改札補充券、料金専用補充券及び車内補充券の各欄の記入方は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事由欄は、次に掲げる略号を記入（略号が記入されている場合は、○でかこむ。）することができる。この場合、異なる種類のものを一葉として発行するときは、それぞれの略号を組み合わせて「乗車特急」の例により記入する。ただし、乗車券類の代用として発行するとき及び前途の他列車に対して発行するときは、略号の後に「券」をつけるものとする。

ア 乗車券類の代用又は乗車券類の無札

(ア) 普通乗車券 乗車

(イ) 特別急行券

新幹線の場合

幹特急、幹特急個、幹[㊦]特急、幹[㊧]特急又は幹[㊨]特急

この場合、のぞみ号等の指定席特急券又は立席特急券にあつては、「幹特急」と「のぞみ」又は「のぞみ[㊦]」を、のぞみ号等の特定特急券にあつては、「幹[㊧]特急」と「幹[㊨]特急」を、はやぶさ号等の指定席特急券又は立席特急券にあつては「幹特急」と「HS」又は「HS[㊦]」を、それぞれ組み合わせて記入する。また、規則第 125 条第 1 項第 1 号イの(ニ)の j の(b)の料金を適用した特定特急券にあつては、「幹特急」を記入し、S W o r k Pシートに対して発売する指定席特急券にあつては、各略号とあわせて「設付帯」を記入する。

その他線区の場合

特急、特急個、[㊦]特急、[㊧]特急又は[㊨]特急

東北本線（新幹線）と奥羽本線とを直通して運転する列車に対して一葉として発行する場合

新幹線とその他線区とのそれぞれの略号及び「つばさ」を組み合わせて記入する。

東北本線（新幹線）と田沢湖線及び奥羽本線大曲・秋田間とを直通して運転する列車に対して一葉として発行する場合

新幹線とその他の線区とのそれぞれの略号及び「こまち」を組み合わせて記入する。

規則第 57 条の 3 第 7 項の規定 新幹線とその他の線区とのそれぞれの略号及
により一葉として発行する場合 び「かもめ」を組み合わせで記入する。

規則第 57 条の 3 第 8 項の規定 新幹線とその他の線区とのそれぞれの略号及
により一葉として発行する場合 び「KZ」又は「KZG」を組み合わせで記入
する。

- (ウ) 普通急行券 急
- (エ) 特別車両券 GC、GCS、Aグ、個Aグ、㊸Aグ、Bグ又は㊸Bグ（ただし、規則第 57 条の 3 第 8 項の規定により発売する特別急行券と関連して発売する特別車両券(A)にあつては、新幹線の乗車区間に対して「幹Aグ」を、新幹線以外の線区の乗車区間に対して「Aグ」を記入する。）
- (オ) 寝台券 A寝台、A寝個、B寝台又はB寝個
- (カ) 急行・寝台券 特急・A寝台又は急・B寝台
- (キ) コンパートメント券 コンパ
- (ク) 座席指定券 座
- (ケ) 急行・座席指定券 急・座
- イ 別途乗車
 - (ア) 別途（原乗車券の発駅又は着駅を
発駅として別途乗車の取扱い
をする場合） 別途
 - (イ) 分岐（原乗車券の発駅又は着駅
以外の駅を発駅として別途乗車
の取扱いをする場合） 分岐
- ウ 乗車券類変更 乗変 この場合、記事欄に「㊸特急に変更」の
例により記入する。
- エ 区間変更
 - (ア) 区間変更 区変
 - (イ) 区間変更と別途乗車 区変別
 - (ウ) 区間変更と乗車券の無札乗車 区変乗
- オ 種類変更 種変 この場合、記事欄に「㊸特急に変更」の
例により記入する。
- カ 指定券変更 指変
- キ 第 361 条の規定による区間変更 事故区変
- ク 第 371 条の規定による列車の変
更 事故列変
- ケ 無効の乗車券類 無効

- | | |
|------------|-----|
| コ 乗車券類の紛失 | 紛失 |
| サ 買替 | 買替 |
| シ 乗車券類の誤購入 | 誤購入 |
| ス 乗車券類の誤発行 | 誤発行 |
- セ 分割（2人以上の旅客に対して1枚で発行した乗車券類の分割又は2種類以上の乗車券類を1枚で発行した乗車券類の分割の取扱いをする場合）
- (ア) 分割と同時に乗車変更の取扱いをする場合は、分割と変更の名称を組み合わせ「分割区変」の例により記入する。
- (イ) 2種類以上の乗車券類を1枚で発行した乗車券類の分割の場合は、分割と乗車券類の種類とを組み合わせ「分割乗」、「分割特急」の例により記入する。
- (ウ) (ア)及び(イ)以外の分割
- | | |
|-------------------------|------|
| ソ 多数途中下車印の押なつ汚損、
損傷等 | 引換 |
| タ 特別車両不使用の証明 | 不使用証 |
- (2) 領収額欄は、次により記入する。
- ア 旅客から收受した金額を記入し、記入しない欄には横にまつ線を引く。
- イ 旅客運賃及び料金を後払扱とした場合は、発売額（現金收受分を含む。）を記入しかつこを附す。
- ウ 旅客運賃又は料金を收受しないときは、横にまつ線を引く。
- エ 同一行程の2人以上の旅客に対して1枚で発行したものを分割する場合は、横にまつ線を引く。ただし、原乗車券類が精算していない車内補充券のときは、概算領収額を、便宜、分割して、記入する。
- (3) 收受又は変更区間欄は、次により記入する。
- ア 乗車券類の代用として発行した場合はその乗車区間を、その他の場合は無札区間又は変更区間（指定券変更の場合は、変更後の実際乗車区間）を、買替の場合は全区間を記入する。
- イ 規則第249条第2項第1号ロ及び同第250条の2第1項の規定により取り扱う場合は、原乗車券の発駅から変更着駅まで記入する。
- ウ 変更区間に対して、規則第86条から同第88条までの規定を適用する場合、発駅名又は着駅名以外は、「品川」の例により記入する。
- エ 原乗車券類を回収しないで乗車変更の取扱いをする場合で、区間の変更の伴わないもの及び「誤発行」又は「引換」として発行する場合は、まつ線を引く。
- オ 急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の場合は「何駅から何駅まで」の例により記入する。
- カ 「誤購入」の場合は、年齢相違によるものを除いて、正当発着区間を記入する。
- (4) 原券欄は、次により記入する。
- ア 種別は、次の例により略号を記入する。この場合、異種類のものを1枚で発行したもの（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発行したものを含む。）については、それぞれの略号を組み合わせ「特A寝」の例により記入する。

- (ア) 普通乗車券 乗
 (イ) 定期乗車券 定
 (ウ) 普通回数乗車券 回
 (エ) 団体乗車券 団
 (オ) 特別急行券 幹、幹個、幹㊦、幹㊧、幹㊨、特、特個、㊦特、㊧特又は㊨特
 この場合、のぞみ号等の指定席特急券又は立席特急券にあつては、「幹」と「N」又は「N㊦」を、のぞみ号等の特定特急券にあつては、「幹㊧」と「幹㊨」を、はやぶさ号等の指定席特急券又は立席特急券にあつては、「幹」と「HS」又は「HS㊦」を、それぞれ組み合わせて記入する。また、規則第125条第1項第1号イの(ニ)のjの(b)の料金を適用した特定特急券にあつては、「幹」を記入し、S W o r k Pシートに対して発売する指定席特急券にあつては、各略号とあわせて「設付帯」を記入する。
- (カ) 普通急行券 急
 (キ) 特別車両券 GC、GCS、Aグ、個Aグ、㊧Aグ、Bグ又は㊧Bグ（ただし、規則第57条の3第8項の規定により発売する特別急行券と関連して発売する特別車両券(A)にあつては、新幹線の乗車区間に対して「幹Aグ」を、新幹線以外の線区の乗車区間に対して「Aグ」を記入する。）
 (ク) 寝台券 A寝、A寝個、B寝又はB寝個
 (ケ) コンパートメント券 コンパ
 (コ) 座席指定券 座
 (カ) 入場券 入
 (シ) 出札補充券 出補
 (ス) 車内補充券 車補（車掌区の略称を「幹東京」の例により附記する。）
 (セ) 改札補充券 改補
 (ソ) 料金専用補充券 料補
 (タ) 鉄道乗車証 乗車証

イ 原乗車券が定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券又は鉄道乗車証である場合（「無効」として取り扱う場合を除く。）、別途乗車の場合及び原乗車券類を回収しないで乗車変更の取扱いをする場合は、原乗車券類の種類のみを記入し、その他は省略することができる。

ウ 乗車券類を紛失した旅客に対して発行する場合の記入事項は、旅客の申出による。

エ 番号は、原乗車券が連絡乗車券の場合、2人以上の旅客に対して1枚で発行した乗車券類の場合及び「事故区変」、「無効」、「不使用証」、「買替」、「誤購入」、「誤発行」、「分割」又は「引換」として発行する場合を除き、省略することができる。

オ 原乗車券類が特別補充券の場合は、次により記入する。

- (ア) 「分割」として発行する場合は、原特別補充券の原券欄どおり記入する。
 (イ) 月日、種類及び番号は、原特別補充券の発行月日、種類及び番号を記入する。
 (ウ) 乗車変更の取扱いをしたものに対して発行する場合の区間、経由等は、全区間に対す

るものを記入し、記事欄には「原券何何を何何に区変」の例により初めからの変更要旨を記入する。

(エ) 「引換」又は「誤発行」の取扱いをしたものに対して発行する場合は、原特別補充券の原券欄と同一に記入し、その発行月日、番号及び事由は、記事欄に記入する。ただし、券面誤記によつて引き換えたものについては、正当なものを記入する。

(オ) (ア)から(エ)まで以外の場合は、收受又は変更区間欄によつて記入する。

カ 矢印式又は地図式乗車券の着駅は、同一方向の最遠駅を表示する。ただし、「大阪から何円まで」の例により記入することができる。

キ 着駅を共通表示した乗車券の着駅は、最遠駅を記入する。

ク 原乗車券類の旅客運賃及び料金額は、「買替」、「紛失」、「誤発行」、「誤購入」、「引換」又は規則第 249 条第 2 項第 1 号ロ、第 250 条の 2 第 1 項、第 361 条等原乗車券類の旅客運賃及び料金に関係のあるもののみを記入し、その他の場合は省略することができる。

ケ 原乗車券類の駅名が仮名表示の場合の当該駅名は、仮名により記入することができる。

コ アからケまで以外の場合で、原乗車券類を回収するときは、原乗車券どおり記入し、回収しないとき及び乗車券類の代用又は乗車券類の無札として発行するときはまつ線を引く。この場合、連絡会社線発旅客鉄道会社線着となる乗車券で旅客鉄道会社線内において区間変更の取扱いをする場合は、旅客鉄道会社線との接続駅を発駅とし、旅客鉄道会社線区間の旅客運賃額を記入することができる。

(5) 原券欄及び收受又は変更区間欄の経由は、左方から右方へ行程順に記入し、末尾に「」をつける。ただし、記入を必要としない場合は、まつ線を引く。この場合、第 186 条第 1 項第 5 号を準用して記入する。

(6) 人員欄は、次により記入する。

ア 相当欄に記入する。

イ 特別車両券、寝台券等大人、小児の区別のない料金によるものは、大人欄に記入する。

ウ 規則第 74 条の 4 の規定により発売する場合の不足人員分は、小児欄に「(1)」の例により記入する。

エ 記入を要しない欄には、横にまつ線を引く。

(7) 有効期間欄は、次により記入する。

ア 普通乗車券、自由席特急券、特定特急券、普通急行券及び自由席特別車両券として発行する場合は、相当日数を記入し、その他の場合にはまつ線を引く。

イ 有効期間が長期にわたるものは、必要に応じ、「何月何日まで」の例により記入することができる。

(8) 指定欄は、指定券の代用、指定券変更その他指定券に関連して発行する場合に、指定列車についての必要事項を記入する。

(9) 記事欄は、次により記入する。

ア 免税の旅客運賃及び料金によるものは、「免税」と記入する。

イ 小児用のもの、旅客運賃及び料金が割引若しくは後払のもの又は取扱条件に制限のあるものについては、割引若しくは後払の種別又はその要旨を記入する。この場合、急行・特別車両券、急行・寝台券又は急行・座席指定券として発行する場合で、急行料金について

- 割引又は後払の取扱いをするときは、「急行券㊟」の例により表示する。
- ウ 原乗車券に途中下車印のあるものは、最近下車駅名を記入する。
- エ 「分割」として発行する場合は、「何何車掌区車補何号冊何号区変」の例により記入する。
- オ 「無効」として発行する場合は、「年齢相違」、「記名人外使用」等その区分の要旨を記入するほか、増運賃又は増料金を収受したときは、全区間について収受したときは「㊟」と、一部区間について収受したときは「何何間㊟」の例により記入する。
- カ 「不使用証」として発行する場合は、「満員」の例により、その事由を記入する。
- キ 「事故区変」として発行する場合は、「何何間不通」の例により、事故の区間及び要旨を記入する。
- ク 第 277 条又は第 284 条の規定により変更区間を遅延特約として取り扱う場合は、「原券遅れ承知」と記入する。
- ケ 「引換」として発行する場合は、「多数下車」、「汚損」等その区分を記入する。
- コ 発行駅以外において「誤発行」として不足額を追収受した場合は、「発駅電何号」の例により追収受依頼電報の番号を記入する。
- サ 「誤購入」として発行する場合は、「類似」、「年齢相違」の例により誤購入の理由を記入する。
- シ 旅客運賃及び料金を後払扱とした場合は、「何何後払証第何号、何円収受」の例により記入する。
- ス 規則第 57 条第 1 項の規定により立席特急券を発行する場合は「この特急券では、おすわりになれません。」と、特定特急券（規則第 125 条第 1 項第 1 号イの (ニ) の j の (b) の料金を適用した特定特急券を除く。）を発行する場合は「自由席車にお乗りください。」と、また、未指定特急券を発行する場合は「座席未指定」と記入する。ただし、特に必要がないと認めた場合は、その記入を省略することができる。
- セ 規則第 57 条の 5 第 2 項の規定により編成変更特約の特別急行券を発売する場合は、「編成変更特約」の例により記入する。
- ソ 指定券に関する変更を取り扱う場合は、第 255 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する変更内容を記入する。ただし、指定券変更により取り扱う場合は、「10/1 何何 1 号から指変」（第 282 条第 3 項の場合は、「10/1 何何 3 号から何何 5 号㊟へ」）の例により記入する。
- タ 規則第 58 条第 1 項第 1 号イただし書及び同条第 9 項並びに同第 74 条の 4 及び同第 74 条の 5 の規定により発売する場合は、「3 人用個室大人 1 小児 1 使用」の例により記入する。
- チ 指定券の代用、指定券変更その他指定券に関連して発行する場合は、指定列車について必要事項を記事欄に記入する。
- ツ その他必要事項を記入する。
- (10) 発売額計欄は、次により記入する。
- 他の旅客鉄道会社に係る乗車変更の場合で、規則第 249 条第 2 項第 1 号ロ及び同項第 2 号、同第 250 条の 2 第 1 項並びに同第 251 条の規定を適用する場合であつて、新たに収受した額が、券片 1 人当り 3,000 円以上のときに限り、原券欄の既収額と領収額欄の金額を合算した額を記入するものとする。
- (11) コード番号は、第 199 条第 8 号の規定を準用するほか、次により記入する。

- ア のぞみ号等に対して発売する特別急行券にあつては、東京・博多間ののぞみ号等の指定席又は立席を使用する区間（ただし、規則第 125 条第 1 項第 1 号イ又は同第 127 条第 2 項の規定により最初のにぞみ号等の指定席又は立席を使用する区間から最後のにぞみ号等の指定席又は立席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席又は立席使用区間とみなす場合は当該区間とする。）を「5ー」とし、その前後のにぞみ号等の乗車駅と下車駅（乗継ぎとなる場合を含む。）のコード番号を記入する。
- イ はやぶさ号等に対して発売する特別急行券にあつては、はやぶさ号等の指定席又は立席を使用する区間（ただし、規則第 125 条第 1 項第 1 号イ又は同第 127 条第 3 項の規定により最初にはやぶさ号等の指定席又は立席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席又は立席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席又は立席使用区間とみなす場合は当該区間とする。）を「5ー」とし、その前後にはやぶさ号等の乗車駅と下車駅（乗継ぎとなる場合を含む。）のコード番号を記入する。
- ウ グランクラスに対して発売する特別車両券(A)にあつては、グランクラスを使用する区間（ただし、規則第 130 条第 2 項の規定により最初にグランクラスを使用する区間から最後にグランクラスを使用する区間までの間を通じた区間をグランクラス使用区間とみなす場合は当該区間とする。）を「6ー」とし、その前後にグランクラスの乗車駅と下車駅（乗継ぎとなる場合を含む。）のコード番号を記入する。
- (12) 再掲欄は、次により記入する。
- ア 異なる種類のものを一葉で発行した場合の急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金及び座席指定料金又は連絡会社線の運賃・料金を再掲する。
- イ のぞみ号等に対して発売する特別急行券（特定特急券を除く。以下この号において同じ。）にあつては、のぞみ号等の乗車区間（規則第 57 条第 7 項の規定により発売する特別急行券にあつては全区間）に対するのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車に適用する特別急行料金（小児又は割引の特別急行料金にあつては、当該額を折半又は当該額から割引額を差し引いては数整理した額）を記入する。
- ウ はやぶさ号等に対して発売する特別急行券にあつては、はやぶさ号等の乗車区間（規則第 57 条第 8 項の規定により発売する特別急行券にあつては全区間）に対するはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車に適用する特別急行料金（小児又は割引の特別急行料金にあつては、当該額を折半又は当該額から割引額を差し引いては数整理した額）を記入する。
- エ 新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して 1 枚で発行する特別急行券にあつては、新幹線の特別急行料金と新幹線以外の線区に対する特別急行料金を再掲する。
- オ グランクラスに対して発売する特別車両券(A)にあつては、グランクラスの乗車区間（規則第 58 条第 3 項の規定により発売する特別車両券(A)にあつては全区間）に対するグランクラス以外の特別車両に適用する特別車両料金(A)（割引の特別車両料金(A)にあつては、当該額から割引額を差し引いては数整理した額）を記入する。
- カ 規則第 58 条第 11 項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間に対して 1 枚で発行する特別車両券(A)にあつては、新幹線の乗車区間に対する特別車両料金(A)（グランクラスに対して発売するものにあつては、オの規定による額）と新幹線以外の線区の

乗車区間に対する特別車両料金(A)を区分して再掲する。

キ S W o r k Pシートに対して発売する特別急行券にあつては、S W o r k Pシートに対して適用する指定席特急料金と、S W o r k Pシート以外の指定席に適用する指定席特急料金との差額を記入する。

(一般用特別補充券の発行方)

第 236 条 一般用特別補充券は、次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片(払いもどしの取扱いをするものを除き、旅客から回収した乗車券類とも)は別に定める改札日報、乗車券簿又は車掌区収入日報に添附して審査課長に提出する。この場合、不使用証明書として発行する車内補充券は、変更終了後、旅客に交付するものとする。

(1) 出札補充券

ア 出札補充券は、次の場合に発行する。

(ア) 第 191 条の規定により設備のない乗車券(定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券及び貸切乗車券を除く。)の代用として発行する場合

(イ) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により他駅発の普通乗車券の代用として発行する場合

(ウ) 第 192 条第 4 項の規定により 2 人以上の旅客に対して 1 枚で発行する場合

(エ) 乗車券類変更及びこれに関連する乗車券類の乗車変更の取扱いをする場合

(オ) 第 242 条第 1 項第 7 号ウの規定により誤発行(誤計算を含む。)、損傷及び汚損の乗車券類(定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。)の再交付をする場合

(カ) 第 314 条の規定により紛失した乗車券類を再発行する場合

(キ) 第 378 条第 1 項第 1 号の規定により誤購入の乗車券類の代用として発行する場合

イ 乗車券類の種類及び割引の種別ごとに各別に 1 枚を発行する。

ウ 各欄の記入方は、前条の規定によるほか、次による。

原乗車券類を回収し、旅客運賃及び料金の払いもどしをした場合は、領収額欄に「〆何円」の例によつて記入する。

(2) 改札補充券

ア 改札補充券は、第 254 条第 2 号の規定により取り扱う場合を除き、次の場合に発行する。

(ア) 乗車変更の取扱いをする場合

(イ) 別途乗車の取扱いをする場合

(ウ) 無効の乗車券類を使用している旅客を発見した場合で、別に乗車券類を発行するとき

(エ) 旅客が誤乗区間の無賃送還途中で下車を申し出た場合で、旅客に対して乗車券類を発行するとき

(オ) 第 44 条第 3 項の規定により買替の取扱いをする場合

(カ) 第 144 条第 3 項の規定により途中下車印多数押なつのため引換発行する場合

(キ) 第 192 条第 4 項の規定により 2 人以上の旅客に対して 1 枚で発行した出札補充券、改札補充券、料金専用補充券及び車内補充券について前途区間を分割発行する場合

(ク) 第 242 条第 1 項第 7 号ウの規定により誤発行(誤計算を含む。)、損傷又は汚損の乗車券類(定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。)を発見し、再交付をする場合

- (ケ) 第 256 条第 1 項第 1 号のア及びイの規定により概算額収受の車内補充券の精算をし、
前途用の乗車券類として発行する場合
 - (コ) 第 255 条第 1 項の規定により旅客運賃及び料金の払いもどしをし、前途用の乗車券類
として発行する場合
 - (カ) 第 314 条の規定により紛失した乗車券類を再発行する場合
 - (シ) 第 314 条第 2 項及び第 3 項の規定により再収受証明書を発行する場合
 - (ス) 第 320 条第 1 項の規定により紛失乗車券類を発見し、旅客運賃及び料金の払いもどし
をし、前途用の乗車券類として発行する場合
 - (セ) 第 361 条の規定により他経路乗車の取扱いをする場合
 - (ソ) 第 378 条第 1 項第 2 号の規定により誤購入の乗車券類を精算し、前途用の乗車券類と
して発行する場合
 - (タ) 第 401 条第 2 項の規定により普通手回り品料金を収受し、普通手回り品切符の代用と
して発行する場合
- イ 乗車券類の種類及び割引の種別ごとに 1 枚を発行する。ただし、紛失として発行する場
合、再収受証明書として発行する場合等は、各別の乗車券類に対して 1 枚をもつて発行す
ることができる。
- ウ 第 192 条第 4 項の規定により 2 人以上の旅客に対して発行する場合は、1 枚をもつて発
行することができる。
- エ 増運賃又は増料金を収受する区間とその他の区間とにまたがる場合は、1 枚を発行する。
- オ 各欄の記入方は、前条の規定によるほか、次による。
- (ア) アの(ケ)の規定により発行する場合は、領収額欄に実際に収受した額を記入（過剰額を
生ずるときは、横にまつ線を引く。）し、記事欄にその内訳を旅客運賃及び料金、増運賃
及び増料金並びに手数料を区分のうえ記入（過剰額を生ずるときは、「何円払いもどし
ずみ」の例により記入）し、その他の必要事項（発行月日及び発行駅を除く。）は、その車
内補充券のとおり記入する。この場合は、記事欄に「何何車掌区車補何号冊何号精算前
途用」の例により記入する。
 - (イ) 再収受証明書として発行する場合は、事由欄に「再収受証明」と、記事欄に旅客運賃
及び料金を収受した帳票の種別、番号及び有効期限を次の例によつて記入するほか、各
欄は「紛失」の場合に準じて記入する。この場合、領収額欄は、正当領収額をかつこを
附して記入する。
 - a 概算額を収受した車内補充券である場合は、「何何車掌区車補何号冊何号精算」
 - b 改札日報であるときは、「日報何ページ」
 - c 有効期限は、「何年何月何日まで有効」
 - (ウ) アの(ソ)の規定により発行する場合で過剰額を払いもどしたときは、記事欄に「何円払
いもどしずみ」の例により記入する。
 - (エ) イの規定により 2 種類以上の乗車券類に対して 1 枚を発行する場合は、記事欄に「乗・
急券共」の例により発行した乗車券類の種別を記入する。
 - (オ) 普通手回り品料金を収受する場合の事由欄は、「手回り品」と記入し、記事欄は、「何
個下車前途無効」と記入する。

(3) 料金専用補充券

ア 料金専用補充券は、次の場合に発行する。

(ア) 自駅に設備のない乗車券類（普通乗車券、定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券及び貸切乗車券を除く。）の代用として発行する場合

(イ) 第 192 条第 4 項の規定により 2 人以上の旅客に対して 1 枚で発行する場合

イ 乗車券類の種類及び割引の種別ごとに各別に 1 枚を発行する。ただし、急行券と特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を発行する場合は、各別の乗車券類（同一区間のものに限る。）に対して 1 枚をもつて発行することができる。

ウ 各欄は、前条の規定によるほか、次により記入する。

(ア) 事由欄は、略号の上部に○をつける。

(イ) 指定欄は、指定列車についての必要事項を指定 1 欄に記入し、記入しない欄には横にまっ線を引く。この場合、2 個列車以上指定するときは、先乗列車の指定事項を指定 1 欄に記入し、後乗列車の指定事項は指定 2 欄に記入する。

(4) 車内補充券

ア 車内補充券は、次の場合に発行する。

(ア) 乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を購入しないで乗車した旅客に対して乗車券類を発行する場合

(イ) 第 2 号アの(ア)から(ク)まで及び(セ)に規定する場合

(ウ) 第 314 条の規定により紛失した乗車券類を再発行する場合

(エ) 第 370 条の 2 第 1 項の規定により不使用証明書を発行する場合

(オ) 第 378 条第 1 項第 3 号の規定により誤購入の乗車券類に対して旅客運賃及び料金の不足額を収受し、前途用の乗車券類として発行する場合

(カ) 第 401 条第 2 項の規定により普通手回り品料金を収受し、普通手回り品切符の代用として発行する場合

イ 乗車券類の種類、割引の種別又は普通手回り品切符ごとに 1 枚を発行する。ただし、次の場合は、各別の乗車券類に対して 1 枚をもつて発行することができる。

(ア) 無札旅客に対して、増運賃又は増料金を収受しないで発行する場合の普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券

(イ) 普通乗車券と指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。）

(ウ) 急行券と特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券

(エ) (イ)及び(ウ)に規定するほか、紛失として普通乗車券、自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は自由席特別車両券を発行する場合

ウ 概算額を収受する場合であつても、免税又は割引の旅客運賃及び料金を収受する場合は、免税の相当証明書又は割引証を回収する。

エ 第 2 号のウからオまでの規定は、車内補充券の場合に準用する。

オ 普通乗車券を所持する旅客に対して、区間変更と同時にこれに連続する区間につき別途乗車の取扱い又は無札乗車と同時にこれに連続する区間の乗車券につき区間変更の取扱いをする場合は、それぞれ 1 枚で発行することができる。

カ 精算していない車内補充券を所持している旅客に対し、さらに車内補充券を発行する場合は、原車内補充券の甲片の記事欄に「何何車掌区車補何号冊何号発行」の例により、新車内補充券の記事欄に「原車補何何車掌区何号冊何号精算未了」の例により記入し、2枚とも旅客に交付する。

キ 第44条の規定により買替の請求があつた場合で、過剰額を生ずるときは、領収額欄に横にまつ線を引き、記事欄に「何円払いもどしを要す」の例により記入する。

ク 各欄の記入方は、前条の規定によるほか、次による。

(ア) 概算額を収受した場合の領収額欄は、その収受金額を記入し、記事欄に「概算」と記入するほか、収受金額を漢字で「(壱千参百円)」の例により記入する。

(イ) 原券欄及び収受又は変更区間欄を記入する場合で、規則第86条第1項第2号の規定により横浜市内発とするものにあつては、発駅名を「横浜市内」と記入することができる。

(ウ) イの規定により2種類以上の乗車券類に対して1枚を発行する場合で、普通乗車券の発駅が規則第86条から同第88条までの規定が適用されるときは「乗車駅東京」の例により記事欄に記入する。

(エ) 無札及び不正使用の旅客から指定券に対する料金を収受する場合、指定券変更として発行する場合は、「何号車何番何席」の例によりその指定番号を記入する。

(オ) 矢印式、地図式又は金額式乗車券で区間変更の取扱いをする場合及び金額式乗車券を所持している旅客に対して「買替」の取扱いをする場合の原券欄の記入は、原乗車券の発駅名と旅客運賃額のみとし、その他は省略することができる。

(カ) 自由席特急券から指定席特急券への指定券変更（乗車区間が変更とならない場合に限る。）の取扱いをする場合は、原券欄、変更区間欄及び記事欄の記入を省略し、当該各欄にまつ線を引いて発行することができる。

(キ) 普通手回り品料金を収受する場合の事由欄は、「手回り品」と記入し、記事欄は、「何個下車前途無効」と記入する。

(ク) 再掲欄は前条第12号の規定によるほか、区変、指変、種変及び紛失で発行した場合の料金種別を記入する。

2 規則第57条第7項又は同第58条第7項の規定により、東京・京都間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券又は特別車両券にあつては、全乗車区間並びに東京・博多間の乗車区間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間ごとに各別に発行することができる。この場合の領収額は、東京・博多間の乗車区間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間ごとに各別に記入する。

3 規則第58条第3項の規定により、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券にあつては、東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間ごとに各別に発行することができる。この場合の領収額は、東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間ごとに各別に記入する。

4 規則第57条第2項第1号、同第57条第8項又は同第58条第3項の規定により、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券又は特別車両券にあつては、全乗車区間並びに東京・新青森間の乗車区間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間ごとに各別に発行することができる。この場合

の領収額は、東京・新青森間の乗車区間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間ごとに各別に記入する。

- 5 規則第 58 条第 11 項に規定する区間に対して発行する特別車両券にあつては、新幹線の乗車区間及び新幹線以外の線区の乗車区間ごとに各別に発行することができる。この場合の領収額は、新幹線の乗車区間及び新幹線以外の線区の乗車区間ごとに各別に記入する。

第 237 条 削除

(駅名式特殊区間用特別補充券の発行方)

第 238 条 駅名式特殊区間用特別補充券は、一般用特別補充券の代用として次の各号に定めるところにより発行し、甲片は旅客に交付し、乙片は車掌区収入日報に添附して審査課長に提出するものとする。

(1) 発行する場合は、車内補充券に準ずる。

(2) 事由、領収額、乗車区間等の必要事項を相当欄に入録する。ただし、券面に表示された区間（以下この号において「券面区間」という。）内において発行する場合で、次の各号の 1 に該当するとき（券面区間内を通過となる場合を除く。）は、その必要事項を記事欄に記入する。

ア 原乗車券の発着区間が券面区間外にあつて、券面区間内にわたつて発行するとき

イ 原乗車券の発着区間が券面区間内にあつて、券面区間内から券面区間外にわたつて発行するとき

ウ 原乗車券の発着区間が券面区間内から券面区間外にまたがっている場合で、券面区間内からその券面区間外にわたつて発行するとき

エ 原乗車券の発着区間外が券面区間外から券面区間内にまたがっている場合で、その券面区間外から券面区間内にわたつて発行するとき

オ その他必要事項を表示する相当欄のないとき

(3) 原乗車券類は、次のものを除いて、回収する。

ア 定期乗車券、鉄道乗車証等回収するとその後の乗車にさしつかえるもの

イ 別途乗車のうち、原乗車券の着駅が車内補充券の券面区間外になるため、回収すると事後の取扱いに支障をきたすもの。この場合は、記事欄に「不回収」と明記するとともに、原乗車券中央に入録する。

ウ 未精算の車内補充券（分割の取扱いをする場合を除く。）

エ 分岐線への別途乗車

オ 不使用証として発行のとき

(4) 大人、小児又は割引のものは、各別に発行する。

(5) 駅名式特殊区間用特別補充券で発行が困難なものは、駅又は前途の車掌に引き継ぐ。

(6) 原乗車券の表示方は、原乗車券が普通乗車券又は普通回数乗車券の場合にだけ相当欄に入録する。ただし、分岐乗又は不使用証として発行する場合を除く。

(7) 收受又は変更区間の表示方は、次による。

ア 区間

(ア) 收受又は変更開始駅は、「駅から」欄のわく内相当駅名の中央に、收受又は変更着駅は

相当駅名の右の「まで」欄に入録する。ただし、普通乗車券による区間変更の場合で、原乗車券の着駅が特定都区市内と表示されているものは、変更開始駅を「大阪市内」の例により特定都区市内として入録する。

(イ) 普通乗車券による区間変更の場合は、その原乗車券の発駅を「駅から」欄のわく内相当駅名の左寄りに入録する。

(ウ) 原乗車券が矢印式及び地図式の場合は、その変更方向の最遠駅とする。

イ 経由

経由欄を設けた場合は、必要のときに限って相当欄に入録する。

ウ 小児

所定欄に入録する。

(8) 発行日付は、日付欄の相当箇所に入録する。この場合、年及び月の表示はしない。

(9) 有効期間は、相当欄の相当箇所に入録する。ただし、当日限り有効の場合は、入録による表示をしない。また、様式中、有効2日の表示がないものは、有効2日に限り、入録しない。

(10) 領収額の表示方は、次による。

ア 領収額欄のわく内相当箇所に入録する。ただし、領収額が多額のため相当欄がない場合及び概算額收受の場合は、記事欄の「円」の左方に漢字で記入（左方頭部をかつこでとじる。）のうえ、認印を押す。

イ 旅客運賃及び料金を収受しないで発行する場合は、領収額なし欄に入録する。

(11) 記事欄の表示方は、次による。

ア 同行の2人以上に対して1枚で発行する場合は、大人のときは「大人2人」、小児のときは小児欄に入録するとともに「小児2人」の例により記入する。

イ 旅客運賃が割引又は後払いのものは、「㊟」又は「原券㊟」の例により記入する。

ウ 普通乗車券による区間変更のもので原乗車券の発駅が駅名欄にない場合は、その発駅を「原発何駅」の例により記入する。

エ 区間変更を取り扱う場合は、「原券何何間」の例により記入する。

オ 原乗車券の発行日と車内補充券の発行日とが異なる場合は、「㊟何月何日」の例により記入する。

カ 収受又は変更開始駅、変更着駅が駅名欄にない場合は、「発駅何」の例により記入する。

キ 概算額收受の場合で原乗車券のあるもの又は誤購入、不使用証若しくは紛失のものは、車内補充券の原乗車券欄に記入する必要事項を、車内補充券の記入方に準じて記入する。

ク 事由欄にない事由のものを取り扱う場合は、「区変別」の例により記入する。

ケ 自由席特急券、普通急行券（自由席に対して発行する急行・特別車両券を含む。）又は自由席特別車両券(B)の代用として発行する場合は、「何駅から何駅まで」の例により記入する。

(12) 発行事由は、相当箇所に入録する。ただし、区間変更、定期乗車券又は普通回数乗車券で別途の場合は、入録しない。

(13) 前各号のほかは、車内補充券の発行方の規定を準用する。

(乗車変更専用特別補充券の発行方)

第 239 条 乗車変更専用特別補充券は、一般用特別補充券の代用として、次の各号に定めるところにより発行し、甲片（硬券式のものを大人に発行する場合は、乙片は連続のまま）は旅客に交付して、原乗車券類とともに所持させ、乙片は車掌区収入日報、乗車券簿又は改札日報に添附して審査課長に提出するものとする。

(1) 区間変更用

ア 硬券式

- (ア) 発行日付印は、第 187 条の規定により表面の左端に押す。
- (イ) 小児の発行する場合は、小児断線の箇所から切断する。

イ 軟券式

- (ア) 旅客 1 人に対して 1 枚を発行する。
- (イ) 有効期間及び発行年月日を記入する。

ウ 急行列車用

急行列車用の発行方は、車内補充券の発行方を準用する。

(2) 種類変更用

種類変更用の発行方は、車内急行券の発行方を準用する。

第 6 章 乗車券類の改札及び回収

第 1 節 通則

(乗車券類の改札をする箇所)

第 240 条 乗車券類の改札は、旅客の入場又は出場の際（駅員無配置駅では、乗降の際）その箇所で、及び列車内でしなければならない。

- 2 列車内で乗車券類を改札する区間は、運輸の状況によつて、車掌区長（管理所長、運輸区長、車掌所長及び車掌区長の業務を行う駅長を含む。以下同じ。）が指定するものとする。
- 3 前各項の規定によるほか、社長が必要と認める場合は、その指定する箇所で乗車券類の改札をしなければならない。

(乗車券類の改札の目的及び方法)

第 241 条 乗車券類の改札は、旅客が適切な旅行のできるよう発車時刻、乗車列車、乗換駅等その旅行に必要な事項について案内するとともに、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 乗車券類の発着駅名、日付、有効期間、途中下車印等を確認する。
 - (2) 使用者に対し特別の制限のある乗車券類については、その使用資格者であることを確認する。
- 2 団体旅客及び貸切旅客の乗降駅では、引率者と立会いのうえ、その人員を確認しなければならない。

(乗車券類改札の場合の処理方)

第 242 条 乗車券類の改札をした場合は、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。

い。

- (1) 旅行開始又は使用開始の際は、定期乗車券、団体乗車券、貸切乗車券、寝台券及び座席指定券を除き、その券面（規則第 184 条第 5 項に規定する普通乗車券と急行券とを連続したもののについてはそれぞれの券面）に入缺（スタンプの押なつによる代用を含む。以下同じ。）する。
- (2) 列車内で改札をした場合は、乗車券類（定期乗車券を除く。）面の文字等をそこなわないように入缺する。
- (3) 途中下車の場合は、第 144 条の規定によつて処理する。
- (4) 使用を終えたもの及び無効のものを発見した場合は、これを回収して審査課長に提出する。
- (5) 乗車券類に対して、誤つて入缺した場合又は誤入缺の事実を発見した場合は、その券片の裏面に「誤入缺」と記入して証明する。この場合、誤つて入缺した駅又は誤入缺の事実を発見した駅において、その証明をするいとまのないときは、乗務員にその旨を通知する。
- (6) 駅又は乗務員において誤扱いによるものと認められる無入缺の乗車券を発見した場合は「何駅代」の例により記入証明し、入缺する。
- (7) 日付印の誤なつ、券面表示事項の誤記入、補充乗車券等の誤切断、旅客運賃及び料金の誤計算その他誤発行した乗車券類又は損傷し若しくは汚損した乗車券類を発見した場合で、当該乗車券類が有効なものであるときは、次によつて取り扱う。

ア 定期乗車券又は普通回数乗車券

定期乗車券又は普通回数乗車券の発行駅（損傷し、又は汚損した普通回数乗車券については、適宜の駅）において、これと引替えに、第 212 条又は第 217 条の規定によつて再交付する。この場合、発行駅以外の駅又は乗務員において発見したものであるときは、損傷し、又は汚損した普通回数乗車券であるときを除いて、発行駅にその要旨を通知する。

イ 団体乗車券又は貸切乗車券

発見した駅又は乗務員において券面にその要旨を証明して交付する。この場合、団体乗車券又は貸切乗車券の発行駅以外の駅又は乗務員において、旅客運賃及び料金の誤計算を発見したときは、次によつて取り扱うほか、発行駅にその要旨を通知する。

- (ア) 旅客運賃及び料金の收受を必要とするときは、途中駅にあつては改札補充券、車内にあつては車内補充券を発行し、また、着駅にあつては改札日報によつて処理する。
- (イ) 旅客運賃及び料金の払いもどしを必要とするときは、券面にその要旨を証明して交付し、着駅において改札払いもどしの取扱いを受けさせる。

ウ その他の乗車券類

発見した駅又は乗務員において回収し、前途を乗車するものに対しては、当該乗車券類の発行駅においては出札補充券又は改札補充券、発行駅以外に駅においては改札補充券、車内においては車内補充券を交付する。この場合、イの後段の規定を準用する。

(注 1) 団体旅客入出場票又は団体旅客乗車票は、使用を終えたときは、これを回収する。

(注 2) 第 222 条第 4 号及び第 5 号、第 223 条第 4 号、第 225 条第 6 号、第 226 条第 3 号、第 229 条第 8 号、第 230 条第 3 号、第 231 条第 5 号並びに第 232 条第 4 号の規定により発行した指定席券は、指定席特急券、指定席特別車両券(A)、寝台券又は座席指定券と同時にこれを回収する。

2 前項第1号及び第2号の鉄痕は、社長が指定するものとする。

(証明書の確認)

第243条 割引の旅客運賃及び料金による乗車券類又は通学定期乗車券を所持する旅客に対しては、必要に応じ、所定の証明書を確認しなければならない。

2 前項の場合、旅客が証明書の呈示をしないときは、資格者であることを確かめることができる場合のほか、規則第264条、同第265条又は同第267条の規定による不正使用の旅客として取り扱わなければならない。

(証明書類不正使用の場合の報告方)

第244条 割引の旅客運賃及び料金による乗車券類又は通学定期乗車券を所持する旅客がその証明書を呈示しない場合又はこれらの割引証及び割引乗車券類を他人が使用した場合等正規に反した事実を発見したときは、軽微のものを除き、その記名人又は使用者の住所、氏名、発行者氏名、発見月日、旅客運賃割引証の番号等その要旨を別に定めるところにより本社に報告しなければならない。

(回収した乗車券類の処理方)

第245条 旅客から回収した乗車券類は、別に定めるところにより、審査課長に送付しなければならない。この場合、有効期間内の定期乗車券を回収したときは、第196条第2項に規定する無効印を押すものとする。

第2節 乗車券の改札及び回収

(普通乗車券及び普通回数乗車券改札の場合の入鉄方)

第246条 普通乗車券及び普通回数乗車券に対しては、旅行開始の際、次の各号に定める箇所に入鉄しなければならない。

- (1) 相互式普通乗車券、駅名固定式車内普通乗車券及び普通回数乗車券は、自駅名の下部（券面に表示された中間の駅から旅行を開始するときは、着駅と反対側の駅名の下部）。
- (2) 準常備普通乗車券は、右方上部
- (3) 普通乗車券の代用として発行した特別補充券に対しては、下部
- (4) 前各号以外の乗車券は、下部右方。ただし、これによりがたい場合は、上部又は左方

(併用乗車券の入鉄方)

第247条 連続した2区間以上の乗車券を併用して乗車する場合の入鉄方は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅行開始駅では、最初の区間に対する乗車券にだけ入鉄し、その他の区間に対する乗車券は、そのまま旅客に所持させる。
- (2) 車内では、改札をした区間に対する乗車券にだけ入鉄する。
- (3) 前各号の乗車券を旅行終了駅で回収した場合は、旅行開始駅の入鉄又は改札鉄痕のない乗

車券に対して、便宜入缺する。

- 2 2区間以上の乗車券を併用して乗車する旅客が、第2券片区間で途中下車をする場合は、当該下車駅で第1券片を回収のうえ、第2券片に入缺し、裏面に「何駅代」の例により記入し、これに駅名小印を押さなければならない。第3券片以下の区間で途中下車をする場合も、この例によるものとする。
- 3 乗車券（通学定期乗車券を除く。）を所持する旅客に対して、その券面の未使用区間の駅（着駅以外の駅については、途中下車のできる駅に限る。）を発駅として発売した普通乗車券又は同第247条の規定によつて発売した普通乗車券を使用して当該券片区間の駅に下車した場合で原乗車券を回収することができないときは、第271条第1項第1号及び同項第2号の規定によつて取り扱つたものであるときを除き、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。
 - (1) 第271条第1項第3号の規定によつて取り扱つたものであるときは、原乗車券に表示された「何駅分岐」の箇所途中下車印を押す。
 - (2) 前号以外のときは、原乗車券の券面に「何駅代」の例により記入し、駅名小印を押す。

（回収した定期乗車券の返付）

- 第248条 記名人以外の旅客が使用したため回収した定期乗車券であつて、記名人の責任とならない事由によることが明らかになつたものは、その有効期間内である場合に限り、記名人の請求によつてこれを返すことができる。
- 2 前項の場合は、その事由を記入した返還請求書を提出させなければならない。

（定期乗車券返還請求書の取扱方）

- 第249条 前条の規定によつて記名人から收受した返還請求書は、改札日報に添附して審査課長に提出するものとする。ただし、回収した定期乗車券を既に審査課長に提出済みである場合は、これを審査課長に回付して、その定期乗車券の返付の手続きをとらなければならない。

（定期乗車券拾得の届出があつた場合の処理方）

- 第250条 定期乗車券の拾得の届出があつた場合は、遺失物取扱基準規程（1987年運達第2号）によるほか、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。
- (1) 拾得の届出があつた場合又は他駅から回付を受けた場合は、遅滞なく記名人に通知して返付する。
 - (2) 前号の回付の取扱い等については、別に定める。

第3節 急行券の改札及び回収

（急行券改札の場合の入缺及び回収）

- 第251条 急行券は、旅客がこれを使用して急行列車に乗車する際、次の各号に定める箇所に入缺しなければならない。ただし、指定急行券（未指定特急券を除く。）は、入缺を省略することができる。
- (1) 準常備急行券は、下部中央
 - (2) 急行券の代用として発行した特別補充券は、下部

(3) 前各号以外の急行券は、下部右方

第4節 特別車両券の改札及び回収

(特別車両券改札の場合の入缺方)

第252条 特別車両券は、特別車両に乗車の際、次の各号に定める箇所に入缺しなければならない。ただし、指定特別車両券は、入缺を省略することができる。

- (1) 準常備特別車両券は、下部中央
- (2) 特別車両券の代用として発行した特別補充券は、下部
- (3) 前各号以外の特別車両券は、下部右方

策5節 寝台券の改札

(寝台券と乗車券との照合)

第253条 乗務員は、寝台利用旅客を当該寝台に案内する際は、寝台券（急行・寝台券を含む。）を確認するほか、乗車券もあわせて確認するものとする。この場合、確認の証として乗車券の表面に、次に掲げる証印を押すものとする。

 又は  直径 0.7 cm

備考 証印の寸法は、必要により、車掌区長において適宜変更することができる。

第6節 コンパートメント券の改札

(コンパートメント券改札の場合の入缺方)

第253条の2 コンパートメント券は、入缺を省略することができる。

第7節 座席指定券の改札

(座席指定券改札の場合の入缺方)

第253条の3 社長が必要と認める場合は、座席指定券に対し、旅客がこれを使用して乗車する際、その下部右方（座席指定券の代用として発行した特別補充券に対しては、下部）に入缺させることがある。

(乗車変更等における鉄道駅バリアフリー料金の取扱い)

第253条の4 規則第237条の2の規定は、乗車変更その他この章に規定する取扱いにおいて同様に適用する。

第7章 乗車変更等の取扱方

第1節 通則

(旅客運賃及び料金の追収受の取扱方)

第254条 旅客運賃及び料金又は増運賃及び増料金を追収受した場合は、旅客営業に関する基準規程等に定める場合を除いて、旅客の所持する乗車券類を回収し、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 発駅、途中駅又は車内の場合は、特別補充券を発行する。
- (2) 着駅の場合は、改札日報によつて処理する。この場合、旅客から領収書の請求を受けたときは、領収証を発行して交付しなければならない。

(旅客運賃及び料金の払いもどしの取扱方)

第 255 条 旅客運賃及び料金の払いもどしは、別に定める場合を除いて、旅客からその請求を受けた駅において、乗車券類、再收受証明書、不使用証明書又は不乗証明書と引換えにその取扱いをするものとする。この場合、発駅又は途中駅において払いもどしの取扱いをして、前途の乗車をさせる場合は、改札補充券を発行し、乗車券の代用として旅客に交付するものとする。

2 前項の場合で、乗継時間が少ないとき又は手もと金が不足のため払いもどしの取扱いをすることができないときは、乗車券類の券面に申出月日及び事由を略記して、これを証明のうえ、任意の駅で払いもどしを受けさせることができる。

3 第 1 項の場合で、旅客運賃及び料金の払いもどし駅が駅員無配置駅に該当する場合で、旅客から特にそのもより駅以外の駅での払いもどし方の申出があつたときは、当該駅において、事実を確認のうえ、これに応ずることができる。この場合、事前に車内において乗務員にその申出があつたときは、その事実を確認し、当該乗車券類の券面に払いもどし事由及び申出月日を記入証明するものとする。

(乗車変更、払いもどし等の場合における乗車券類の取扱方)

第 255 条の 2 2 種類以上の乗車券類を 1 葉とした乗車券類について、乗車変更、払いもどし等の取扱いをする場合で、乗車券類の種類ごとに取扱いを異にするときは、その取扱いを異にするものごとに特別補充券を分割（急行・特別車両券、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券については、一部を払いもどしする場合を除き、1 葉で発行する。）として発行し処理するものとする。ただし、次の各号に定めるところにより処理することができる。

(1) 2 種類以上の乗車券類の一部又は全部のものについて乗車変更の取扱いをする場合

原乗車券類を回収し、変更用として新たに所要の乗車券類を発行して旅客に交付するとともに、回収した乗車券類の券面には、次に掲げる表示をして記入証明し、新たに発行する乗車券類の表面には「乗変何円收受」の例により赤書きして証明し、出札払いもどしの取扱いをする。この場合、急行・特別車両券、急行・寝台券、急行・コンパートメント券又は急行・座席指定券として発行する場合で、急行料金について割引又は後払の取扱いをするときは、「急行券[㊦]」の例により表示する。

乗	変	
新	券	何円
収	受	額 何円
（払いもどし額）		
出札払いもどし		何円
（新券特急 No.1234）		

(注) 指定券（未指定特急券を除く。）に関する乗車券類変更の取扱いをする場合で、原指定券に表示された列車の前日又は当日に取り扱うときは、「乗変何円收受出発日 2 日以内に変更」の例により、その変更内容を記入する。

(2) 2種類以上の乗車券類の一部のものについて払いもどしの取扱いをする場合

原乗車券類を回収し、旅客が使用を希望する乗車券類について、種類別に特別補充券を分割として発行（記事欄にその要旨を「10／1 都区内・名古屋旅行見合何円払いもどしずみ」の例により記入する。）し、旅客に交付する。この場合、回収した乗車券類の裏面には旅客に交付した乗車券類の要旨を「10／1 特急券分割何号冊何号発行」の例により記入し、改札払いもどしの取扱いをする。

(3) 前各号以外の取扱いをする場合

前各号の規定を準用して取り扱う。

2 前項の規定は、前項以外の乗車券類の乗車券類変更の取扱いをする場合に準用する。

（車内補充券の精算の取扱方）

第 256 条 車内補充券を精算するときは、車内補充券の精算欄に必要事項を記入し、駅名小印を押したうえ、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 途中駅で精算する場合

ア 概算領収額に不足額があるときは、その不足額を収受し、その車内補充券と引換えに前途用として新たに改札補充券を交付する。この場合、回収した車内補充券は、改札補充券の乙片とともに相当処理する。

イ 概算領収額に過剰額があるときは、その過剰額を払いもどし、その車内補充券と引換えに、前途用として新たに改札補充券を交付する。この場合、回収した車内補充券は、払いもどし証票として処理する。過剰額があつても、払いもどしの請求権を放棄したものであるときは、その記事欄にその旨を記入し、駅名小印を押し、そのまま前途の乗車に使用させる。

ウ 概算領収額に過不足額のないときは、差引過不足欄にまつ線を引き、前途の乗車に使用させる。

(2) 着駅で精算する場合

ア 概算領収額に不足額があるときは、その不足額を収受して改札日報に計上し、車内補充券を回収する。この場合、回収した車内補充券は、改札日報に添附して審査課長に提出する。

イ 概算領収額に過剰額があるときは、その車内補充券と引換えに、これを払いもどす。この場合、回収した車内補充券は、払いもどし証票として処理する。過剰額があつても、払いもどしの請求権を放棄したものであるときは、その記事欄にその旨を記入し、改札日報に添附して審査課長に提出する。

ウ 概算領収額に過不足額のないときは、差引過不足欄にまつ線を引き、改札日報に添附して審査課長に提出する。

（注）精算欄に誤記をした場合は、相当の訂正をしたうえ、駅名小印を押すこと。

（車内補充券の発行のいとまのない場合の取扱方）

第 257 条 乗務員が車内補充券を発行する場合で、その発行のいとまのないときは、旅客の途中下車駅又は着駅にその旨の引継ぎをしなければならない。この場合は、第 254 条の規定によつ

て処理するものとする。

(指定券変更等を行う場合の取扱方)

第 258 条 駅において、指定券変更又は指定券について料金の払いもどしの申出があつた場合は、指定券等発売規程に定める場合を除き、販売センターに連絡のうえ、これを行うものとする。

2 車内において、指定券変更の取扱いをした場合で、指定席又は寝台に空席が生じたときは、必要により適宜の方法をもって販売センターに連絡するものとする。

(追收受又は払いもどしの場合の旅客運賃及び料金の計算方)

第 259 条 乗車券類に対する旅客運賃及び料金の追收受又は払いもどしをする場合は、各券片ごとに計算するものとする。ただし、団体乗車券又は貸切乗車券に対しては、1口ごとに旅客運賃及び料金の追收受又は払いもどしをする。

(乗車変更等の場合の旅客運賃及び料金の計算方)

第 259 条の 2 乗車変更等の取扱いをする場合の旅客運賃及び料金の計算については、別に定める場合を除き、乗車券類の発売の際の旅客運賃及び料金の計算に関する規定を適用する。

2 割引の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券を所持する旅客について、乗車変更等の取扱いをする場合で、変更区間又は実際の乗車区間等について料金を計算するときは、別に定める場合を除き、原乗車券類に適用した割引率による割引の料金によつて計算をする。

(手数料の計算方)

第 260 条 払いもどしをする際に収受する手数料の額は、規則第 237 条の 3 の規定によるほか、原乗車券類の券片を単位として計算するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定期乗車券の場合

ア 継続発売の定期乗車券を、前定期乗車券の有効期間中に取り扱う場合は、1枚の手数料とする。

イ 2区間以上の定期乗車券又は異種の定期乗車券を1枚で発行したものを取り扱う場合は、1枚の手数料とする。

(2) 普通回数乗車券の場合

全券片について取り扱う場合と一部の券片について取り扱う場合とにかかわらず1枚の手数料とする。

(3) 団体乗車券又は貸切乗車券の場合

旅客運賃関係、急行料金(指定急行券に対する急行料金を除く。)関係及び特別車両料金(指定特別車両券に対する特別車両料金を除く。)関係について同時に取り扱う場合は、あわせて1枚の手数料(2枚以上で発行したものであつても、同時に取り扱うときを含む。)とする。

(4) 特別補充券の場合

2人以上の旅客に1葉で発行したものについて取り扱う場合は、取扱人員数に対する手数料とする。

(払いもどし額が手数料に不足する場合の取扱方)

第 261 条 旅客運賃及び料金の払いもどしをする場合、既に収受した旅客運賃及び料金から、実際乗車区間に対する相当旅客運賃及び料金と手数料とを差し引いて、残額の払いもどしをする場合であつて、既に収受した旅客運賃及び料金に不足が生じて、事後の乗車の伴わないときは、その不足額は収受しない。

2 旅客運賃及び料金の払いもどしをする場合に手数料を収受するときは、これを差し引いて残額の払いもどしをし、払いもどし額は旅客運賃として処理するものとする。

第 262 条 削除

第 2 節 乗車変更の取扱方

第 1 款 通則

(乗車変更の場合の原乗車券類の回収)

第 263 条 乗車変更の取扱いをする場合は、原乗車券類を回収するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、旅客鉄道会社線と連絡会社線とにまたがって乗車変更の取扱いをするときを除き、原乗車券類を回収しないで、特別補充券とともに所持させることができる。

- (1) 普通乗車券で区間変更（変更後の区間に原乗車券の乗車区間がある場合又は原乗車券が矢印式、地図式若しくは金額式の場合に限る。）の取扱いをする場合
- (2) 自由席特急券、特定特急券又は普通急行券で区間変更の取扱いをする場合
- (3) 規則第 227 条第 1 号ロに規定する急行列車用の乗車変更専用特別補充券を発行する場合
- (4) 種類変更の取扱いをする場合
- (5) 指定券変更の取扱いをする場合
- (6) 団体乗車券等回収することのできない乗車券類によつて乗車変更の取扱いをする場合
- (7) 乗車変更専用の特別補充券を発行する場合
- (8) その他旅客営業に関する規程等に定める場合

第 264 条 削除

(着駅又は発駅を 2 駅以上共通とした乗車券に対する乗車変更の取扱方)

第 265 条 旅客運賃が同額のため着駅又は発駅を 2 駅以上共通とした乗車券によつて乗車変更の取扱いをする場合は、別に定める場合を除き、当該乗車券の着駅又は発駅は、券面表示区間内の最遠の駅着又は駅発のものとして取り扱うものとする。ただし、旅客にとつて有利となるときは、共通着駅中の最遠の駅以外の駅を着駅として取り扱うことができる。

(旅客運賃を収受しない区間変更の取扱方)

第 266 条 規則第 156 条第 1 号及び第 2 号の規定による途中下車禁止の乗車券によつて、区間変更の取扱いをする場合は、その取扱いによつて変更後も有効期間、途中下車制限等の運送条件

が変更とならないで、かつ、旅客運賃が追収受とならないときに限り、乗車券の券面に「何何駅に区変」の例により記入証明して取り扱うことができる。

(乗車変更等のため不要となつた乗車券に対する旅客運賃払いもどしの特例)

第 267 条 次の各号の 1 に該当する場合において、旅客から、不要となつた乗車券の旅客運賃の払いもどしの請求があつたときは、払いもどし条件を具備する場合に限り、乗務員は、当該乗車券の券面に、払いもどしの請求があつた旨を「全区間（又は何何間）未使用による払いもどし何月何日請求」と記載し、証明して旅客に所持させ、前途の駅で旅客運賃の払いもどしを受けさせることができる。

(1) 2 区間以上の乗車券を併用する旅客に対して、車内において、前券片についての乗車変更を取り扱つたため、次券片以下の区間の券片が不要となつた場合

(2) 乗車変更の取扱いに制限のある割引の普通乗車券を所持する旅客に対して、車内において制限外の区間について別途乗車の乗車券を発売したため、原乗車券が不要となつた場合

2 前途の駅において前項の規定による乗車券を所持する旅客から当該旅客運賃の払いもどしの請求があつた場合は、次の各号によつて旅客運賃の払いもどしの取扱いをするものとする。

(1) 全区間不使用の乗車券

乗車券の券面に記載してある払いもどし請求日に払いもどし請求があつたものとして、規則第 271 条の規定により取り扱う。

(2) 一部区間不使用の乗車券

乗車券の券面に記載してある払いもどし請求日に不乗開始駅で払いもどしの請求があつたものとして、規則第 274 条の規定によつて取り扱う。

(鉄道乗車証等所持者に対する乗車変更の取扱制限)

第 268 条 鉄道乗車証並びに用務及び部外用の乗車券については、乗車変更の取扱いをしない。

2 社用指定引換券によつて引き換えた特別急行券、特別車両券又は座席指定券については、当該乗車券類に対する乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の証印の訂正又は転記の取扱方)

第 269 条 規則第 244 条第 2 項の規定によつて呈示された乗車券に表示されている証印等は、車内において乗車変更の取扱いをする場合を除き、乗車変更の取扱いに伴つて、変更された相当のものに訂正し、又は別に発行した乗車券に転記するものとする。この場合、証印等を訂正したときは、その箇所に駅名小印を押さなければならない。

(区間変更と別途乗車等を同時に取り扱う場合の有効期間の計算方)

第 270 条 区間変更と別途乗車又は無札乗車とを 1 枚の車内補充券によつて同時に取り扱う場合の有効期間は、区間変更の取扱いに対する有効期間の日数と、別途乗車又は無札乗車の取扱いに対する有効期間の日数とを比較して、日数の多い方の有効期間によるものとする。

(別途乗車の取扱方)

第 271 条 車内補充券又は改札補充券の事由欄を「分岐」とする別途乗車の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 分岐駅において取り扱う場合は、原乗車券に途中下車印を押す。
- (2) 分岐線内の分岐駅以外の駅において取り扱う場合は、原乗車券の券面に分岐駅名及びその要旨を「何駅代」と記入し、途中下車印を押す。
- (3) 前各号以外の場合は、原乗車券の券面に分岐駅名及びその要旨を「何駅分岐」と記入して証明する。

2 別途乗車の取扱いをする場合において、別途乗車区間の有効期間が、その取扱いの日から旅客の希望する別途乗車の乗車日までの期間に不足するとき等で必要と認められるときは、別途乗車区間の乗車券の有効期間の開始日を指定することができる。

3 規則第 130 条第 1 項第 2 号ハに規定する区間内相互間を特別車両乗車区間とする特別車両定期乗車券を所持する旅客に対して別途乗車の取扱いをする場合であつて、自由席特別車両料金(B)を収受するときは、同条同項同号ハの(イ)又は(ロ)に規定する特別車両料金を適用するものとする。

第 2 款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

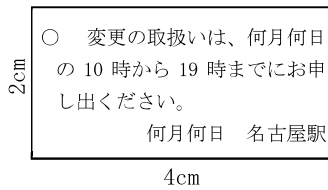
(乗車券類変更の取扱いの特例)

第 272 条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券を所持する旅客が、使用開始前に、当該乗車券類の乗車駅又は下車駅の変更の申し出があつた場合で旅客運賃及び料金が同額（同額の場合であつても、指定席を 2 個列車以上使用するときは除く。）のときは、乗車券類の券面に「乗車駅何駅に変更」の例により記入し、かつ、表面に「乗変」の例により赤書きして証明のうえ、旅客に交付し、乗車させることができる。この場合、原乗車券類が指定券（未指定特急券を除く。）の場合は、割当上支障がないことを確認のうえ取り扱うものとする。

2 指定席特急券（未指定特急券を除く。）を所持する旅客が、乗車列車の変更を申し出た場合で該当の特別急行列車の指定席に空席がないときは、規則第 248 条の規定を準用して、自由席特急券（該当の特別急行列車が規則別表第 1 号の 2 に定める列車群に含まれる場合は、未指定特急券）への変更を乗車券類変更として取り扱うことができる。

3 指定券又は指定急行券以外の急行券若しくは自由席特別車両券を所持する旅客が、規則第 248 条第 1 項第 4 号の規定による乗車券類変更の取扱いを申し出た場合で、変更しようとする列車の指定券が第 30 条第 1 項各号の規定に該当するときは、発売時間外であつても、当該指定券への変更の取扱いをすることができる。

4 規則第 248 条第 3 項の規定にかかわらず、指定券を所持する旅客から、発売時間外に、翌日以降の日を乗車日とする指定券等の発売のできない指定券への変更の申出があつた場合で、旅客の所持する指定券が申出当日に乗車予定のものである等、事情やむを得ないと認められるときは、当該指定券の券面に次に掲げる印を押して旅客に返付し、当日又は翌日の発売時間内に変更の取扱いをすることができる。



(列車出発後の指定券に対する特例扱い)

第 272 条の 2 新幹線の特別急行列車の未指定特急券以外の指定席特急券（急行・指定席特別車両券(A)を含む。）又は立席特急券を所持する旅客が、当該指定券に表示された列車の乗車駅出発時刻後に、乗車列車の変更を申し出た場合は、原指定券に表示された列車の乗車日に同駅を出発する他の新幹線の特別急行列車の自由席を使用するときに限り乗車（原指定券に表示された乗車区間内に限る。）の取扱いをすることができる。ただし、該当の他の新幹線の特別急行列車が規則別表第 1 号の 2 に定める列車群に含まれるときは、規則第 172 条の 3 の規定を準用して特別車両以外の座席車への乗車の取扱いをすることができる。

2 前項の場合、急行・指定席特別車両券(A)を所持する旅客に対しては、同項の規定にかかわらず、特別車両に空席があるときで、かつ、運輸上支障がないときに限り、車内において、別に料金を収受しないで、当該特別車両に乗車の取扱いをすることができる。ただし、はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車の急行・指定席特別車両券(A)を所持する旅客がはやぶさ号等に乗車した場合、グランクラス以外の急行・指定席特別車両券(A)を所持する旅客がグランクラスに乗車した場合及びグランクラス(B)の急行・指定席特別車両券(A)を所持する旅客がグランクラス(A)に乗車した場合を除く。

3 前項の規定により特別車両に乗車の取扱いをする場合であつて、のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車の急行・指定席特別車両券(A)を所持する旅客がのぞみ号等に乗車したときは、同項の規定にかかわらず、原急行・指定席特別車両券(A)においてのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車の特別車両を指定されていた区間であつて実際にのぞみ号等に乗車する区間に対する規則別表第 2 号ネに定める額から同区間に対する規則別表第 2 号ツに定める額を差し引いた額を収受する。ただし、のぞみ号等の特別車両の使用を開始した駅から前途ののぞみ号等に乗車する全区間について収受した後、満席等により一部特別車両を使用できなくなつた場合であつても当該不使用区間に対する払いもどしを請求しないことを旅客が承諾する場合に限つて、その取扱いをすることができる。

4 新幹線以外の線区の特別急行列車の未指定特急券以外の指定席特急券（急行・指定席特別車両券(A)を含む。）又は立席特急券を所持する旅客が、当該指定券に表示された列車の乗車駅出発時刻後に、乗車列車の変更を申し出た場合（普通急行列車に変更し、指定席以外の座席を使用することを申し出た場合を含む。）は、第 1 項及び第 2 項の規定を準用して乗車の取扱いをすることができる。ただし、プレミアムグリーン又はスーパーアグリーン以外の急行・指定席特別車両券(A)を所持する旅客がプレミアムグリーン又はスーパーアグリーンに乗車した場合を除く。

(補助寝台使用に伴う人員変更の取扱方)

第 272 条の 3 寝台個室の設備定員分の急行券及び寝台券を所持する旅客から、その使用開始前

に、規則第 136 条第 2 項に規定する補助寝台を使用する旨申し出があつた場合は、出札払いもどしのうえ発行替えをする。

- 2 規則第 74 条の 6 の規定により発売した補助寝台を使用する急行券及び寝台券を所持する旅客から、その使用開始前に、補助寝台の使用取り止めの申し出があつた場合は、規則第 248 条に定める乗車券類変更の取扱いに準じて出札払いもどしのうえ、発行替えをする。

第 3 款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更の取扱いの特例)

第 273 条 規則第 249 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する区間変更の取扱いをする場合に、旅客の所持する普通乗車券が、変更開始駅において規則第 274 条の規定により旅客運賃が払いもどしできるものであるときは、当該駅において旅行を中止したものとして、次の各号に定めるところにより取り扱うことができる。

(1) 車内において取り扱う場合

前途の乗車区間に対して普通旅客運賃（新たに旅客運賃料金割引証を提出したときは、割引の普通旅客運賃）を別途収受して車内補充券を発行し、旅客の所持する乗車券は、その券面に「何何間未使用による払いもどし、何月何日請求」の例により記入し、第 334 条の規定により取り扱う。

(2) 途中駅において取り扱う場合

規則第 274 条の規定を準用して旅客の所持する普通乗車券に対して不乗区間の普通旅客運賃の払いもどしをし、前途の乗車区間に対して普通旅客運賃（新たに旅客運賃料金割引証を提出したときは、割引の普通旅客運賃）を別途収受して、改札補充券を発行する。

- 2 自由席特急券、普通急行券（急行・自由席特別車両券を含む。）及び自由席特別車両券(B)を所持する旅客が、使用開始後、乗車駅又は下車駅の変更の申し出があつた場合は、規則第 249 条第 2 項第 2 号の規定を準用して取り扱うことができる。この場合、料金額が同額の場合は、第 272 条第 1 項の規定を準用して取り扱うことができる。

(大都市近郊区間内相互発着の乗車券で新幹線に乗車する場合の区間変更の取扱方)

第 274 条 規則第 16 条の 2 の規定により東北本線（新幹線）中東京・那須塩原間、高崎線（新幹線）中大宮・高崎間、東海道本線（新幹線）中新大阪・新神戸間及び山陽本線（新幹線）中新神戸・西明石間、信越本線（新幹線）中長岡・新潟間並びに東北本線（新幹線）中郡山・一ノ関間と同一の線路として取り扱う区間（以下本条において「同一線区間」という。）を券面に表示された経路に含む大都市近郊区間内相互発着の普通乗車券を所持する旅客が、同区間において新幹線に乗車する場合であつて、乗車後に規則第 249 条第 2 項第 1 号ロの(イ)の規定による区間変更を申し出たときは、原乗車券の発駅から変更着駅までの区間に、新幹線に乗車する区間に対応する同一線区間を含む場合に限り取り扱うものとする。ただし、東北本線（新幹線）中東京・大宮間又は上野・大宮間に乗車する場合であつて、原乗車券の発駅から変更着駅までの区間が規則第 70 条第 1 項に掲げる図の太線区間を通過するときは、東北本線中赤羽・大宮間に対応する同一線区間として取り扱うものとする。

(例 1) 宇都宮発浦和着で東北本線経由の普通乗車券を所持する旅客が、宇都宮・大宮間

を新幹線に乗り、東北本線経由で川口駅までの区間変更を申し出た場合
宇都宮・大宮間に対応する同一線区間である宇都宮・大宮間を経由する宇都宮・川口間の普通旅客運賃（東北本線経由）と原乗車券の区間に対する普通旅客運賃を比較し、不足額を収受する。

(例2) 宇都宮発東京山手線内着で東北本線経由の普通乗車券を所持する旅客が、宇都宮・東京間を新幹線に乗り、東海道本線経由で横浜駅までの区間変更を申し出た場合規則第157条第2項の規定により、宇都宮・東京間に対応する同一線区間である宇都宮・赤羽間を経由する宇都宮・横浜間の普通旅客運賃（東北本線・東海道本線経由）と原乗車券の区間に対する普通旅客運賃を比較し、不足額を収受する。

(例3) 宇都宮発浦和着で東北本線経由の普通乗車券を所持する旅客が、宇都宮・上野間を新幹線に乗り、中央本線経由で八王子駅までの区間変更を申し出た場合宇都宮・大宮間の新幹線に乗りすることができ、原乗車券の旅客運賃計算経路を越えて新幹線大宮・上野間に乗りしている。このため、宇都宮・上野間に対応する同一線区間である宇都宮・赤羽間を経由する宇都宮・八王子間の普通旅客運賃（東北本線、赤羽線、山手線、中央本線経由）と原乗車券の区間に対する普通旅客運賃を比較し、不足額を収受する。

(例4) 宇都宮発東京山手線内着で東北本線経由の普通乗車券を所持する旅客が、宇都宮・上野間を新幹線に乗り、中央本線経由で八王子駅までの区間変更を申し出た場合規則第157条第2項の規定により、宇都宮・上野間の新幹線に乗りすることができるが、最短経路によつて区間変更を行った場合、区間変更後の旅客運賃計算経路が東北本線、武蔵野線、中央本線経由となり、大宮・上野間で新幹線に乗りすることができない。このため、宇都宮・上野間に対応する同一線区間である宇都宮・赤羽間を経由する宇都宮・八王子間の普通旅客運賃（東北本線、赤羽線、山手線、中央本線経由）と原乗車券の区間に対する普通旅客運賃を比較し、不足額を収受する。

(特定都区市内等に関連する乗車券で区間変更をする場合の旅客運賃の計算方)

第275条 特定都区市内又は東京山手線内着又は発の乗車券を所持する旅客が、区間変更の取扱いを申し出た場合は、次の各号に定めるところにより旅客運賃を計算するものとする。

(1) 規則第249条第1項第1号に規定する区間変更の取扱いをする場合は、変更する着駅の方向の駅に関連するそれぞれの特定都区市内又は東京山手線内の出口となる駅着のものとして取り扱う。

(例) 仙台市内発横浜市内着の乗車券を所持する旅客が、東海道本線に乗りして豊橋まで区間変更を申し出たときは、戸塚（横浜市内の出口の駅）・豊橋間（普通旅客運賃は規則第86条の規定により横浜・豊橋間）の普通旅客運賃を収受し、新横浜駅から新幹線に乗りして豊橋まで区間変更を申し出たときは、新横浜（横浜市内の出口の駅）・豊橋間の普通旅客運賃を収受する。この場合、北九州市内又は福岡市内着の乗車券を所持する旅客が、小倉・博多間を新幹線に乗りする区間変更の取扱いを申し出たときは、北九州市内又は福岡市内の出口の駅からの営業キロ又は運賃計算キロによつて普通旅客運賃を計算するものとする。

(2) 規則第 249 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに同第 250 条の 2 第 2 項に規定する区間変更の取扱いをする場合は、原乗車券の着駅又は発駅を当該特定都区市内又は東京山手線内の中心駅着又は発のものとして取り扱う。

(例) 下関発東海道本線經由東京都区内着の乗車券を所持する旅客が、金山から中央本線經由に変更を申し出たときは、金山・東京間の東海道本線經由と中央本線經由の区間変更として取扱いをする。

(特定区間等に関連する乗車変更の取扱方)

第 276 条 規則第 69 条若しくは同第 70 条に規定する特定区間又は同第 157 条に規定する選択乗車区間の一部区間にまたがる乗車券を所持する旅客が、当該特定区間又は選択乗車区間の終了する以遠の駅まで乗車変更をする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 特定区間の場合

ア 原乗車券が特定区間の旅客運賃計算経路の途中駅までのものであるときは、区間変更として旅客運賃計算経路により旅客運賃を収受して取り扱うものとする。

イ 原乗車券が、特定区間の旅客運賃計算経路以外の他の経路の途中駅までのものであるときは、特定区間の入口の駅を変更区間の開始駅とし、規則第 249 条第 1 項第 2 号の規定により取り扱うものとする。ただし、同条同項第 1 号の規定による区間変更として取り扱うことができる。

(2) 選択乗車区間の場合

原乗車券に表示された経路又は実際の乗車経路のいかんにかかわらず短い営業キロによる経路を乗車するものとして区間変更の取扱いをすることができる。ただし、規則第 249 条第 1 項第 1 号の規定による区間変更として取り扱うことができる。

2 規則第 70 条第 1 項の規定が適用され、その券面に表示された経路において、同項に掲げる太線区間の入口の駅が赤羽駅、日暮里駅又は錦糸町駅であつて、出口の駅が品川駅である普通乗車券を所持する旅客が、東海道本線（新幹線）中東京・品川間を含む経路への変更（規則第 250 条の 2 第 1 項に規定する区間変更を除く。）を申し出た場合は、規則第 250 条第 2 項の規定にかかわらず、東京駅を変更開始駅として区間変更の取扱いをすることができる

(遅延特約の急行券に対する区間変更の取扱方)

第 277 条 規則第 57 条の 5 第 1 項の規定により遅延特約で発売されている急行券を所持する旅客が区間変更をする場合は、変更区間を遅延特約として区間変更の取扱いをする。

(他経路乗車中の旅客に対する区間変更の取扱方)

第 278 条 規則第 285 条に規定する他経路乗車の取扱いを受けて乗車中の旅客が、当該他経路乗車区間中の途中駅からの区間変更を行う場合は、他経路乗車の取扱いを取り消し、他経路乗車の開始駅からの乗車変更として取り扱うものとする。

第 279 条 削除

第 280 条 削除

(種類変更の取扱方)

第 281 条 種類変更の取扱いをする場合は、車内補充券を発行して旅客に交付する。ただし、急行料金又は特別車両料金が追収受とならないときは、当該乗車券類の券面に「急行何駅に変更」又は当該 1 旅客鉄道会社の駅相互間発着の場合に限り「急行何kmに変更」の例により記入証明して取り扱うことができる。

(指定券変更の取扱いの特例)

第 282 条 規則第 252 条の規定にかかわらず、指定券を所持する旅客が、使用開始後、当該指定券に表示された列車の乗車駅出発時刻までに乗車列車の変更を申し出た場合で、原指定券と同種類（指定席特急券（急行・指定席特別車両券(A)を含む。）と立席特急券との相互間の変更は、同一の種類とみなす。）の指定券に変更するときは、指定券変更に準じて取り扱うことができる。

2 普通急行券を所持する旅客が、使用開始後普通急行列車の寝台又は指定席を使用する場合は、規則第 252 条第 9 項の規定による指定券変更として取り扱わないで、別に指定席特別車両券(A)、寝台券又は座席指定券を発行して処理することができる。

3 乗車列車の変更の取扱いをする場合で、特別急行列車の指定席に空席がないときは、規則第 244 条の規定にかかわらず、旅客が同第 272 条の規定による払いもどしができない旨の条件を承諾した場合に限り、自由席への変更（当該特別急行列車が規則別表第 1 号の 2 に定める列車群に含まれる場合は、未指定特急券への変更）を指定券変更として取り扱うことができる。この場合、特別補充券の記事欄に「払いもどし制限」と表示するものとする。

4 一部区間を自由席とする指定席特急券を所持する旅客が、自由席の区間について指定席への変更を希望する場合は、その取扱いをすることができる。この場合、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。また、当該急行券の券面余白に指定事項を記入して取り扱うことができる。

5 新幹線の特別急行列車の特別急行券を所持する旅客に対して、規則第 252 条に規定する変更の取扱いを行う場合は、同条第 1 項に規定する回数の制限は行わないものとする。

6 急行券及び寝台券を所持する旅客から、使用開始後、補助寝台に変更したい旨の申し出があった場合は、指定券変更に準ずるものとし、車内補充券の記事欄に「ロイヤル補助ベッド使用」の例により記入し、取り扱うものとする。

7 指定券変更の取扱いをする場合は、前途に支障がなく、かつ、座席又は寝台に相当の余裕があるときに限り取り扱う。ただし、第 1 項の規定により取り扱う場合は、事情やむを得ないと認められるときに限って取り扱うものとする。

(指定券の区間を変更する場合の取扱いの特例)

第 283 条 第 272 条第 1 項の規定は、指定券変更の取扱いをする場合に準用する。

(遅延している急行列車の急行券に対する取扱方)

第 284 条 第 277 条の規定は、指定急行券に対して区間を変更する場合に準用する。

(団体乗車券変更の取扱方)

第 285 条 団体乗車券変更は、指定券の変更が伴うものを除いて、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 同一列車による変更の場合で輸送上に支障のないことが明確なときは、申出のあつた駅又は乗務員において承諾する。
- (2) 列車が変更となる場合は、軽微なもので輸送上に支障のないことが明確なときは、申出のあつた駅又は乗務員において承諾を行い、その他のときは引受箇所長の承諾を受けるものとする。

2 第 273 条及び第 275 条の規定は団体乗車券変更の場合に準用する。

3 規則第 253 条の規定による団体乗車券変更の場合で、旅客運賃及び料金に異動を生じないときは、当該団体乗車券の券面に変更の要旨を記入証明して、旅客に交付することができる。

(団体旅客の一部人員が区間を変更する場合の取扱方)

第 286 条 旅行開始後に、団体旅客の一部人員から乗車区間の変更の申出があつたときは、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 運賃は、団体乗車券の券面区間以外の区間に対して、別に普通旅客運賃を収受する。
- (2) 料金は、当該の一部人員が、団体乗車券を所持する一行から離脱した駅から降車駅までの区間に対して別に収受する。

(団体旅客の一部人員が利用施設を変更する場合の取扱方)

第 287 条 団体旅客の一部人員が、当該列車等の特別車両を使用することを希望する場合又は指定席若しくは寝台を使用することを希望する場合は、乗車後であつて、前途の輸送上に支障がなく、かつ、座席又は寝台に相当の余裕があるときに限り、当該旅客に対し、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を発売することができる。

(団体乗車券変更の取扱いの特例)

第 288 条 第 272 条の 2 の規定は、原団体乗車券に表示された列車が出発する時刻の 2 時間前までに申し出ることができなかつた場合の団体乗車券変更に準用する。

2 前項以外の場合で、指定券を使用する区間について、他運輸機関の遅延等により原団体乗車券に表示された列車の乗車駅出発時刻の 2 時間前までに申し出ることができなかつたときは、規則第 253 条第 1 項の規定にかかわらず、当該区間について変更する列車の指定券を別に購入させ、乗車させることができる。ただし、原団体乗車券に表示された列車の乗車日までに申し出た場合に限る。この場合、第 71 条及び第 324 条の規定を準用して取り扱うことができる。

第 289 条から第 295 条まで削除

第 3 節 旅客の特殊取扱

第 1 款 通則

(旅客運賃及び料金の異例払いもどしの取扱方)

第 296 条 旅客運賃及び料金の払いもどしを請求する旅客について、規則及びこの規程の規定によることが妥当でないと認められるときは、第 343 条の規定によるものを除き、社長において特別の取扱いをすることがある。

(すでに収受した旅客運賃及び料金の意義)

第 297 条 この節において使用されるすでに収受した旅客運賃及び料金中には、乗車変更等の際に収受した手数料は含まないものとする。

(増運賃及び増料金の払いもどしの禁止)

第 298 条 規則第 264 条の規定等により無札及び不正使用の旅客として旅客運賃及び料金並びに増運賃及び増料金を収受している乗車券類を所持する旅客に対しては、運行不能等他動的原因によつて旅客運賃及び料金の払いもどしをする場合であつても、すでに収受している増運賃及び増料金については払いもどしをしない。

(社用指定引換券によつて引き換えた乗車券類の払いもどしの禁止)

第 299 条 社用指定引換券によつて引き換えた特別急行券、特別車両券又は座席指定券については、この節に規定する料金の払いもどしをしない。

第 2 款 乗車券類の無札及び無効

(乗車券類の無札及び不正使用の旅客に対する有効期間の計算方)

第 300 条 規則第 264 条及び同第 267 条の規定により無札及び不正使用の旅客から普通旅客運賃及び料金を収受した場合に発行する乗車券類に対する有効期間は、特に乗車列車を指定したものを除いて、旅客運賃及び料金を収受した区間に対する有効期間からすでに経過した日数（取扱当日を含めない。）を差し引いた残りの日数とする。

2 前項の場合、経過日数が旅客運賃及び料金の収受区間に対する有効期間を超過しているときは、その有効期間は 1 日とする。

(注) 第 2 項の取扱いをした乗車券については、途中下車の取扱いはしないこと。

(無入缺の乗車券の取扱方)

第 301 条 無入缺の乗車券を所持する旅客に対しては、規則第 167 条の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

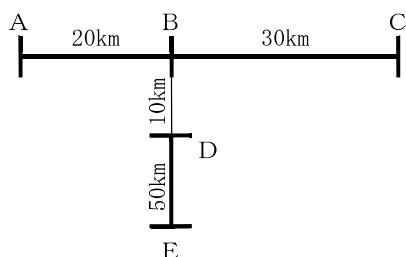
- (1) 無入缺の事由について、旅客に悪意がなく、その証明のできる場合は、当該乗車券を有効なものとして取り扱う。この場合、第 242 条第 1 項第 6 号の規定を準用する。
- (2) 前号以外の場合は、乗車区間について、別に旅客運賃を収受する。この場合、当該乗車券は回収しない。

(普通回数乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の計算方の特例)

第 302 条 規則第 264 条第 2 項の規定により旅客運賃及び増運賃を計算する場合で、使用した普

通回数乗車券による乗車区間がT字形となるときの普通旅客運賃及び増運賃は、各普通回数乗車券の発着区間を結んだ場合に最遠となる区間に対する旅客運賃によつて計算することができる。

(例) 次の図において、A・C間の普通回数乗車券とD・E間の普通回数乗車券を所持する旅客が、これらの普通回数乗車券を使用してB・D間を係員の承諾を受けずに中間無札乗車した場合は、最遠となるE・D・B・C間を通じた区間に対する旅客運賃及び増運賃によつて計算する。



(団体旅客の人員超過の場合の取扱方)

第 303 条 第 69 条の規定により不足人員に対する相当団体旅客運賃及び料金を収受した団体乗車券を所持する旅客が、その乗車券の券面に表示された人員を超過して乗車した場合又は小児の人員として大人を乗車させた場合は、規則第 264 条第 4 項及び同第 267 条の規定にかかわらず、規則第 43 条第 1 項に規定する最低人員までは別に旅客運賃及び料金並びに増運賃及び増料金を収受しないで乗車させることができる。この場合の最低人員の算定に当つては、規則第 115 条第 2 項の規定を準用するものとする。

2 規則第 115 条の規定により責任人員に相当する団体旅客運賃及び料金を収受した団体乗車券を所持する旅客が、その乗車券の券面に表示された人員を超過して乗車した場合又は小児の人員として大人を乗車させた場合は、規則第 264 条第 4 項及び同第 267 条の規定にかかわらず、その責任人員までは別に旅客運賃及び料金並びに増運賃及び増料金を収受しないで乗車させることができる。この場合の責任人員の算定に当つては、規則第 115 条第 2 項の規定を準用する。

(不正団体旅客の増運賃の収受方)

第 304 条 規則第 264 条第 3 項の規定による取扱は、社長が定める。

(乗車券類の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃及び料金の計算方の特例)

第 305 条 規則第 264 条、同第 265 条又は同第 267 条の規定により増運賃及び増料金を収受する場合であつて、その区間が全乗車区間の一部であるときの旅客運賃及び料金については、増運賃及び増料金を収受する区間とその他の区間とを通じた区間に対する旅客運賃及び料金によつて計算することができる。

2 規則第 264 条、同第 265 条又は同第 267 条の規定により増運賃及び増料金を収受する場合で、旅客が新たに有効な旅客運賃及び料金の割引証を提出したときは、第 39 条の規定を準用してこれを収受し、旅客運賃及び料金について相当の割引の取扱いをすることができる。

(小児用乗車券類を不正使用した場合の旅客運賃等の計算方の特例)

第 306 条 規則第 152 条の規定により有効として取り扱う乗車券類を不正使用したため、規則第 264 条、同第 265 条又は同第 267 条の規定により旅客運賃及び料金並びに増運賃及び増料金を計算する場合は、原乗車券類の有効期間内については、当該旅客を小児として取り扱うことができる。

(増運賃及び増料金免除の取扱方)

第 307 条 規則第 264 条第 1 項又は同第 267 条の規定に該当する場合（団体旅客の場合を除く。）で、特別の事由があつて増運賃及び増料金を収受することが特に気の毒と認められ、かつ、これを免除しても別段支障がないと認められるときは、係員の承諾を得て乗車したときの例に準じて、取り扱うことができる。

2 大人が小児用の乗車券又は急行券を使用した場合において、前項の規定により処理するときは、大人の旅客運賃又は急行料金との差額を収受するものとする。

(定期乗車券不正使用旅客の増運賃の収受方)

第 308 条 定期乗車券の不正使用の場合であつて、それが規則第 168 条第 1 項各号のうちの 2 以上に該当し、かつ、収受する旅客運賃計算の区間及び期間が重複するときは、旅客運賃の最も高額となるものによつてこれを処理するものとする。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び特別車両料金の計算方の特例)

第 309 条 規則第 265 条の規定により普通旅客運賃又は特別車両料金を計算する場合で、使用した定期乗車券が普通乗車券又は特別車両券については、一回乗車のできる区間に対するものであるときは、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金は、実際乗車区間に対する旅客運賃及び特別車両料金によつて計算するものとする。

2 規則第 168 条第 1 項第 6 号の規定に該当する場合で、その乗車区間が T 字形となるときの普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金は、乗車券の発着区間を結んだ場合の最遠となる区間に対する旅客運賃及び特別車両料金によつて計算することができる。

3 規則第 265 条の規定により特別車両料金を計算する場合で、増料金を収受する区間が、規則第 130 条第 1 項第 2 号ハに規定する区間内相互間である場合は、同条同項同号ハの(イ)又は(ロ)に規定する特別車両料金によつて計算するものとする。

(定期乗車券不正使用旅客の処理方)

第 310 条 乗務員が車内において定期乗車券の不正使用旅客を発見した場合で、その処理が車内においては著しく困難又は不可能であるときは、当該旅客を最近の停車駅に下車させ、その駅にこれを引き継ぐことができる。

(乗車駅等不明の場合の取扱方)

第 311 条 規則第 266 条及び同第 267 条の規定により取り扱う場合において、乗車駅、変更開始駅又は使用開始駅等が不明な場合であつても改札をした区間が明らかなきときは、改札終了後の

最近の停車駅から乗車したものとして取り扱うことができる。

(旅客が旅客運賃及び料金を支払わないときの取扱方)

第 312 条 車内における改札の際に発見した乗車券類の無札及び不正使用の旅客が、乗務員の請求する旅客運賃及び料金並びに増運賃及び増料金の支払いをしないときは、当該旅客を最近の停車駅に下車させ、その駅に引き継がなければならない。

(旅客運賃及び増運賃等の減免)

第 313 条 規則第 264 条、同第 265 条又は同第 267 条の規定により旅客運賃及び料金並びに増運賃及び増料金を収受する場合は、社長がその額を減免することがある。

第 3 款 乗車券類の紛失

(乗車券類を紛失した場合の再収受の取扱方及び再収受証明書の発行方)

第 314 条 乗車券類を紛失した旅客から規則第 268 条の規定により紛失した乗車券類の再発行及び再収受証明書の交付を請求された場合は、その旅客運賃及び料金並びに増運賃及び増料金を再収受した駅又は車内において、次の各号に定めるところにより取り扱い、旅行終了駅において、当該乗車券類の表面に「再収受証明(1 箇年有効)」と記入して旅客に交付するものとする。

(1) 発駅又は途中駅において再収受した場合

当該駅において、乗車用の乗車券類を発行して旅客に交付する。この場合、特別補充券によつて発行するものを除き、当該乗車券類の表面に次に掲げるいずれかの表示をするものとする。

ア

(紛失再)

イ

0.7cm 紛失再

1.5cm

(2) 車内において再収受した場合

当該車内において、乗車用の乗車券類を車内補充券により発行して旅客に交付する。この場合、概算額を収受して発行した車内補充券については、その精算をする駅において改札補充券を発行(旅行終了駅で精算をする場合は、再収受証明書として発行)する。

2 旅行開始後乗車券類を紛失した旅客が、紛失の申出をしないで乗車し、旅行終了駅にその旨の申出があつたときは、その旅客運賃及び料金並びに増運賃及び増料金を改札日報によつて収受し、これに対する再収受証明書を改札補充券により発行して旅客に交付するものとする。ただし、旅行終了駅において、すでに乗車した区間に対する旅客運賃及び料金を収受して乗車券類を発行できる場合(増運賃及び増料金を収受する場合は除く。)は、前項第 1 号の規定に準じて乗車券類を発行し、当該乗車券類の表面に「再収受証明(1 箇年有効)」と記入のうえ、再収

受証明書として旅客に交付することができる。

- 3 乗車券類を紛失した旅客が、紛失の申出をしないで、新たに乗車券類を購入した後、駅においてその旨申出のあつたときは、これに対する再收受証明書を改札補充券により発行して旅客に交付することができる。
- 4 前各項の規定により乗車券類を再発行する場合又は再收受証明書を発行する場合は、第 236 条第 1 項第 2 号イ及び第 4 号イの規定により、2 券片以上の紛失乗車券類を 1 枚で発行することができる。

(乗車券類紛失旅客に対する有効期間の附与方)

第 315 条 第 300 条の規定は、規則第 268 条の規定により発行する乗車券類の有効期間（有効期間の起算日を含む。）について準用する。

(乗車券類紛失旅客に対する旅客運賃及び料金の計算方の特例)

第 316 条 第 305 条及び第 311 条の規定は、乗車券類を紛失した旅客に対する普通旅客運賃及び料金を計算する場合についても準用することができる。

(紛失乗車券類の区間外に乗車する場合の取扱方)

第 317 条 乗車券類を紛失した旅客が、原乗車券類の区間内とその区間外とを通じて乗車する場合は、その全乗車区間に対する旅客運賃及び料金を収受するものとする。

(乗車券類を紛失した旅客が旅客運賃及び料金を支払わない場合の取扱方)

第 318 条 第 312 条の規定は、規則第 268 条第 1 項の規定による旅客運賃及び料金を支払わない旅客に対して準用する。

(紛失定期乗車券の発見その他による旅客運賃の払いもどしの取扱方)

第 319 条 旅客が定期乗車券を紛失しこれを再購入後、紛失定期乗車券の発見その他の事由により重複購入となつたため、不要となつた定期乗車券の払いもどしを請求した場合は、新たに購入した定期乗車券について払いもどしの取扱いをすることができる。この場合の定期乗車券の払いもどし額は、すでに収受した定期旅客運賃について、規則第 288 条第 1 号の規定を準用して計算した日割額（以下これを「払いもどし日割額」という。）を 10 倍した額（以下これを「旬割運賃」という。）に当該定期乗車券の有効期間の開始日から申出のあつた日（申出のあつた日は経過した日とする。）までの経過旬数（1 旬未満の数は 1 旬とする。）を乗じた額に手数料 220 円を加えた額をすでに収受した定期旅客運賃から差し引いた額とする。

- 2 前項の規定により払いもどしの取扱いをする場合は、規則第 272 条第 2 項の規定を準用する。

(紛失乗車券類を発見した場合の取扱方の特例)

第 320 条 旅行開始後乗車券類を紛失したため、車内において旅客運賃及び料金並びに増運賃及び増料金を支払つて車内補充券の発行を受けた旅客が、旅行終了前に紛失した乗車券類を発見して、その払いもどしを請求した場合は、当該車内補充券に「紛失券何号発見」と記入して証

明し、これに原乗車券類を添附して払いもどしの取扱いを受けさせることができる。この場合、払いもどし取扱駅が途中駅であるときは、当該車内補充券及び原乗車券類を回収し、前途の乗車用として新たに改札補充券を発行するものとする。

- 2 前項の規定により払いもどしの取扱いをする場合は、第 321 条の規定を準用する。
- 3 乗車券類（未指定特急券以外の指定券を除く。）を紛失した旅客が、紛失の申出をしないで新たに乗車券類を購入した場合で、旅行開始後車内において紛失した乗車券類を発見し、重複して購入した乗車券類の払いもどしを申し出たときは、乗務員において新たに購入した乗車券類の発売日において紛失した乗車券類が有効なものであることを確認のうえ、使用しない乗車券類に「何号札と重複」と記入して証明し、前 2 項の規定に準じて払いもどしの取扱いを受けさせることができる。
- 4 前項の規定は、乗務員の重複証明を受けずに旅行終了駅に旅客運賃及び料金の払いもどしの申出があつた場合に準用する。この場合、当該乗車券類には、取扱者の印を押すものとする。

（再收受証明書に対する旅客運賃及び料金の払いもどし額の計算方）

第 321 条 規則第 269 条の規定により旅客運賃及び料金の払いもどしを請求する旅客に対しては、旅客運賃及び料金を再收受した日において紛失した乗車券類が有効なものであつたことを確認のうえ、次の各号に定めるところにより計算した金額から手数料 220 円（指定券にあつては、340 円）を差し引いた残額の払いもどしをする。ただし、再收受証明書に記載された額に増運賃又は増料金が含まれている場合で、その収受が係員の誤認に基づくものと認められるとき又は取扱上支障がないと認められるときは、増運賃又は増料金についても払いもどすことができる。

- (1) 旅客運賃及び料金を再收受した区間が、原乗車券類の券面表示の区間と同一若しくはそれ以内のものであるか、又は規則第 266 条の規定の適用を受けたためその券面表示の区間外にわたるものである場合は、再收受証明書に記入してある金額（増運賃又は増料金に収受している場合は、これに相当する額を差し引いた金額。以下この条において同じ。）

（例 1）東京・国府津間の乗車券を紛失した旅客から同区間の旅客運賃及び増運賃を収受している場合は、再收受証明書に記入してある金額から手数料を差し引いた残額を払いもどす。この場合、増運賃の収受が係員の誤認に基づくものと認められるときは、その収受している増運賃に相当する額をあわせて払いもどしをする。

（例 2）大月・塩尻間（150 km まで）の普通急行券を所持する旅客が、乗車中にその急行券を紛失し、規則第 266 条の規定の適用を受け新宿・松本間（201 km 以上）の普通急行料金及び増料金を支払っている場合は、再收受証明書に記入してある金額から手数料を差し引いた残額を払いもどす。この場合、増料金の収受が係員の誤認に基づくものと認められ、かつ、取扱上支障がないと認められるときは、収受している増料金に相当する額をあわせて払いもどしをする。

- (2) 前号以外の場合は、再收受証明書に記入してある金額から、実際乗車区間につき原乗車券類について乗車変更又は別途乗車の取扱いをしたものとするときに追収受する金額を差し引いた残額。この場合、規則第 274 条の規定の適用によつて過剰額を生ずるときは、再收受証明書に記入してある金額に過剰額を加算した額の払いもどしをする。

（例 1）東京・名古屋間の乗車券を所持する旅客が、乗車中にその乗車券を紛失し、その

まま大垣まで乗車したため、同駅下車の際に東京・大垣間の旅客運賃及び増運賃を支払っている場合は、再収受証明書に記入してある金額から原乗車券について大垣まで区間変更の取扱いをしたものとするときに追収受する額に手数料を加えた額を差し引いた残額を払いもどす。この場合、当該旅客を単に区間外無断無札とすることが適当と認められるときは、増運賃に相当する額から名古屋・大垣間に対する増運賃に相当する額を差し引いた残額をもあわせ払いもどし、また、増運賃全額を払いもどすことが適当で、かつ、支障がないと認められるときは、増運賃全額に相当する額をあわせて払いもどしをする。

(例2) 大阪・東京間の乗車券を所持する旅客が、乗車後にその乗車券を紛失し、かつ、金山から塩尻着に着駅を変更したため、大阪・塩尻間の旅客運賃を支払っている場合は、再収受証明書に記入してある金額に区間変更に伴う過剰額を加えた額から手数料を差し引いた残額を払いもどす。

(例3) 新宿・小淵沢間(200 kmまで)の普通急行券を所持する旅客が乗車中にその急行券を紛失し、そのまま松本まで乗車したため、同駅下車の際に新宿・松本間(201 km以上)に対する普通急行料金及び増料金を支払っている場合は、再収受証明書に記入してある金額から、原急行券について松本まで区間変更の取扱いをしたものとするときに追収受する額に手数料を加えた額を差し引いた残額を払いもどす。この場合、当該旅客を単に区間外無断無札とすることが適当と認められるときは、増料金に相当する額から小淵沢・松本間(100 kmまで)に対する増料金に相当する額を差し引いた残額をあわせて払いもどし、また増料金全額を払いもどすことが適当で、かつ、支障がないと認められるときは、増料金全額に相当する額をあわせて払いもどしをする。

(団体乗車券又は貸切乗車券再交付の取扱い方)

第322条 規則第270条の規定により団体乗車券又は貸切乗車券の再交付を行う場合は、当該団体又は貸切旅客運送の引受けを承諾した引受箇所長に照会して、原団体乗車券又は貸切乗車券が当該旅客に発行されていること及び規則第273条の2の規定による払いもどしが行われていないことを確認しなければならない。この場合、団体旅行引受書又は貸切旅行引受書を交付している場合にあつては、これらの呈示を求め引受内容の確認を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、駅長が団体旅客運送の引受けを承諾したB小口団体が、団体乗車券を紛失した場合等で、その事実が認定できないときは、別に団体旅客運賃及び料金を収受するものとする。この場合、旅客から請求があつたときは、第314条の規定を準用して再収受証明書を発行し、紛失した乗車券を発見した場合は、第320条及び前条の規定を準用して、旅客運賃及び料金の払いもどしをするものとする。

第323条 削除

第4款 任意による旅行の取りやめ

(重複購入の乗車券類に対する旅客運賃及び料金の払いもどしの取扱い方)

第 324 条 乗車券類（未指定特急券以外の指定券を除く。）を重複して購入した旅客が、旅行開始後その事実を申し出て、旅客運賃及び料金の払いもどしを請求した場合は、次の各号に定めるところにより取り扱うことができる。

(1) 車内又は途中駅に申出があつたときは、あとから購入した乗車券類の発売日において、前に購入した乗車券類が有効なものであることを確認のうえ、使用しない乗車券類に「何号札と重複」と記入証明し、他の一方の乗車券類によつて乗車させ、旅行終了駅において証明された原乗車券類を紛失後発見したものとみなして、第 321 条の規定を準用して払いもどしの取扱いをする。

(2) 前号の規定は、乗務員の重複証明を受けないで、旅行終了駅に旅客運賃及び料金の払いもどしの申出があつた場合に準用する。この場合、当該乗車券類には、取扱者の印を押すものとする。

2 第 71 条の規定により、団体乗車券によつて発売した乗車券類と別に個人用の指定券を発売した乗車券類とが重複した場合は、団体乗車券によつて発売した乗車券類に対する料金から団体乗車券 1 枚について手数料 220 円を差し引いた残額を払いもどしするものとする。

(注) 車内において重複購入の証明をする場合に、団体乗車券の券面に個人用の乗車券類の番号を一括して「何号から何号まで重複」の例により証明して取り扱うことができる。

3 前項の規定は、団体乗車券によつて発売した自由席特急券と個人用の指定席特急券とが重複した場合に準用する。

(入缺乗車券類の旅客運賃及び料金の払いもどしの取扱方)

第 325 条 次の各号の 1 に該当する場合は、入缺後の乗車券であつても誤入缺の証明をして、規則第 271 条の規定による払いもどしをすることができる。

(1) 係員が誤つて乗車券に入缺した場合又は旅客が列車を誤つて入場した場合

(2) 入缺後間もなく列車が発出したため、乗車できなかつた場合

2 前項の規定は、自由席特急券、特定特急券（座席を指定して発売したものを除く。）、普通急行券又は自由席特別車両券の場合に準用する。

3 前各項の規定は、事情やむを得ないと認められる理由により入缺後旅行開始駅で旅行中止した場合に準用する。

第 326 条 削除

(定期乗車券の書替又は払いもどし時等の取扱方)

第 326 条の 2 規則第 164 条第 2 項及び同第 272 条第 2 項に規定する申込書は、別に定める。

2 規則第 272 条第 2 項の規定により代理人に定期乗車券の払いもどしをする場合の取扱方は、別に定める。

(定期旅客運賃の払いもどしの特例)

第 327 条 定期乗車券を所持する旅客が、有効期間の開始日当日の乗車前に払いもどしの請求をした場合は、乗車しなかつたことが明らかなきに限り、規則第 272 条第 1 項及び第 2 項の

規定により払いもどしをすることができる。

- 2 定期乗車券を所持する旅客が、有効期間の開始日後7日以内にこれを不要とし、不要となった事由を申し出た場合は、事情気の毒と認められるときに限って、手数料220円を収受して、旅客からすでに収受した定期旅客運賃から、定期乗車券の区間を普通旅客運賃又は特別車両料金によつて1日1往復（又は2回）ずつ乗車したものとして計算した額を差し引いた残額の払いもどしをする。

（注）定期乗車券の区間を普通旅客運賃又は特別車両料金によつて計算する場合で、規則第69条又は同第70条の規定に該当するときは、当該規定の定めるところによる。

- 3 前項の取扱いをする場合で、旅客の所持する定期乗車券が特別車両定期乗車券であつて、特別車両乗車区間が規則第130条第1項第2号ハに規定する区間内相互間のものである場合の特別車両料金は、同条同項同号ハの(イ)又は(ロ)に規定する特別車両料金によつて計算するものとする。
- 4 第2項の規定により払いもどしの取扱いをする場合は、規則第272条第2項の規定を準用する。

第328条 削除

（指定券変更の取扱いをした自由席特急券の払いもどしの制限）

- 第329条 第282条第3項の規定により指定券変更の取扱いをした「払いもどし制限」の表示のある自由席特急券又は未指定特急券に対しては、規則第272条の規定による払いもどしの取扱いはしないものとする。

（急行券を所持する旅客が普通列車に乗車した場合の取扱方）

- 第330条 自由席特急券又は普通急行券（急行・自由席特別車両券(A)を含む。）を所持する旅客が、その旅行開始後、急行列車の遅延、不案内等の事由によりその券面に表示された乗車日に普通列車に乗車した場合は、その全区間を使用しないことが明らかなきに限り、規則第272条の規定に準じて払いもどしをする。この場合、当該急行券の券面に「未使用」と記入証明するものとする。
- 2 前項の規定は、普通列車に乗車した旅客が、満員その他の事由により乗務員の証明を受けられなかった場合に準用する。この場合、当該急行券の券面に「未使用」と記入するほか、取扱者の印を押すものとする。

（指定券に対する料金を払いもどす場合の取扱方）

- 第331条 第272条第1項の規定により乗車駅の変更の取扱いをした指定券（未指定特急券を除く。）に対する料金を、規則第273条の規定により払いもどす場合は、変更前の乗車駅の出発日時を基準として取り扱うものとする。
- 2 第272条第4項の規定により証明のある指定券に対する料金を、規則第273条の規定により払いもどす場合は、乗車券類変更の申出日（証明をした日）を基準として取り扱うものとする。
 - 3 車内において旅客から指定券の払いもどしの申出があつた場合は、乗車中に当該指定券を表

示された乗車駅の出発時刻が経過するなど、事情やむを得ないと認められるときに限り、「何月何日何時払いもどし申出」の例により申出時刻を記入して証明し、前途の駅において払いもどし申出時刻を基準に払いもどしの取扱いをすることができる。この場合、指定席の取消の有無について「取消済」の例により記入して明らかにしておかなければならない。

(団体旅客運賃及び貸切旅客運賃の払いもどしの通知)

第 332 条 団体乗車券又は貸切乗車券について規則第 273 条の 2 の規定による払いもどしをする場合は、当該団体旅客又は貸切旅客運送の引受けを承諾した引受箇所長にその旨の通知をしなければならない。この場合、必要に応じ、係員が、団体旅行変更・取消申込書に記入して提出するものとする。

(団体乗車券発行後に団体旅客の人員が減少した場合の取扱い)

第 333 条 団体旅客の人員が団体乗車券の発行後、列車の乗車前に減少した場合で、第 85 条の 2 の規定による変更の取扱いをするいとまのないときは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 当該団体乗車券をそのまま使用させ、団体旅客の乗降する駅において当該団体乗車券（2 券片以上の団体乗車券の場合は、最終券片）の裏面の改札証明欄に乗車人員又は降車人員の証明をする。この場合、第 70 条の規定により個人割引旅客、個人無割引旅客又は鉄道乗車証所持者を団体構成中に含めて団体旅客として取り扱ったものにあつては、当該旅客等の乗車人員又は降車人員を相当の空白欄に「個割」、「個人」又は「乗車証」の例により補記したうえ、「㊦大 5」又は「小 6」の例により記入するものとする。
 - (2) 前号の場合で、指定券に関連する人員が減少した場合は、申出を受けた駅において販売センターに通知のうえ、裏面の改札証明欄の下部余白に、申出日時、取消座席、寝台等の必要事項を記入し、証明する。
 - (3) 団体旅客の人員が減少した場合に、当該団体旅客に対して、第 219 条に規定する団体旅客入出場票及び団体旅客乗車票を発行しているときは、第 1 号の規定にかかわらず、車内の証明をもつて乗降駅の証明に代えることができる。
- 2 団体旅客の減少した人員については、旅行終了後第 85 条の 2 第 3 項第 2 号イ又は前項の証明を確認のうえ、全行程を乗車しなかつた人員について旅客運賃及び料金の払いもどしをするものとする。ただし、改札証明について旅客運賃及び料金の払いもどしを行う人員は、次の各号の 1 に掲げる人員を限度とする。
- (1) 責任人員がつけられている旅客については、責任人員までの減少した人員。この場合、規則第 115 条第 2 項の規定による計算方を準用することができる。
 - (2) 規則第 43 条に規定する団体構成の最低人員に満たなくなるときは、その最低人員までの減少した人員
 - (3) 減少した人員が団体乗車券に表示された人員（大人と小児の混合した団体にあつては、その合計人員）の 3 割を超える場合は、3 割までの減少した人員
- 3 団体旅客の減少した人員に対する旅客運賃及び料金の払いもどしは、次の各号に定めるところにより計算した額から、団体乗車券 1 枚について 220 円の手数料を差し引いた額とする。

- (1) 規則第 111 条第 2 項の規定を適用する人員に変更がある場合又は一部区間に責任人員がつけられているため当該区間以外の区間について払いもどしをする場合は、すでに収受した団体旅客運賃及び料金から減少した人員を除外して計算した団体旅客運賃及び料金を差し引いた額
- (2) 前号以外の場合は、当該団体の 1 人当り旅客運賃及び料金に減少した人員を乗じた額
- (3) 前各号の規定によるほか、指定券に対する料金については、裏面の申出日時において規則第 273 条の 2 の規定による払いもどしのできる指定券について同条の規定による 1 人当りの払いもどし額に減少した人員を乗じた額

(乗車変更後旅行を中止する場合の旅客運賃の払いもどしの取扱方)

第 334 条 普通乗車券を所持する旅客が、区間変更の取扱いを受けた後旅行を中止し、規則第 274 条の規定による旅客運賃の払いもどしを請求した場合は、変更区間を通じた区間について発駅で購入したものとみなして取り扱うものとする。

(旅行中止の団体旅客に対する旅客運賃及び料金払いもどしの特例)

第 334 条の 2 団体旅客の一部が、旅行開始後、旅行を中止した場合は、規則第 274 条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、第 333 条第 2 項に規定する人員を限度として、旅客運賃及び料金の払いもどしの取扱いをすることができる。

- (1) 旅客運賃については、前途の不乗区間の営業キロが 100 km を超える場合に限り、次により計算した額の払いもどしをする。

ア 無賃扱人員を附していない団体の場合

当該団体の全行程に対する 1 人当り旅客運賃に旅行中止人員を乗じた額から実際乗車区間に対する無割引の普通旅客運賃に旅行中止人員を乗じた額を差し引いた残額。この場合、普通旅客運賃の計算については、第 127 条の規定を準用することができる。

イ 無賃扱人員を附している団体の場合

全行程に対する 1 人当り旅客運賃に旅行中止人員を乗じて計算する場合、旅行中止により、無賃扱人員に変更があるときは、旅行中止人員から無賃扱人員の差に相当する人員を差し引いた人員（以下「無賃差引人員」という。）によつて計算するほか、アの規定によつて計算した額

- (2) 料金については、未使用の急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券（指定券については、当該列車（2 個以上の列車を指定している場合は、先に乗車することが予定されている列車）の乗車駅出発時刻の 2 時間前までのものに限る。）に対する 1 人当りの料金に、旅行中止人員（無賃扱人員について料金を収受しないものにあつては、無賃差引人員）を乗じた額。ただし、コンパートメント券については、1 人当りの料金に旅行中止人員と不足人員を含めた人員を乗じた額
- (3) 前各号の規定により旅客運賃及び料金の払いもどしをする場合の手数料については、規則第 273 条の 2 及び第 260 条の規定を準用する。ただし、保証金を収受している団体については、規則第 273 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を準用する。

2 前項第 1 号の規定により実際乗車区間の普通旅客運賃を計算する場合に、当該旅客が個人用

の普通乗車券によつて、その区間を乗車したとき割引の普通旅客運賃を適用できる区間のときは、その旅客について適用できる割引率によつて実際乗車区間の旅客運賃を計算することができる。

- 3 前各項に規定する旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行終了駅において取り扱うものとし、旅行中止駅及び前途の乗降駅においては、第 333 条第 1 項の規定に準じて取り扱うほか、旅行中止駅において団体乗車券の表面に旅行中止人員を「大 6 旅行中止」の例によつて赤書きのうえ、証明するものとする。ただし、当該団体の乗降駅以外の駅において、団体旅客の一部が旅行を中止するときは、乗務員において証明し、旅行中止駅の証明にかえることができる。
- 4 第 333 条第 1 項第 1 号の証明により旅行中止人員を確認できる場合は、前項に規定する証明がない場合であつても、同項の払いもどしの取扱いができるものとする。

(期間調整定期旅客運賃の払いもどしの取扱方)

第 335 条 第 59 条の規定により期間を調整して発売した定期乗車券を所持する旅客から、規則第 277 条第 1 項及び第 2 項に規定する旅客運賃の払いもどしの請求があつた場合は、同条の規定を準用して旅客運賃の払いもどしをするものとする。

(割引の普通回数旅客運賃の払いもどしの取扱方)

第 335 条の 2 割引の普通回数乗車券を所持する旅客に対して、規則第 277 条の 2 第 2 項に規定する割引の普通回数旅客運賃の払いもどし計算をする場合は、すでに収受した割引の普通回数旅客運賃から、券面区間に対する割引の普通旅客運賃に使用済券片数を乗じて算出した額と手数料 220 円を差し引いた残額の払いもどしをする。

(例) 大人第 1 種身体障害者等に発売した大人普通旅客運賃 190 円区間の割引の普通回数乗車券(大人普通回数旅客運賃を 5 割引したもの)を 4 券片使用済後に払いもどす場合の払いもどし額の計算方

$$950 \text{ 円 (割引の普通回数旅客運賃額)} - (90 \text{ 円} \times 4) - 220 \text{ 円} = 370 \text{ 円}$$

(注) 同区間の小児普通回数乗車券の払いもどし額の計算方

$$900 \text{ 円 (小児普通回数旅客運賃額)} - (90 \text{ 円} \times 4) - 220 \text{ 円} = 320 \text{ 円}$$

(定期旅客運賃又は普通回数旅客運賃の払いもどし等の特例)

第 336 条 定期乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客から、駅の移転、廃止等旅客の責任とならない事由によつてこれを使用することができなくなつたため、払いもどしの請求があつた場合は、次の各号に定めるところにより旅客運賃・料金の払いもどしをするものとする。

- (1) 定期乗車券については、すでに収受した定期旅客運賃から、当該定期乗車券の払いもどし日割額に、使用した日数(使用した日数が明らかでない場合は、払いもどし請求当日までを使用した日数とする。)を乗じては数整理した額を差し引いた額
 - (2) 普通回数乗車券については、規則第 288 条第 1 項第 2 号の規定を準用して計算した額
- 2 前項の場合で、旅客から駅の移転、廃止等をする日以前に定期乗車券の区間の変更の申出があつたときは、本社の指示により、移転、廃止等の日からの未使用日数について前項の払いもどしをし、当該日からの有効期間による新たな区間の定期乗車券を、継続発売の取扱いに準じ

て発売することができる。この場合、発売した定期乗車券の券面には「何月何日まで何日間有効」の例により赤書きするものとする。

- 3 前各項の規定により払いもどしの取扱いをする場合は、規則第 272 条第 2 項の規定を準用する。

(定期乗車券の種類又は区間の変更の申出があつた場合の計算方等)

第 337 条 第 61 条の 4 の規定による証明のある定期乗車券を所持する旅客から、定期旅客運賃の払いもどしの請求があつた場合は、当該定期乗車券を回収し、次の各号に定めるところにより計算した額の払いもどしをするものとする。この場合、回収した定期乗車券は、払いもどし月日及び払いもどし額を記入し、審査課長に提出するものとする。

- (1) 有効期間前に継続発売した定期乗車券に対して、その有効期間前に申出があつたときは、残余の期間前有効期間分が 1 旬あるときは、当該定期乗車券の有効期間に対する旬割運賃とすでに収受した定期旅客運賃との合計額を、数整理した額から手数料 220 円を差し引いた額
- (2) 前号の場合で、残余の期間前有効期間分が 1 旬に満たないときは、すでに収受した定期旅客運賃から手数料 220 円を差し引いた額
- (3) 前各号以外の定期乗車券については、第 319 条の規定を準用して計算する。

- 2 前項の規定により払いもどしの取扱いをする場合は、規則第 272 条第 2 項の規定を準用する。

(傷い疾病等によつて旅行を中止する旅客と同行する旅客の取扱方)

第 338 条 規則第 278 条の規定による取扱いをする場合、同行者があるときは、その請求によつて同行者に対しても、同じ取扱いをするものとする。

- 2 旅客が無賃の幼児又は乳児を随伴する場合は、その幼児又は乳児が傷い疾病のときであつても規則第 278 条の規定による取扱いをすることができる。

(旅客死亡等の場合の取扱方)

第 339 条 旅客が死亡した場合において、その引取人から旅客運賃及び料金の払いもどしの請求があつたときは、規則第 278 条の規定に準じて取扱いをするものとする。

- 2 前項の場合、当該旅客が定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する者であるときは、次の各号に定めるところにより、計算した額を払いもどすことができる。
 - (1) 定期乗車券にあつては、第 337 条の規定を準用して計算した額
 - (2) 普通回数乗車券にあつては、規則第 277 条の 2 の規定を準用して計算した額

(他経路乗車中に傷い疾病等により旅行を中止した場合の取扱方)

第 340 条 旅客が、規則第 285 条の規定による他の経路の乗車中に規則第 278 条の規定により旅行を中止したときは、同条の規定により旅客運賃及び料金の払いもどしをしなければならない。ただし、一部復乗して他の経路を乗車させた場合の復乗区間は、旅客運賃及び料金を収受しないものとする。

(割引乗車券等所持の旅客が旅行を中止した場合の旅客運賃の払いもどしの取扱方)

第 341 条 割引乗車券を所持する旅客に対して、規則第 278 条の規定により、旅客運賃の払いもどしをする場合は、すでに収受した割引の旅客運賃から割引条件のいかんにかかわらず、すでに乗車した区間に対する割引の旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをしなければならない。

(傷い疾病等による有効期間延長中の旅客に対する旅行中止の取扱方)

第 342 条 規則第 278 条第 1 項の規定により有効期間延長の取扱いを受けている旅客が、当初の予定を変更し、同条同項の規定による旅行中止の取扱いを受けることを希望する場合は、申し出た日までの日数について有効期間延長の取扱いをしたうえで、その取扱いをすることができる。

(団体旅客又は貸切旅客に対する特別の事由による旅客運賃及び料金払いもどしの特例)

第 343 条 団体旅客又は貸切旅客の一部又は全部が、旅行開始後、旅行を中止した場合で、旅行を中止した事由が、規則第 278 条第 1 項各号に規定する事由又は特に事情気の毒と認められる事由であるときは、社長において、旅客運賃及び料金の一部を払いもどすことができる。

(旅行開始前の旅客に対する有効期間延長の取扱方)

第 344 条 乗車券、急行券（指定急行券を除く。）又は自由席特別車両券の購入後、規則第 278 条第 1 項に規定する事由により、旅行開始前の旅客からその所持する乗車券、急行券又は自由席特別車両券について有効期間延長の請求があった場合は、規則第 278 条及び第 345 条の規定に準じて、その取扱いをすることができる。

(有効期間延長の取扱方)

第 345 条 規則第 278 条の規定により乗車券の有効期間延長の請求を受けたときは、次の各号に定めるところにより取り扱わなければならない。

(1) 旅客が申し出たときは、駅長は、引取期限を明示して、預り証（様式適宜）を交付し、これと引き換えに乗車券を預かる。

(2) 旅客が再び旅行を開始するときは、前号の預り証を回収して、乗車券の券面に延長した有効期間によつて計算した有効期間の期限を「何月何日まで有効期間延長」と記入し、駅名小印を押して旅客に交付する。

2 有効期間延長の請求を受けて預かつた乗車券については、その有効期間の経過しないうちに引き取らせるよう、適宜旅客に引取方を通知しなければならない。

(発売当日限り有効の乗車券、急行券又は特別車両券に対する特殊取扱方)

第 346 条 発売当日限り有効の乗車券、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客が、列車の遅延又は列車への乗り遅れのため当日中の列車に乗車できない場合で、規則第 280 条の規定による有効期間の延長の取扱いを受けないで、その翌日の列車に乗車するときは、その乗車駅において最終の列車と認められるものについては、その証明があるものとみなしてその取扱いをすることができる。

(有効期間満了日の定期乗車券の特殊取扱方)

第 347 条 有効期間満了日の定期乗車券を所持する旅客が、列車の遅延又は列車への乗り遅れのため当日中の列車に乗車できない場合で、その翌日の列車に乗車するときは、その乗車駅において最終の列車と認められるものまでについては乗車の取扱いをすることができる。

第 348 条 削除

第 349 条 削除

第 5 款 運行不能及び遅延

第 350 条 削除

第 351 条 削除

(旅客運賃及び料金払いもどしの特例)

第 352 条 次の各号の 1 に該当する場合は、規則第 282 条第 2 項の規定を準用し、旅行開始前又は使用開始前であっても、すでに収受した旅客運賃及び料金の払いもどしをすることができる。

- (1) 乗車予定の列車が出発時刻を、1 時間以上遅延して出発することが確実な場合又は 1 時間以上遅延して出発した場合
- (2) 乗車予定の列車が遅延して着駅（途中下車予定駅を含む。）に 1 時間以上遅れて到着することが確実な場合
- (3) 台風、大雪等の荒天により、多数線区で列車の運行不能が想定される場合。ただし、取扱範囲等は、そのつど、営業部長等の指示を受けるものとする。

2 規則第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売した遅延特約の急行券を所持する旅客が、使用開始前に、当該急行券の払いもどしを申し出たときは、前項の規定を準用し、すでに支払った急行料金の全額の払いもどしをする。

(団体乗車券又は貸切乗車券の払いもどしの特例)

第 353 条 列車が運行時刻より遅延したため接続予定の列車に乗車することができなかつた旅客が、当該接続予定の列車を指定した団体乗車券又は貸切乗車券を提出し、その旅客運賃及び料金の払いもどしを請求した場合は、その事実を確認のうえ、当該乗車券が、使用開始前のものであるときは、規則第 273 条の 2 の規定にかかわらず、無手数料でその全額を、また、使用開始後のものであるときは、規則第 282 条の 2 の規定を準用して旅客運賃及び料金の払いもどしをすることができる。

(他運輸機関が運行不能となつた場合の取扱方)

第 354 条 連絡会社線等他運輸機関が規則第 282 条第 1 項各号の 1 並びに第 352 条及び前条の各条の 1 に該当したときは、社長において、規則第 282 条並びに第 352 条、第 353 条及び第 370 条の 2 の規定を準用して取り扱うことができる。

(旅行中止による旅客運賃の払いもどし方の特例)

第 354 条の 2 規則第 282 条の 2 第 1 号口の規定により旅客運賃の払いもどしの取扱いをする場合で、旅行中止駅が当該特定都区市内及び東京山手線内に所在する駅であるときは、同条の規定にかかわらず、旅客の希望する駅を着駅として旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃の払いもどしをすることができる。

2 規則第 282 条の 2 の規定により、旅客運賃の払いもどしの取扱いをする場合であつて、第 149 条第 1 項の規定により一回乗車する旅客が新横浜駅で旅行を中止するときは、同項の規定により新横浜駅から品川駅又は小田原駅まで新幹線の特別急行列車に乗車するものとして、旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

(運行不能等による有効期間延長の取扱い)

第 355 条 規則第 282 条の規定により乗車券、自由席特急券、特定特急券（座席を指定して発売したものを除く。）、普通急行券又は自由席特別車両券の有効期間延長の請求を受けた場合における取扱方は、第 345 条の規定を準用する。

(旅行開始前の旅客に対する運行不能等による有効期間延長等の取扱い)

第 356 条 第 344 条第 1 項の規定は、規則第 282 条第 1 項に規定する事由により、旅行開始前の旅客からその所持する乗車券、自由席特急券、特定特急券（座席を指定して発売したものを除く。）、普通急行券又は自由席特別車両券について有効期間延長の請求があつた場合に準用する。

(有効期間延長中の旅客に対する旅行中止等の取扱い)

第 357 条 規則第 283 条の規定によつて有効期間延長の取扱いを受けている旅客が、当初の予定を変更し、規則第 282 条第 1 項の規定による旅行の中止、無賃送還、他経路乗車又は不通区間の別途旅行の取扱いを受けることを希望する場合は、申し出た日までの日数について規則第 283 条の規定により有効期間延長の取扱いをしたうえで、その取扱いをすることができる。

(無賃送還の取扱い)

第 358 条 規則第 284 条第 1 項の規定により無賃送還の取扱いをする場合は、原乗車券類の券面に「事故返」と記入し、かつ、駅名小印を押して当該乗車券類によつて乗車させるものとする。この場合、規則第 284 条第 1 項第 3 号ただし書の規定により他の経路によつて無賃送還をするときは、当該乗車券の券面に指定経路をあわせて記入するものとする。

2 規則第 284 条第 1 項の規定により無賃送還の取扱いを請求する旅客が、無賃送還区間を急行列車に乗車することを希望する場合は、規則第 284 条第 1 項第 1 号イ又は同条同項第 2 号に該当するとき以外は、別に急行券を購入させるものとする。

3 規則第 284 条第 1 項第 2 号の規定により急行列車に乗車させる場合は、当該急行列車の普通車自由席又は立席により乗車させるものとする。ただし、運輸上支障がないときに限り、指定席の座席車を使用した旅客は指定席の座席車（特別車両を除く。）に、特別車両券又はコンパートメント券を使用した旅客は特別車両（グランクラス、プレミアムグリーン及びスーパーアグ

リーンを除く。)又はコンパートメント個室車にそれぞれ乗車させることができる。

- 4 前項の規定により急行列車、特別車両又はコンパートメント個室車に乗車させる場合は、第1項に規定する記入証明に加え、原乗車券類の券面に急行列車、特別車両又はコンパートメント個室車に乗車させる区間を「何何間急行列車」の例により記入するものとする。

(途中駅まで無賃送還した場合の有効期間延長の取扱いの特例)

第358条の2 旅客が、規則第284条第1項の規定により一時便宜の駅まで無賃送還の取扱いを受け、その駅で開通の待合せをする場合は、規則第283条の規定に準じて有効期間の延長の取扱いをするものとする。

- 2 前項の規定によつて無賃送還の取扱いを受けた旅客が開通後旅行を継続する場合は、別に旅客運賃及び料金を収受しないで原乗車券類によつて前途の区間を乗車させるものとする。

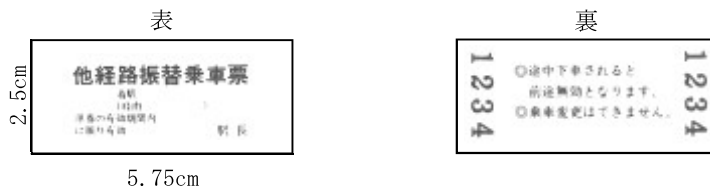
第359条 削除

(他経路乗車の取扱い)

第360条 旅客が、規則第285条の規定により他の経路を乗車する場合は、当該乗車券(定期乗車券を除く。)の券面に「不通何何線に変更」と記入し、かつ、駅名小印を押して、当該乗車券、急行券又は特別車両券で乗車させるほか、次の各号に定めるところにより取り扱うことができる。

- (1) すでに乗車した区間の一部を復乗して乗車させる。
- (2) 最短経路以外に順路があるときは、これを指定して乗車させる。
- 2 規則第285条の規定により、他経路乗車の取扱いを請求する旅客が、急行列車に乗車することを希望する場合は、規則第285条第1項第2号イに該当するときを除き、別に急行券を購入させるものとする。また、同イに該当する場合であつても、のぞみ号等に乗車する場合は、営業部長が認めた場合を除き、別に急行券を購入させるものとする。
- 3 規則第285条の規定により、他経路乗車の取扱いを請求する旅客が、特別車両に乗車することを希望する場合は、規則第285条第1項第2号ロに該当するときを除き、別に特別車両券を購入させるものとする。また、同ロに該当する場合であつても、グランクラス、プレミアムグリーン又はスーパーリアグリーンに乗車する場合は、営業部長が認めた場合を除き、別に特別車両券を購入させるものとする。
- 4 次の各号の1に該当する場合は、規則第282条及び同第285条の規定にかかわらず、本社の指示を受け、他経路乗車の取扱いをすることができる。この場合、第2号の取扱いについては、第369条第2項の規定を準用する。
 - (1) 規則第282条第1項第2号に規定する事由に該当する場合
 - (2) 規則第285条第1項第2号イに規定する場合で、普通急行列車に乗車した旅客が、特別急行列車によつて旅行を継続するとき
 - (3) 乗車する予定の急行列車が運行不能となつたため、当該急行列車の急行券を所持する旅客に対して、規則第285条第1項第2号イの規定を準用して乗車させる場合
- 5 前各項に規定する他経路乗車の取扱いをする場合であつて、第1項の規定による取扱いによ

れない場合は、次に定める振替票を旅客に交付することとする。ただし、一時に多数の旅客が殺到してこの取扱いをすることができないときは、関係する旅客鉄道会社に取り扱人員及び取扱区間等を連絡のうえ取り扱うことができる。



- 備考
- 1 紙質は、板紙 560g/m²又は上質紙 127.9g/m²とし、字模様は印刷しない。
 - 2 循環番号は、1号から10,000号までとする。
 - 3 発行年月日、着駅名、発行駅名は、旅客に交付の際記入する。ただし、必要によつては、着駅名、発行駅名及び経由をあらかじめ印刷して常備式とすることができる。

(旅客鉄道会社線と連絡会社線とにまたがる他経路乗車の取扱い方)

第361条 旅客鉄道会社線と連絡会社線とにまたがって規則第285条の規定による他経路乗車の取扱いをする場合は、その接続駅までの便宜の箇所乗車券を回収（定期乗車券は、回収しない。）し、車内補充券又は改札補充券を発行しなければならない。ただし、一時に多数の旅客が殺到してこの取扱いをすることができないときは、適宜の方法によることができる。

(普通回数乗車券による他経路乗車中の途中下車の特殊取扱い方)

第362条 規則第285条の規定による他経路乗車中に、普通回数乗車券を使用する旅客が途中下車した場合であつて、実際乗車区間に対し別に普通旅客運賃を支払った場合は、当該普通回数乗車券は未使用として処理することができる。

(東海道本線（新幹線）に乗車し新横浜駅で下車した旅客に対する他経路乗車の取扱いの特例)

第363条 第149条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の規定によりう回乗車する旅客が、新横浜で下車した場合で、規則第285条及び第360条第4項の規定により他の経路を乗車するときは、東神奈川から東海道本線に乗車して旅行を継続することを条件に、新横浜・東神奈川間を着駅と同一の目的地に至る他の最短経路とみなして、他経路乗車の取扱いをする。ただし、既に収受した旅客運賃と実際乗車した区間の普通旅客運賃とを比較して不足額が生じても収受しない。

(不乗証明書の発行並びに旅客運賃の払いもどしの取扱い方)

第364条 規則第287条の場合に、旅客から不乗車の証明書（以下「不乗証明書」という。）の交付の請求を受けたときは、その不乗区間に相当する乗車券の券面に「不乗証」と記入（当該乗車券が割引のものであるときは、その旨を表示）し、駅名小印を押したうえ、不乗車の証明用として交付しなければならない。

- 2 前項の場合は、原乗車券の券面に色鉛筆その他の消しにくいもので「レ」印をつけ、これを

返さなければならない。

- 3 第1項の規定による不乗証明書を交付した旅客に対しては、不通区間の旅行を終えた後、旅客運賃払いもどしの請求を受けた駅で原乗車券を確認したうえ、その証明書と引換えに払いもどしをしなければならない。

(不乗証明書に対する旅客運賃の払いもどし額の計算方)

第365条 前条第3項の規定による旅客運賃の払いもどし額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 原乗車券が普通旅客運賃によるものであるときは、不乗区間に対する普通旅客運賃
- (2) 原乗車券が割引の旅客運賃によるものであるときは、不乗区間に対する割引の旅客運賃

(運行休止の場合の有効期間延長の取扱い方)

第366条 規則第288条の規定によつて定期乗車券又は普通回数乗車券の有効期間延長の請求を受けたときは、第345条第1項の規定に準じて取り扱わなければならない。

- 2 前項の場合、「何月何日まで有効期間延長」の記入箇所は、定期乗車券については表面、普通回数乗車券については各券片の券面余白とする。

(運行休止の場合の定期旅客運賃の払いもどしの取扱い方)

第367条 規則第288条の規定により定期旅客運賃の払いもどしの請求を受けたときは、その事実を確認したうえ、旅客運賃訂正通知書を発行して払いもどしをしなければならない。

- 2 前項の規定により払いもどしをしたときは、定期乗車券の券面余白に、その未使用期間、区間、払いもどし額及び払いもどし月日を「何月何日何何間不通払いもどしずみ」の例により赤書きするものとする。

(運行休止の場合の定期旅客運賃の払いもどし等の特例)

第368条 列車の運行が引き続き5日以上休止することが明らかな場合であつて、旅客から未使用のためその期間に対し定期旅客運賃の払いもどしの請求があつたときは、規則第288条の規定による取扱いをすることができる。

- 2 定期乗車券をその発行駅に預けなかつた場合であつても、列車の運行が引き続き5日以上休止してそのために使用しなかつたことが確認できるときは、旅客からの申出に基づき、駅長において規則第288条の規定による取扱いをすることができる。

(急行列車で乗継乗車する場合等の取扱い方)

第369条 規則第289条の規定により、前途を他の急行列車で旅行を継続する場合は、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 原急行券の券面に「何月何日何列車急乗承」の例により乗車月日及び列車番号を表示し、駅名小印を押し、別に急行料金を収受しないで、適宜の普通急行列車（特別急行券を所持する旅客に対しては、特別急行列車を含む。）に乗車させる。
- (2) 前号の場合、満員のときで、特別車両に空席がある場合は、別に特別車両券を購入させないで特別車両に乗車させることができる。ただし、グランクラス、プレミアムグリーン及び

スーパーアグリーンを除く。

- (3) 乗車券の有効期間を延長して旅行を継続するときは、乗車券とともに急行券又は特別車両券を預かつておき、継続乗車のときに第1号の取扱いをする。
 - (4) 前各号の規定によるほか、規則第289条第1項第1号の事由により東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線を経由する特別急行列車に乗車した旅客をのぞみ号等に乗車させる場合は、そのつど、営業部長等の指示を受けて取り扱うものとする。
 - (5) 前各号の規定によるほか、規則第289条第1項第1号の事由により東北本線を経由する特別急行列車に乗車した旅客をはやぶさ号等に乗車させる場合は、そのつど、営業部長の指示を受けて取り扱うものとする。
- 2 規則第289条第1項の規定にかかわらず、普通急行列車に乗車した旅客が、特別急行列車によつて旅行を継続することを希望する場合は、普通急行料金の払いもどしをしないことを条件として特別急行列車に乗車させることができる。ただし、そのつど、本社の指示を受けて取り扱うものとする。
- 3 規則第289条第1項ただし書の規定にかかわらず、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、長崎本線（現川経由）、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間を経由する特別急行列車に乗車した旅客は、当該特別急行列車の遅延の場合又は遅延することが確実な場合は、次の各号に定めるところにより、新幹線の特別急行列車によつて旅行を継続させることができる。ただし、そのつど、本社の指示を受けて取り扱うものとする。この場合、他の旅客鉄道会社線に乗継乗車となるときは、第360条第5項の規定を準用して取り扱うものとする。
- (1) 乗車した新幹線の特別急行列車の到着時刻が、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、長崎本線（現川経由）、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間経由の特別急行列車の所定の到着時刻から2時間以上遅延した場合は、すでに収受した特別急行料金の全額の払いもどしをする。
 - (2) 乗車した新幹線の特別急行列車の到着時刻が、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、長崎本線（現川経由）、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間経由の特別急行列車の所定の到着時刻に2時間未満遅延した場合は、すでに収受した特別急行料金の払いもどしをしない。
- 4 規則第289条第1項の規定にかかわらず、乗車する予定の急行列車が運行不能となつた場合は、その急行列車の急行券を所持する旅客に対して列車を限定して他の急行列車に乗車させ、前途の駅において、規則第289条第2項第2号の規定を準用して急行料金の全額の払いもどしをする。ただし、そのつど、本社の指示を受けて取り扱うものとする。
- （注）普通急行券を所持する旅客が、規則第289条の規定により他の急行列車に乗車する場合は、特別急行列車に乗車を希望するときは、別に当該列車に対する急行料金を収受し、所持する急行券の払いもどしの取扱いをする。

（編成変更の場合の取扱方）

第369条の2 規則第289条第2項第4号の規定により固定編成車両以外の車両に乗車した場合は、原特別急行券の券面に「編成変更」の例により記入し、証明する。この場合、充当する席の

ないときは、「立席」の例により証明し、前途の駅において特別急行料金の全額の払いもどしをする。

- 2 旅客が、車両の故障等により固定編成車両以外の車両を連結して特別急行列車を運転するため、当該列車の利用を取りやめたときは、特別急行料金の全額の払いもどしをする。

(冷房装置又は暖房装置の故障の場合の取扱方)

第 369 条の 3 急行列車の冷房装置又は暖房装置が故障した場合は、その車両に乗車している旅客に対して、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。ただし、第 1 号ただし書及び第 2 号イの規定による取扱いをする場合は、そのつど、本社の指示により取り扱うものとする。

- (1) 故障した車両が指定席又は寝台の車両であるとき

未指定特急券以外の指定券を所持する旅客に対しては同一列車の他の指定席又は寝台の車両に案内して空席を充当し、未指定特急券を所持する旅客に対しては同一列車の他の指定席又は寝台の車両に案内する。この場合、すでに所持する指定席又は寝台に対する指定席特急料金、普通急行料金、特別車両料金(A)、寝台料金、コンパートメント料金及び座席指定料金と実際に乗車した指定席又は寝台に対する指定席特急料金、普通急行料金、特別車両料金(A)、寝台料金、コンパートメント料金及び座席指定料金を比較して、過剰額は払いもどしするものとし、不足額は収受しない。ただし、旅客の所持する指定券が未指定特急券以外の指定券である場合で充当する指定席又は寝台がないときは、指定券の券面に「冷房故障」の例により記入し、証明のうえ、前途の駅において、指定席特急料金（規則第 57 条第 7 項の規定を適用して発売した指定席特急券にあつては、その全部又はその一部を故障した車両によつて旅行した特別急行列車の乗車区間に対する指定席特急料金）、普通急行料金、特別車両料金(A)（規則第 58 条第 7 項の規定を適用して発売した特別車両券(A)にあつては、その全部又はその一部を故障した車両によつて旅行した特別急行列車の乗車区間に対する特別車両料金(A)）、寝台料金、コンパートメント料金及び座席指定料金の全額の払いもどしをする。

- (2) 故障した車両が自由席又は指定席以外の座席の車両であるとき

ア 同一列車の他の自由席又は指定席以外の座席の車両に案内する。ただし、満員等の事由により案内することができないときは、運輸上支障がないと認められるときに限り、別に料金を収受しないで、指定席の車両（特別車両を除く。）に案内することができる。

イ 故障した車両が固定編成車両（普通急行列車として運転する同車両を含む。）であるときで、その車両によつてそのまま旅行を継続する場合は、急行券の券面に「冷房故障」の例により記入し、証明のうえ、前途の駅において急行料金の全額の払いもどしをする。

- 2 前項第 1 号の規定は、急行列車の特別車両（自由席に限る。）の冷房装置又は暖房装置が故障した場合の取扱方について準用する。

- 3 第 1 項第 1 号の規定は、規則第 181 条ただし書の規定により 1 個の寝台を 2 人で利用する旅客のうち、自由席特急券を所持する旅客に対して準用する。

(一部車両途中駅打切りの場合の取扱方)

第 369 条の 4 車両の故障等により所定編成の一部の車両が途中駅において打切りとなつた場合

で、その車両の指定券（未指定特急券を除く。）を所持する旅客が、同一列車の他の車両に乗車して旅行するときは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 乗車前のとき

第 371 条の規定を準用して取り扱う。

(2) 乗車後のとき

他の車両の座席又は寝台を充当する。この場合、すでに所持する指定席又は寝台に対する指定席特急料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金及び座席指定料金と実際に乗車した指定席又は寝台に対する指定席特急料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金及び座席指定料金とを比較して、過剰額は払いもどしするものとし、不足額は収受しない。ただし、充当する席のないときは、指定券の券面に「立席」の例により記入し、証明のうえ、前途の駅において、規則第 282 条の 2 第 2 号から第 6 号までの規定を準用して、急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金及び座席指定料金の全額の払いもどしをする。

2 前項の規定は、規則第 181 条ただし書の規定により 1 個の寝台を 2 人で利用する旅客のうち、自由席特急券を所持する旅客に対して準用する。

(グランクラス(A)の一部サービス中止の場合の取扱方)

第 369 条の 5 運輸上の都合により、規則別表第 1 号の 6 に定める特別急行列車のグランクラスについてグランクラス(B)に適用する特別車両料金に変更となつた場合は、次の各号に定めるところにより取り扱うことができる。ただし、そのつど、営業部長の指示を受けて取り扱うものとする。

(1) 乗車前の場合

ア 旅客が引き続きグランクラスの座席を使用するとき

すでに所持する急行・指定席特別車両券(A)に指定された座席を使用することを案内する。この場合、前途の駅において、すでに所持する急行・指定席特別車両券(A)に対する特別車両料金と、実際に乗車した指定席に対する特別車両料金とを比較して、過剰額を払いもどしする。

イ 旅客が同一列車の他の指定席の車両を使用するとき

第 370 条第 2 項の規定を準用して取り扱う。

ウ 旅客が他の列車への変更を申し出たとき

第 371 条の規定を準用して取り扱う。

(2) 乗車後の場合

旅客が引き続きグランクラスの座席を使用するときは、前号アにより取り扱うこととし、急行・指定席特別車両券(A)の券面に「GCSに変更」の例により記入証明する。これ以外のときは、前号イ又はウにより取り扱うこととする。

(急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券が使用不能となつた場合の取扱方)

第 370 条 車両の故障又は遅延等の事由により列車の運用を一部変更し、列車を途中駅から発車

させることに変更した場合で、その列車の急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客が、当該途中駅から当該列車に乗車することを希望するときは、社長において始発駅と途中駅との区間を適宜の列車（乗車列車を指定したときは、その列車）によつてそのまま乗車の取扱いをすることができる。この場合、急行券、特別車両券及びコンパートメント券を所持する旅客に対して、すでに収受した急行料金、特別車両料金及びコンパートメント料金と当該急行列車の乗車区間の営業キロに対する急行料金、特別車両料金及びコンパートメント料金を比較し、過剰額は払いもどしをする。

- 2 運輸上の支障その他旅客の責任とならない事由により、指定券（未指定特急券を除く。）を所持する旅客が、指定された座席又は寝台（使用開始後6時までの間に一部使用できなかつた場合を含む。）を使用できなくなつた場合は、他の指定席又は寝台を充当するものとする。この場合、すでに所持する指定席又は寝台に対する指定席特急料金、普通急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金及び座席指定料金と実際に乗車した指定席又は寝台に対する指定席特急料金、普通急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金及び座席指定料金を比較して、過剰額は払いもどしするものとし、不足額は収受しない。ただし、充当する指定席又は寝台がないときは、指定券の券面に「立席」の例により記入し、証明のうえ、前途の駅において指定席特急料金（規則第57条第7項の規定を適用して発売した指定席特急券にあつては、その全部又はその一部で指定席を充当できなかつた特別急行列車の乗車区間に対する指定席特急料金）、普通急行料金、特別車両料金（規則第58条第7項の規定を適用して発売した特別車両券にあつては、その全部又はその一部で指定席を充当できなかつた特別急行列車の乗車区間に対する特別車両料金）、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の全額の払いもどしをする。
- 3 前項の規定は、運輸上の支障その他旅客の責任とならない事由により、自由席特急券を所持する旅客が、規則第181条ただし書の規定により1個の寝台を2人で利用する場合であつて、当該寝台を使用できなくなつたときに準用する。

（不使用証明書の発行及び特別車両料金の払いもどし方）

第370条の2 規則第290条の2の規定による不使用証明書の発行及び特別車両料金の払いもどし方は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 不使用証明書は、車内補充券により発行交付するものとする。ただし、列車内において取り扱う場合は、不使用証明書を発行するいとまのないときに限つて、特別車両券の券面に「何何間満員不使用証」の例により証明して、車内補充券の発行に代えることができる。
 - (2) 前号の規定による不使用証明書を所持する旅客に対しては、旅行終了駅において、これを回収し、特別車両料金の払いもどしをするものとする。
- 2 列車が1時間以上遅延したため、自由席特別車両券(A)及び自由席特別車両券(B)を所持する旅客が、特別車両の連結されている列車に乗車することができなくなつたため、やむを得ず、特別車両の連結されてない列車に乗車した場合は、前項の規定を準用し、特別車両料金の払いもどしをすることができる。

（特別車両料金の払いもどしの特例）

第 370 条の 3 自由席特別車両券(A)及び自由席特別車両券(B)を所持する旅客が、特別車両の連結されていない列車に乗車した場合で、当該特別車両券の全区間を使用しないことが明らかなきときは、規則第 272 条の規定に準じて払いもどしの取扱いをする。この場合、特別車両券の券面に「未使用」(急行・特別車両券(A)の場合で特別車両券のみ使用しなかつたときは「グリーン券未使用」)の例により記入証明するものとする。

2 満員その他の事由により乗務員の証明を受けられなかつた場合で、旅客の乗車した列車に特別車両が連結されていないことを確認できるときは、前項の規定を準用して取り扱うことができる。

(列車の変更の特殊取扱方)

第 371 条 次の各号の 1 に該当する場合(規則第 57 条第 7 項の規定を適用して発売した指定席特急券にあつては、使用開始後に当該指定席特急券のうち一部の列車が該当する場合を含む。)、当該列車に有効な指定券(未指定特急券を除く。)を所持する旅客が、他の列車の乗車券類に変更の申出をしたときは、旅客が所持する指定券に表示された列車の乗車駅を出発する日と同じ日に出発する列車(その乗車駅において最終と認められる列車を含む。)の乗車券類に変更の取扱いをすることができる。ただし、指定特別車両券、寝台券又はコンパートメント券以外の指定券から寝台券への変更の取扱いはしない。

(1) 列車が運行不能となつた場合

(2) 列車が出発時刻に 1 時間以上遅延し又は遅延することが確実な場合

(3) 列車が前途の区間において 1 時間以上遅延することが確実な場合

(4) 列車が遅延し、接続予定の列車に乗車することができなかつた場合又は乗車できないことが確実な場合

(5) 運行不能のため不通区間をう回した経路で購入した指定券を所持する旅客が、開通により所定の経路によつて乗車する場合

2 前項の規定により、列車の変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 変更する列車の選定方

ア 原則として、旅客の所持する指定券と同一区間で同一種類の指定券への変更の取扱いをする。

イ アの取扱いができない場合に限つて、同一区間で異種類の乗車券類への変更の取扱いをする。ただし、指定特別車両券、寝台券又はコンパートメント券以外の指定券から特別車両券への変更及びグランクラス以外に有効な指定特別車両券からグランクラスに有効な特別車両券(A)への変更は、輸送上、やむを得ない場合に限つて取り扱うことができる。

ウ 最近に出発する列車が原指定券の着駅に停車しないなど、事情やむを得ないと認められる理由でア及びイの取扱いができないときに限り、原指定券の券面表示区間内の駅が着駅となる乗車券類への変更の取扱いをすることができる。

(2) 料金の收受方

ア 原指定券に対する料金額と変更する乗車券類に対する料金額とを比較し、過剰額は払いもどしをし、不足額は收受しない。

イ 指定特別車両券、寝台券又はコンパートメント券から指定特別車両券、寝台券又はコンパートメント券以外の乗車券類に変更の取扱いをするときは、原指定券の特別車両料金、寝台料金又はコンパートメント料金を払いもどしの上、アの取扱いをする。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、指定席特急券（未指定特急券を除き、特別急行・特別車両券及び特別急行・寝台券を含む。）から未指定特急券、立席特急券又は自由席特急券に変更の取扱いをするときは、原指定券の特別急行料金（規則第 57 条第 7 項の規定を適用して発売した特別急行券にあつては、変更する特別急行列車の乗車区間に対する特別急行料金）の半額（10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額。ただし、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売した特別急行券（規則第 57 条第 7 項の規定により発売するものを含む。）にあつては、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する特別急行料金の半額（10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額）を合計した額、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売した特別急行券（規則第 57 条第 2 項第 1 号及び同条第 8 項の規定により発売するものを含む。）にあつては、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する特別急行料金の半額（10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額）を合計した額、東京・郡山間の新幹線停車駅と米沢・新庄間との相互間を乗車する場合に発売した特別急行券（規則第 57 条第 2 項第 1 号の規定により発売するものを含む。）にあつては、東京・福島間及び福島・新庄間の乗車区間に対する特別急行料金を合計した額の半額（10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額）、東京・新花巻間の新幹線停車駅と雫石・秋田間との相互間を乗車する場合に発売した特別急行券（規則第 57 条第 2 項第 1 号及び同条第 8 項の規定により発売するものを含む。）にあつては、東京・盛岡間及び盛岡・秋田間の乗車区間に対する特別急行料金を合計した額の半額（10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額。）及び特別車両料金（規則第 58 条第 7 項の規定を適用して発売した特別車両券にあつては、変更する特別急行列車の乗車区間に対する特別車両料金）又は寝台料金の払いもどしをする。

(3) 処理方

ア 駅において取り扱う場合

原指定券を回収し、変更用として新たに所要の乗車券類を発行して旅客に交付するとともに、回収した指定券の券面には、次に掲げる表示をして記入証明し、新たに発行する乗車券類の表面に「3/1 はやて 3 号特事故列変何円払いもどしずみ」の例により赤書き証明し、出札払いもどしの取扱いをする。この場合、旅客の所持する指定券の料金額と変更する乗車券類の料金額とが同額の場合は、旅客の所持する指定券の券面に「何月何日あずさ 2 号何号車何番何席に事故列変」の例により記入し、証明して取り扱うことができる。

事 故 列 変		
新	券	何円
払いもどし額		何円
出札払いもどし		何円
(新券特急 No.1234)		

イ 車船内において取り扱う場合

旅客の所持する指定券の券面に「事故列変 3/1 はやて 3 号何号車何番上段充当要何円払いもどし」の例により記入証明して取り扱い、過剰額がある場合は、前途の駅において払いもどしの取扱いを受けるよう案内するものとする。

(列車の変更の特殊取扱方の特例)

第 371 条の 2 規則第 57 条の 3 第 8 項の規定を適用して発売した指定席特急券を所持する旅客に対して前条の取扱いをする場合で、輸送上の都合により新幹線又は新幹線以外の線区のいずれかの全区間に対して立席又は自由席に乗車させる場合(立席又は自由席に乗車させる区間が、規則第 57 条第 4 項の規定により座席を指定しないで発売した区間と同一となる場合を除く。)は、前条第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 指定席特急券を所持する場合

原指定券の特別急行料金の半額(10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額)の払いもどしをする。

(2) 指定特別車両券を所持する場合

① 原指定券の特別車両乗車区間において特別車両に乗車したとき
前号の取扱いをする。

② 原指定券の特別車両乗車区間において特別車両に乗車できなかったとき
原指定券の特別車両料金を払いもどしのうえ、前号の取扱いをする。

(3) 前号にかかわらず、規則第 58 条第 11 項の規定を適用して発売した指定特別車両券を所持する場合

原指定券の自由席又は立席を利用した特別急行列車の乗車区間に対する特別車両料金を払いもどしのうえ、第 1 号の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の券面証明等は、前条第 2 項第 3 号を準用する。

(不通区間が開通した場合の乗車券類の特殊取扱方)

第 372 条 列車が運行不能となったため、不通区間をう回した経路で発売又は不通区間の手前まで発売した普通乗車券、急行券、特別車両券又はコンパートメント券を所持する旅客が、不通区間の開通に伴って、所定の経路に変更する場合又は区間変更若しくは指定券変更をする場合は、規則第 293 条の規定による誤購入の取扱方に準じて取り扱うものとする。

2 前項の規定は、列車が運行不能となった場合で、旅客の所持する普通乗車券、急行券、特別車両券又はコンパートメント券が、旅客の不案内又は係員の誤案内に基づいて発売されていると認められるときに準用する。

(証明方法に対する特例)

第 373 条 多数の旅客を一時に取り扱うため、第 358 条から第 360 条(第 5 項に規定する場合を除く。)まで、第 364 条、第 369 条(第 3 項に規定する場合を除く。)から第 370 条まで又は第 371 条に規定する所定の証明をするいとまのないときは、便宜様式の証明書を発行交付することによつてこれに代えることができる。

2 前項の証明書は、2 以上の証明事項をあらかじめ印刷しておき、当該事項を○で囲む等の方

法によることができる。

- 3 第1項に規定する証明をする場合で、証明を省略しても支障がないと社長が認めたときは、前途の駅にこの旨を通報し、これらの証明を省略させることができる。
- 4 規則第184条第5項の規定による普通乗車券と急行券とを1葉としたもの（連続して1葉としたものを除く。）について急行料金の払いもどしをする場合であつて、旅客が当該乗車券によつて、さらに、その有効区間内の乗車を希望するときは、これを回収し、別表第8の例による乗車票を交付して乗車させることができる。

（遅延証明書の発行方）

第374条 事故その他により列車が遅延した場合、旅客からその証明方の申出があつたときは、その事実を確認したうえ、遅延証明書を発行する等の方法により証明しなければならない。

第6款 誤乗及び誤購入

（誤乗旅客に対する取扱方）

第375条 規則第291条の規定により無賃送還の取扱いをする場合は、旅客の所持する乗車券の券面に「誤乗」と記入し、かつ、駅名小印を押し、その乗車券で乗車させるものとする。

- 2 前項の規定による無賃送還の取扱いは、原乗車券と同一線経由の列車によるものとする。この場合、目的地（乗車券面区間内の旅客の希望駅）に早達する他線経由の列車があるときは、旅客の所持する乗車券の券面に「誤乗何何線に変更」と記入し、かつ、駅名小印を押し、その乗車券で乗車させることができる。
- 3 第1項の規定による無賃送還の取扱いをする場合で、最近の列車が急行列車であつて、旅客から急行券を購入してその急行列車による送還方の申出があつたときは、その取扱いをすることができる。
- 4 急行券（団体乗車券によつて発売されたものを除く。）を使用する旅客が、当該急行券面に表示された区間外に誤つて乗車した場合で、最近の列車が急行列車であつて、旅客からその急行列車による無賃送還の申出があつたときは、別に急行料金を収受しないで、普通車自由席に乗車する場合に限り、第1項及び第2項の取扱いをすることができる。ただし、無賃送還を行う急行列車が規則別表第1号の2に定める列車群に含まれるときは、規則第172条の3を準用して乗車させることができる。
- 5 前各項の取扱いをする場合で、送還する列車が当日中になく、かつ、有効期間が当日限りであるときは、第345条第1項第1号の規定に準じてその乗車券又は特別車両券を預かつておき、翌日の最初に出発する列車で送還するものとする。

（定期乗車券又は普通回数乗車券使用旅客の誤乗に対する無賃送還の特例）

第376条 定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客が、その券面に表示された区間外に誤つて乗車した場合であつて、これが満員その他事情気の毒と認められる事由によるものであるときは、規則第291条の規定にかかわらず、同条の規定に準じてその誤乗区間につき無賃送還の取扱いをすることができる。

(新幹線の特別急行券使用旅客の誤乗に対する特殊取扱方)

第 377 条 第 375 条の規定によるほか、新幹線の指定席特急券（団体乗車券によつて発売されたものを除く。）を使用する旅客が、当該急行券面に表示された列車の直前に乗車駅を出発する列車に誤つて乗車した場合であつて、これが旅客の不案内その他特にやむを得ないと認められる事由によるものであるときは、旅客を最近の停車駅に下車させ、別に急行料金を収受しないで、当該急行券面に表示された列車に乗継乗車させることができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところにより取り扱うことができる。

(1) 旅客が乗継乗車を希望しないとき（乗継乗車ができないときを含む。）又は最近の停車駅が旅客の下車駅であるとき

第 282 条第 1 項の規定による指定券変更の場合の取扱方に準じて取り扱う。

(2) 折返し乗車となるとき

規則第 291 条の規定にかかわらず、当該急行券の券面に「誤乗何号㊦により何駅まで返」の例により、旅客の下車駅までの最近の自由席特急券又は特定特急券（座席を指定して発売したものを除く。）を発売する列車を指定して記入証明のうえ、誤乗区間に対しては、別に旅客運賃及び料金を収受しないで、乗車の取扱いをする。

2 前項の規定は、新幹線の指定席特急券（団体乗車券によつて発売されたものを除く。）を使用する旅客が、当該急行券面に表示された列車の直後に乗車駅を出発する列車に誤つて乗車した場合に準用する。

3 第 1 項第 2 号の規定は、新幹線の自由席特急券又は特定特急券（団体乗車券によつて発売されたものを除く。）を使用する旅客が、同線の指定席特急券を必要とする列車に誤つて乗車した場合に準用する。

(誤購入した乗車券、急行券又は特別車両券に対する取扱方)

第 378 条 規則第 293 条の規定により旅客運賃及び料金の収受又は払いもどしをする場合は、次の各号により処理しなければならない。ただし、発行駅においては、当該乗車券、急行券又は特別車両券が使用開始前のものであり、かつ、発行当日中のものであるときは、乗車券、急行券又は特別車両券と引換えに手数料を収受しないで、旅客運賃及び料金の払いもどしをし、別に相当乗車券、急行券又は特別車両券を購入させることができる。

(1) 発行駅の場合

ア 収受を必要とするときは、乗車券、急行券又は特別車両券を回収し、前途に対して、出札補充券を交付する。

イ 払いもどしを必要とするときは、乗車券、急行券又は特別車両券を回収し、出札払いもどしをしたうえ、前途に対して、出札補充券を交付する。

(2) 発行駅及び旅行終了駅以外の駅の場合

ア 収受を必要とするときは、乗車券、急行券又は特別車両券を回収し、前途に対して、改札補充券を交付する。

イ 払いもどしを必要とするときは、乗車券、急行券又は特別車両券と引換えに改札払いもどしをし、前途に対して、改札補充券を交付する。

(3) 車内の場合

ア 収受を必要とするときは、乗車券、急行券又は特別車両券を回収し、前途に対して、車内補充券を交付する。

イ 払いもどしを必要とするときは、乗車券、急行券又は特別車両券に適宜の証明をして、旅客の途中下車駅又は着駅で相当の処理をさせる。

(4) 旅行終了駅の場合

ア 収受を必要とするときは、乗車券、急行券又は特別車両券を回収し、改札日報よつて処理する。

イ 払いもどしを必要とするときは、乗車券、急行券又は特別車両券と引換えに改札払いもどしをする。

2 前項の規定にかかわらず、誤購入した乗車券、急行券又は特別車両券については、次の各号により取り扱うことができる。

(1) 前項第1号の場合、乗車券、急行券又は特別車両券の発売当日に誤購入に対する取扱いをするときで、乗車券、急行券又は特別車両券を廃札とし、正当な乗車券、急行券又は特別車両券を再発行することができるときは、これによつて取り扱う。

(2) 前項第1号から第3号までの場合、旅客運賃及び料金の収受又は払いもどしを必要としないときは、乗車券、急行券又は特別車両券の券面に適宜の証明をして取り扱う。

(指定急行券等を誤購入した場合の取扱いの特例)

第379条 規則第293条の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、前条の規定を準用し、誤購入として取り扱うことができる。

(1) 指定急行券の大人用を小児が、小児用を大人が誤つて購入した場合であつて、当該急行券が同一列車（未指定特急券にあつては同一列車群）のもので事情やむを得ないと認められるとき。

(2) 普通急行券を所持する旅客が、普通急行列車の寝台又は指定席を使用する場合であつて、乗車券類変更又は指定券変更の申出をしないで新たに急行・特別車両券、急行・寝台券又は急行・座席指定券を購入したとき。

(誤購入した乗車券類が割引乗車券類である場合の取扱方)

第380条 規則第293条の規定によつて誤購入の取扱いをする乗車券類が割引証等を提出して購入したものであるときは、別に割引証等の提出を求めることなく、原乗車券類により相当の旅客運賃及び料金の割引の取扱いをすることができる。

(誤購入旅客に対する有効期間の附与方)

第381条 第300条の規定は、規則第293条の規定により発行する乗車券類の有効期間に準用する。

第8章 入場券

(入場券の使用時間制限の取扱方)

第 381 条の 2 規則第 294 条第 2 項に規定する入場券の使用時間制限の取扱方は、別に定めるところによる。

(定期入場券の発売)

第 381 条の 3 定期入場券を発売する駅は、社長が定めるものとする。

2 定期入場券は、その使用が継続的である等駅長において必要と認めた場合に限り発売するものとする。

(入場料金の特定)

第 381 条の 4 入場料金は、次の各号に掲げる場合に限り、規則第 295 条第 1 項の規定にかかわらず、社長において、特定の額とすることができる。

- (1) 旅客鉄道会社線と連絡会社線との共同使用駅における入場料金が、当該連絡会社線の入場料金に比較して高額となる場合
- (2) 社長において、特に必要と認める場合

(入場券を無効とする場合の特例等)

第 382 条 規則第 297 条の規定は、当該入場券所持者に悪意がなく、その証明ができる場合及び列車の遅延等入場券所持者の責任とならない事由による場合には適用しない。

2 規則第 297 条第 3 項の規定による定期入場券の発売の停止は、社長の承認を受けて駅長が行うものとする。

(使用時間の制限を超えた入場券に対する特例扱い)

第 382 条の 2 規則第 294 条第 2 項の規定により使用時間を制限して発売した入場券所持者から、入場前に使用時間の制限を超えた入場券又は使用時間の制限を超えることが確実な入場券について使用時間の延長の申出があつた場合は、当該入場券が未使用であることが明らかで、事情やむを得ないと認められるときに限り、これを回収のうえ廃札とし、新たに入場券を再発行することができるものとする。

(入場券の設備等)

第 383 条 大人専用又は小児専用の普通入場券には、乙片を設けないものとし、また、小児専用のものの記号については、第 185 条の規定を準用する。

2 入場券の紙質は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 普通入場券

- ア 印刷式券売機により発行するもの
特殊コート A マニラボール 190g/m²
- イ 印刷発行機により発行するもの
第 179 条第 1 項に第 10 号イに規定する紙質
- ウ M形端末装置により発行するもの
第 179 条第 1 項第 10 号ウに規定する紙質

エ ア、イ及びウ以外のもの
板紙 560g/m²又は上質紙 81.4g/m²以上

(2) 定期入場券

ア MⅡ形端末装置により発行するもの
第 179 条第 1 項第 10 号ウに規定する紙質

イ ア以外のもの
上質紙 81.4g/m²

3 入場券の番号は、普通入場券にあつては 1 号から 10,000 号まで（必要に応じ、10,000 号は「0000」と表示し、また、発売多数のものは、さらに、い、ろ、は順その他の符号をつける。）、定期入場券にあつては 1 号から 1,000 号までとする。ただし、印刷発行機により発行するものは、第 183 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、MⅡ形端末装置により発行するものは、第 183 条第 1 項第 2 号エの規定を適用する。

4 普通入場券にあつては、裏面の番号の一方及び発行駅名を省略することができる。

5 普通入場券の様式及びその取扱方は、第 177 条の規定を準用して変更することができる。

(入場券の発行方)

第 384 条 入場券は、次の各号に定めるところにより発行し、旅客に交付するものとする。

(1) 普通入場券

ア 大人小児用の普通入場券を小児に発行するときは、甲片は旅客に交付し、乙片は乗車券簿に添付して審査課長に提出するものとする。

イ 発行日付印を表面左端に押す。この場合、常備普通乗車券を代用するときは、第 384 条の 2 に規定する印を表面に押す。

ウ イの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(ア) 印刷発行機により発行する場合は、第 233 条の 2 の規定を適用する。

(イ) M形端末装置により発行する場合は、第 234 条の規定を適用する。この場合、券面に発売時刻を表示することができる。

(2) 定期入場券

ア 有効期限その他の必要事項を表示する。

イ 定期入場券購入申込書の記載事項が、かなタイプにより記載されている場合は、氏名をかたかなで表示することができる。

ウ 旅客が女性である場合は、券面氏名の上部に赤色の色鉛筆で横線 1 条を引く。

エ アの規定にかかわらずMⅡ形端末装置により発行する場合は、第 234 条の規定を適用する。

(入場券の特殊発売)

第 384 条の 2 規則第 298 条の規定にかかわらず、社長が必要と認める場合は、入場料金と同額の常備普通乗車券を普通入場券の代用として発売することができる。この場合、当該乗車券の表面余白に「

入場券
(旅客車内に立ち入ることはできません。)

」又は「入場券としてご使用になるときは、旅客車内に立ち入ることはできません。」と表示するものとする。

(入場券の改札の方法)

第 385 条 入場券所持者が、乗降場に入出場しようとするときは、当該入場券の発売駅、発行日付、有効期限その他定期入場券の場合はその正当使用者であること等を確認し、普通入場券に対しては、入場の際、その下部右方に入銜しなければならない。この場合に使用する銜痕は、乗車券類に対し使用するものと同一とする。

2 前項の改札の際、表示事項を誤つて記入した定期入場券又は損傷し若しくは汚損した定期入場券を発見したときは、その正否を確かめたうえ、有効のものは、これと引換えに、原券と同一の事項を記入し再交付印を押した定期入場券を交付するものとする。この場合、回収した定期入場券は、再交付の印及び再交付した定期入場券の番号を券面余白に記入したうえ、乗車券簿に添附して審査課長に提出するものとする。

(回収した入場券の処理方)

第 386 条 規則第 299 条の規定によつて回収した入場券は、別に定めるところにより審査課長に送付しなければならない。

(有効期間が満了した定期入場券返付の督促)

第 387 条 有効期間が満了しても返さない定期入場券の所持者に対しては、適宜の方法によつて、これを返すようその督促に努めるものとする。

(乗車券を入場の目的に使用した場合の処理方)

第 388 条 乗車券を入場の目的に使用したことが明らかであるときは、規則第 300 条の規定による無札入場者として取り扱うものとする。

(無料入場者の範囲)

第 389 条 次の各号の 1 に該当するものは、無料で入場させることができる。

- (1) 天皇、皇后、皇太子、皇太子妃又は皇太后ご旅行の際の送迎者
- (2) 職務執行中の警察官
- (3) その駅で乗降できる鉄道乗車証所持者。ただし、新幹線停車駅であつて、新幹線用の改札が設けられている場合の当該改札から入場する場合を除く。
- (4) 前各号に定めるものの他、社長が特に指定した者

(定期入場券に対する入場料金の払いもどし又は有効期間延長の取扱方)

第 390 条 規則第 301 条の規定によつて定期入場券に対する入場料金の払いもどし又は有効期間延長の請求を受けたときは、定期乗車券に準じて取り扱うものとする。

(準用規定)

第 391 条 第 180 条、第 181 条第 10 号、第 189 条及び第 194 条から第 196 条までの規定は、入場券について準用する。

第 392 条 削除

第 9 章 ギフトカード及びオレンジカード

第 1 節 ギフトカード

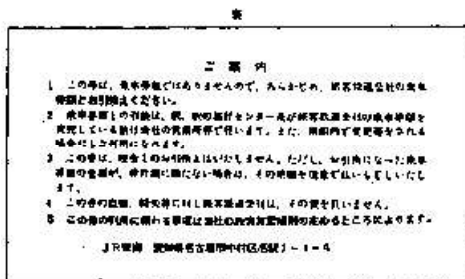
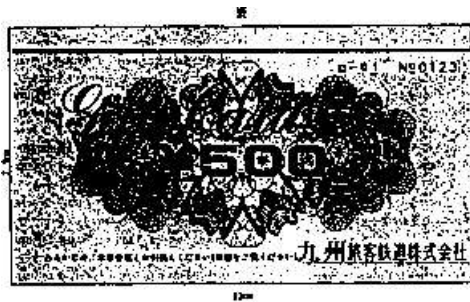
第 393 条 削除

(乗車券類等との引換えの特例)

第 393 条の 2 規則第 303 条の 2 の規定にかかわらず、営業部長は、必要により、車内においてギフトカードと乗車券類等との引換えをする区間を別に定めることがある。

(ギフトカードの様式)

第 394 条 ギフトカードの様式は、次のとおりとする。



- 備考 (1) 紙質は、上質紙B列 90 kg以上とする。
(2) 字模様の着色は、淡黄褐色とし、券面に彩紋を施したものとする。
(3) 券番は、01-0001 号から 99-10000 号までの循環番号とし、その頭部にAからI までの符号をつけて印刷する。

第 395 条 削除

(乗車券類等との引換方等)

第 396 条 ギフトカードと乗車券類等とを引き換える場合は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 乗車券類等の旅客運賃及び料金に相当するギフトカードを収受して、相当の乗車券類等を

発行する。

- (2) ギフトカードの金額が、乗車券類等の旅客運賃及び料金に不足するときは、不足額を旅客から收受する。
 - (3) ギフトカードの金額が、乗車券類等の旅客運賃及び料金より超過するときは、額面に相当する金額未満のは数に限りつり銭を支払う。ただし、車内において取り扱う場合は、概算額を收受する場合の例により取り扱うことができる。
- 2 前項の規定は、規則第2編第7章の規定により收受する旅客運賃及び料金を現金に代えてギフトカードによつて收受するときに準用する。
 - 3 前各項により收受したギフトカードは、乗車券簿、改札日報又は車掌区収入日報に添付して審査課長に提出する。

第2節 オレンジカード

(乗車券類等との引換え等を行う駅の指定)

第397条 規則第306条の3に規定する乗車券類等と引き換え又は精算する駅及びオレンジカード用の乗車券類発売機等によつて発売する乗車券類等は、社長が定めるものとする。

(オレンジカードの様式)

第397条の2 オレンジカードの様式は、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 縦57.5mm、横85mmの大きさとする。
 - (2) 図柄は表面に印刷し、表示額、発売額等を表示する。
 - (3) 裏面には、次の事項を印刷する。
 - ア JR各社のカード式券売機等又はカード式精算機でご利用いただけます。
 - イ 残額は券売機等に表示されます。残額不足の場合は現金又は別のカードをあわせてご利用ください。
 - ウ 換金はできません。
 - エ 折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。
 - オ 紛失等に対しては、その責を負いません。
 - カ 本カードの利用に係わる事項は当社の旅客営業規則の定めるところによります。
 - キ 会社名及び所在地
 - (4) 材質は、ポリエステルとし、厚さは0.22mmとする。
 - (5) 表面の残額表示は、目安さん孔式とする。
 - (6) 裏面の番号は、「008503B5A5555」の例により印刷し、下6桁は、0A0001から9J0000までの循環番号とする。
- 2 前項第2号及び第3号に規定する表示事項は、必要に応じ表示方を変更することができる。

(オレンジカードの再発行及び払いもどしの特例)

第397条の3 旅客の故意による重大な損傷の場合を除き、オレンジカードの折損等によつて、乗車券類発売機等により乗車券類等の発売又は精算が不能となつたときは、当該オレンジカードと引換に再発行の取扱いをすることができる。ただし、別に定めるところにより、当該オレ

ンジカードの残額の全部又は一部を現金で払いもどすことができる。

第10章 手回り品

(持込禁制品及び制限外手回り品の持込防止)

第398条 係員は、旅客又は乗降場に入場する者が持ち込む物品について注意し、規則第307条、同第308条、同第308条の2その他手回り品の持込みに関する規定に違反して物品を車内に持ち込むことがあると認められる場合は、車内に持ち込むことができないことを持込前に注意を与えなければならない。

(注) 係員は、手回り品運搬人に対する指導監督を適切に行い、手回り品運搬人によつて規定に違反する物品が車内に持ち込まれないようにしなければならない。

(手回り品の内容点検後の原状回復)

第399条 規則第307条第2項の規定により手回り品の内容点検をした場合において、その内容品が危険品又は規則第307条第1項ただし書第2号の規定による物品でないことが判明したときは、旅客鉄道会社の費用で荷造りを原状に復さなければならない。

(注) 費用の支弁については、荷物営業取扱基準規程第13条参照

(手荷物点検時における列車の変更の特殊取扱方)

第399条の2 規則第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検又は同条第3項の規定による協力の求めに応じたことによつて、列車に乗車することができなかつた場合(規則第307条第1項ただし書に定める物品を所持していなかつた場合に限る。)は第371条の規定による列車の変更の特殊取扱いをすることができる。

(無料手回り品の範囲の特例)

第400条 規則第308条第1項の規定にかかわらず、次の各号の場合は、手回り品を持ち込む列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、無料手回り品として車内に持ち込ませることができる。

- (1) 運動用具、娯楽用具又は楽器類であつて、長さが制限を超えるときでも、専用の袋又はケースに収納したもので、かつ、立てて車両において携帯できる程度の長さであるとき
- (2) 車イス(電動式は4輪に限る。)であつて、容積又は総重量が制限を超えるときでも、その長さ及び高さが120センチメートル、幅が70センチメートル程度のものであるとき

2 規則第308条の2第1項の規定は、旅客が次の各号に掲げる物品を車内に持ち込む場合には、適用しないものとする。

- (1) 運動用具、娯楽用具若しくは楽器類又は車イスであつて、前項各号に規定する制限内であるもの
- (2) 幼児又は乳児を随伴するために用いるベビーカー

(東京・博多間、博多・鹿児島中央間及び武雄温泉・長崎間の新幹線の特別急行列車における無料手回り品の取扱方等)

第 400 条の 2 規則第 308 条の 2 第 1 項の規定による指定券を所持する旅客に対して、次の各号の 1 に該当する取扱いを行つた場合は、運輸上支障がないときに限り、車内において、別に持込手数料を収受しないで、当該物品の持込みを認めることができる。

(1) 規則第 252 条の規定により利用施設の変更をする場合であつて、規則第 308 条の 2 第 1 項の規定による指定券相互間の変更を行つたとき

(2) 第 375 条又は第 377 条の規定による誤乗旅客に対する取扱いを行つたとき

2 規則第 308 条の 2 第 1 項の規定による指定券を所持する旅客に対して、第 371 条の規定による列車の変更の特殊取扱いをする場合で、満席等により当該指定券相互間の変更の取扱いを行うことができないとき又は事情気の毒と認められ、かつ運輸上支障がないときに限つて、第 371 条の規定による列車の変更の特殊取扱いを行つたうえで、別に持込手数料を収受しないで、乗車の取扱いをすることができる。この場合、旅客の所持する乗車券類の券面余白に、原券が規則第 308 条の 2 第 1 項の規定による指定券である旨を記入証明するものとする。

3 規則第 308 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、当該列車の指定席の座席車又は特別車両の座席が満席の場合その他係員が特に認めたときは、運輸上支障がないときに限り、旅客の 1 回の乗車ごとに持込手数料 1,000 円を収受したうえで、自由席を使用させて乗車を継続させることができる。

4 規則第 308 条の 2 第 3 項第 1 号の規定により無貨送還区間において新幹線手回り品保管場所を使用させる場合であつて、旅客が急行券を既に使用したときは、原乗車券類の券面に新幹線手回り品保管場所を使用させる区間を「何何間新幹線手回り品保管場所」の例により記入証明するものとする。

5 前各項の規定による場合、旅客が車内に持ち込んだ物品については、必要により、規則第 308 条の 3 第 2 項の規定による保管場所を使用させるものとする。

(有料手回り品の持込みの承諾等)

第 401 条 規則第 309 条の規定による有料手回り品の持込みについては、駅長において次により承諾を行い、普通手回り品料金を収受して、普通手回り品切符を交付する。

(1) 運輸上の支障を生ずるおそれがないことを確認して承諾する。

(2) 規則第 309 条第 1 項各号の条件を具備することを確認し、かつ、持込列車を指定して承諾する。

2 駅員無配置駅から乗車する旅客の持ち込む有料手回り品は、乗務員において承諾を行うものとし、持込みの承諾をしたときは、普通手回り品料金を収受して、普通手回り品切符に代えて車内普通乗車券又は車内補充券（普通手回り品切符に代わる証票を含む。）を交付する。

第 402 条 削除

(普通手回り品切符の設備)

第 403 条 普通手回り品切符の第 1 種専用切符は、社長の指定した駅に限つて設備し、その他の駅においては、普通手回り品切符の第 2 種共用切符の設備をするものとする。

2 普通手回り品切符の第 2 種共用切符は、一時預り切符の第 2 種共用切符として、相互に共用

するものとする。

(普通手回り品切符の取扱方)

第 404 条 普通手回り品切符又はこれに代わる証票は、普通手回り品料金を収受した駅又は乗務員において発行し、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 普通手回り品切符 (第 1 種)

ア 発行方

(ア) 有料手回り品 1 個ごとに 1 葉を使用し、旅客の申出等に基づいて必要事項を記入する。ただし、持込列車欄は、持込列車を指定した場合に限って記入するものとし、その他の場合は、まつ線を引くものとする。

(イ) 番号順に発行する。誤って飛番号のものを発行したときは、直ちに正当番号に復し、別に定めるところにより処理するものとする。

イ 処理方

旅客に交付する。

(2) 普通手回り品切符 (第 2 種)

ア 発行方

(ア) 有料手回り品の個数にかかわらず、旅客 1 人ごとに 1 通を使用する。ただし、2 人以上の同行旅客に対して同時に持込みの承諾を行つたときは、同行旅客に対し 1 通を使用することができる。

(イ) 表面上部の切符種別の字句のうち「一時預り」の字句にまつ線を引くほか、旅客の申出等に基づいて、各欄 (品名欄、住所氏名欄及び引渡年月日欄を除く。) に必要事項を前号アの (ア) に準じて記入する。この場合、普通手回り品料金は、料金(1)欄に記入するものとする。

イ 処理方

(ア) 甲片 別に定める当日の改札日報又は荷物収入日報に添附して審査課長に提出する。

(イ) 乙片 旅客に交付する。

(ウ) 丙片 自駅に保存する。

(3) 普通手回り品切符に代わる証票

車内普通乗車券にあつては、第 200 条の規定により、車内補充券にあつては、第 236 条から第 238 条までの規定によつて取り扱う。

2 普通手回り品切符の第 2 種共用切符の報告用片等を紛失その他の事由により再製し、又は写しを作成する場合は、本切符を使用し、運輸収入の取扱いに関する定めに準じて作成のうえ、丙片を除いて他の各片を審査課長に提出するものとする。

(注) 普通手回り品切符の出納については、別に定めるところによる。

(普通手回り品切符の入鋏等)

第 405 条 普通手回り品切符によつて有料手回り品を持ち込む場合は、持込みの際検査を行い、切符の下部に入鋏しなければならない。

2 旅客に交付した普通手回り品切符又はこれに代わる証票は、途中駅又は車内において、必要

と認められる場合は、普通手回り品と照合し、検査を行うものとする。

- 3 旅客が、区間変更等の取扱いを受けて乗車区間を変更した場合は、運輸上支障のない限り、有料手回り品の持込区間についても変更を認め、普通手回り品切符又はこれに代わる証票の表面余白に「持込区間を何駅までに変更」の例により記入して証明を行うものとする。
- 4 途中下車駅又は下車駅においては、普通手回り品切符又はこれに代わる証票と有料手回り品を照合したうえで切符又は証票を回収し、これを審査課長に提出しなければならない。

第 406 条 削除

第 407 条 削除

(普通手回り品料金の払いもどし)

第 408 条 普通手回り品料金は、次の各号の 1 に該当する場合に限って、払いもどしの請求に応ずるものとする。

- (1) 旅客の責任とならない事由により、有料手回り品の持込み前に旅行を見合せ又は中止したとき
 - (2) 規則第 282 条の規定により、有料手回り品の持込駅まで無賃送還の取扱いを受けたとき
- 2 前項の規定により普通手回り品料金の払いもどしをする場合は、普通手回り品切符又はこれに代わる証票を回収し、別に定める荷物運賃訂正通知書(以下「荷物運賃訂正通知書」という。)を発行して処理するものとする。ただし、荷物運賃訂正通知書の発行に代え、証票と引換えに払いもどし日報により処理することができる。

(手回り品持込みに関する規定違反を発見した場合の処理方)

第 409 条 手回り品の持込みに関する規定に違反して、物品を車内に持ち込み、又は持ち込もうとしたことを発見した場合は、規則第 312 条から第 314 条までの規定によるほか、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。

(1) 持込物品に対する処理方

ア 規則第 307 条から第 309 条までの規定に違反して物品を車内に持ち込み、又は持ち込もうとしたことを発見した場合は、これを車内に持ち込まないように旅客に適宜の措置をとらせるとともに、旅客の乗車中に発見したときは、最近の駅に下車させ、同様の措置をとらせるものとする。ただし、持込物品が規則第 307 条第 1 項ただし書に規定する物品以外のものであつて、旅客が不案内であり、かつ、乗車を継続させても支障がないと認められるときは、途中下車駅又は着駅までそのまま乗車させ、当該物品は、第 401 条第 2 項の規定に準じて有料手回り品として取り扱うことができる。

イ 前アただし書の規定にかかわらず、規則第 308 条の 2 第 1 項の規定に違反する物品であつて、旅客が不案内であり、かつ、乗車を継続させても支障がないと認められるときは、同第 308 条の 2 第 2 項の規定により取り扱つて、途中下車駅又は着駅までそのまま乗車させることができる。

ウ 規則第 314 条の規定による旅客運送の伴わない物品を発見した場合は、直ちにこれを取

りおろし、関係駅に通報のうえ処理する。

(2) 荷物運賃及び増運賃の適用及び收受方

ア 規則第 312 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による増運賃は、行商その他これに類似することを常時旅行の目的とする旅客が、規定に違反することを知りながら、あえて物品を持ち込んだと認められる場合に限って適用し、また、規則第 313 条の規定は、規定に違反することを知りながら、あえて物品を持ち込もうとした場合に限って適用する。

イ 荷物運賃及び増運賃を乗車券に表示された区間によつて計算する場合は、次による。

(ア) 乗車券に途中下車印（特別下車印を含む。）が押されているときは、その印の表示のある駅（2 以上の途中下車印（特別下車印を含む。）があるときは、着駅に最も近い駅の印の表示のある駅）から運送したものとして計算する。

(イ) 2 以上の乗車券を併用しているときは、全券片の最終着駅まで運送したものとして計算する。

ウ 荷物運賃及び増運賃を列車の運転区間によつて計算する場合で、乗車列車が判明しないとき又は併結列車であるときは、列車の運転区間の最も長いものによつて計算する。

エ 規則第 312 条第 2 項第 2 号若しくは第 3 号又は同第 313 条の規定に該当する場合は、当該区間を運送したものとして計算する。ただし、規則第 312 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の場合で、当該乗車券に当該区間における途中下車印（特別下車印を含む。）が押されているときは、イの(ア)の規定による。

オ 荷物運賃及び増運賃は、下車駅、着駅又は持ち込もうとした駅（規則第 314 条に規定する場合は、その処理駅）において、諸料金切符を発行して收受する。

(3) 使用した乗車券の処理方

規則第 312 条第 1 項第 1 号、同第 313 条又は同第 314 条の規定の適用を受けた旅客の所持する乗車券は、規則第 165 条の規定によつて処理する。

(増運賃の減免)

第 410 条 規則第 312 条から第 314 条までの規定により收受する増運賃について、特殊の事情があるため増運賃の減免を適当と認めるときは、社長の指示を受けなければならない。

(注) 旅客が、荷物運賃及び増運賃の支払に応じないときは、社長の指示を受けること。

(手回り品保管の取扱方)

第 411 条 乗務員が、旅客から手回り品の保管について依頼を受けた場合は、取扱上支障がないときに限って、これに応ずるものとする。

(準用規定)

第 412 条 第 180 条、第 189 条及び第 194 条から第 196 条までの規定は、普通手回り品切符について準用する。

第 11 章 携帯品の一時預り

(一時預りの取扱駅及び取扱時間)

第 413 条 一時預りの取扱いをする駅（自転車に対して一時預りの取扱いをする駅を含む。）は、社長が定める。

2 一時預りの取扱時間は、社長が定める。

(一時預りの取扱方)

第 414 条 携帯品の一時預りをするときには、次の各号によつて取り扱わなければならない。

- (1) 携帯品の長さ、容積、重量、種類及び性質が一時預りとして取り扱えるかどうかを確認する。
- (2) 荷造りが完全であるかどうかを確認する。

(一時預り品の一口扱い)

第 415 条 規則第 319 条ただし書の規定は、規則第 321 条第 2 項に規定する一時預り切符の第 2 種共用切符を発行する場合に限つて適用することができる。

第 416 条 削除

(一時預り切符の設備)

第 417 条 一時預り切符の第 2 種共用切符は、第 403 条に規定する駅に設備し、その他の一時預り取扱駅においては、同切符の第 1 種専用切符を設備するものとする。ただし、社長が指定した駅には、同切符の第 1 種専用切符及び第 2 種共用切符を設備することができる。

(一時預り切符の発行方)

第 418 条 一時預り切符の発行方は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 第 1 種専用切符

- ア 一時預り品 1 個ごとに 1 葉を使用する。
- イ 甲片及び乙片の預り日付印欄に、預り当日の日付印を押すか又は記入し、かつ、預け主に乙片裏面相当欄に住所及び氏名を記入させる。
- ウ 誤押印又は誤記により訂正した場合は、その箇所に駅長が認印を押す。
- エ 番号順に発行する。誤つて飛番号のものを発行したときは、直ちに正当番号に復し、別に定めるところにより処理する。

(2) 第 2 種共用切符

- ア 一時預り品一口ごとに 1 通を使用する。
- イ 表面上部の切符種別の字句のうち「普通手回り品」の字句にまつ線を引くとともに、必要事項を記入（料金欄は、預り当日分の料金を料金(1)欄に記入し、品名欄は、記入を要しない。）する。
- ウ 個数欄の記入を誤つたときは廃紙とし、新たに発行する。
- エ 乙片の住所氏名欄に、預け主に住所及び氏名を記入させる。

(一時預り切符の処理方)

第 419 条 一時預り切符の処理方は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 第 1 種専用切符

ア 甲片は、当日分の一時預り料を収受して預け主に交付し、乙片は、一時預り品にくくりつける。

イ 引渡しの際預け主から甲片を回収したときは、次によつて処理する。

(ア) 甲片及び乙片の所定欄に、引渡しの際収受した一時預り料の残額を記入する。

(イ) 甲片及び乙片の引渡日付印欄に、引渡当日の日付印を押すか又は記入する。ただし、預り当日中に引き渡した場合は、これを省略することができる。

(ウ) 乙片は、預り日順に整理して引渡した当日の荷物収入日報に添附して審査課長に提出し、甲片は、引渡日順につづり自駅に保存する。

ウ 在中品明細書によつて引渡しをしたときは、在中品明細書に一時預り切符番号、預り期間、料金額等を記入して甲片と同様に処理する。この場合、乙片にその旨を記入するものとする。

(2) 第 2 種共用切符

ア 甲片は、当日分の一時預り料を収受して預け主に交付し、乙片は一時預り品にくくりつけ、丙片は、預り当日の荷物収入日報に添附して審査課長に提出する。

イ 引渡しの際預け主から甲片を回収したときは、甲片及び乙片の料金(2)欄に、引渡しの際収受した一時預り料の残額を記入するほか、前号イの(イ)及び(ウ)に準じて処理する。

ウ 在中品明細書によつて引渡しをしたときは、前号ウによつて処理する。

2 一時預り切符の報告用片等の紛失その他の事由によりこれを再製し又は写しを作成する場合は、本切符を使用し、運輸収入の取扱いに関する定めに準じて作成のうえ、全片(一時預り切符の第 2 種共用切符にあつては、丙片を除く。)を審査課長に提出するものとする。

(一時預り品の保管方)

第 420 条 一時預り品は、倉庫、戸だな又は鎖錠のできる箱に収納して保管しなければならない。

2 2 個以上の携帯品を一口として取り扱つた場合は、一口を一括して保管し、他の一時預り品と紛れないようにしなければならない。

(一時預り品引取りの催告)

第 421 条 保管中の一時預り品で、その預り期間が 5 日に達したものに対しては、別表第 10 に掲げる文案による書面によつて、引取りの催告をしなければならない。

(一時預り期間を経過した場合の処理方)

第 422 条 預り日から 15 日を経過しても引取りのない一時預り品は、荷物事故処理手続(以下「荷物事故手続」という。)の定めるところによつて処理するものとする。

(一時預り品の公売処分取扱方)

第 423 条 一時預り品を公売に附する場合は、荷物営業規則(以下「荷物規則」という。)第 24 条

の規定を準用するほか、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 荷物規則第 23 条第 1 項本文の規定に該当する場合は、直ちに、期間を定め、預け主の指示を求める。
- (2) 荷物規則第 23 条第 1 項ただし書の規定に該当する場合は、社長の指示を受けたうえ、公売に附する。
- (3) 一時預り品を公売に附する場合の参加者及び立会者又は公売に附した後の報告書の提出方については、荷物事故手続第 35 条及び同第 36 条の規定を準用する。
- (4) 一時預り品を公売に附した場合は、直ちに預け主に公売代金の支払通知を発する。
- (5) 公売代金は、諸料金切符を発行して収受する。
- (6) 公売代金と一時預り料との差額は、荷物運賃訂正通知書を発行し、預け主に対して収受し、又は払いもどしをする。
- (7) 一時預り品に附着していた一時預り切符は、表面余白に「公売処分」と赤書きし、公売に附した日を引渡日付欄に記入し、この日に引渡しを完了したものとみなし、第 419 条の規定に準じて処理する。

2 一時預り品が無価値のため公売に附することができない場合は、前項の規定に準じて廃棄処分等の処理を行うことができる。

(注) 不取引の第 3 種事故荷物についての公売処分は、荷物事故手続の定めるところによる。

(一時預り品の引渡方)

第 424 条 一時預り品を引き渡すときには、規則第 323 条の規定によるほか、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 預け主の住所、氏名等を聴取して預け主に相違ないことを確かめる。
- (2) 預け主の提出した在中品明細書と現品とを対照する。
- (3) 正当権利者であると認めるときは、在中品明細書の下部余白に次のとおり記載させ、受領印を押させる。

上記の一時預り品を受け取りました。

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

- (4) 前号の規定により引き渡したときは、一時預り切符乙片の余白に「在中品明細書渡し」と赤書きし、在中品明細書は自駅に保存する。

2 規則第 323 条第 2 項の規定により保証書によつて一時預り品を引き渡すときは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 保証書の保証人は、当該駅と同一市町村（東京都区内にあつては、同一区又は隣接区内）に住所を有する者で、駅長において資力信用が十分であると認める者に限る。
- (2) 一時預り品を引き渡したときは、一時預り切符乙片の余白に「保証書渡し」と赤書きし、保証書は自駅に保存する。

(事故証明書の発行方)

第 425 条 事故証明書の発行方については、荷物事故手続の定めるところによる。

(第 3 種事故荷物の一時預り切符等の処理方)

第 426 条 荷物事故手続第 40 条の規定により、第 3 種事故荷物を資材センター所長等に送付する場合は、一時預り品に附着している一時預り切符は取り除き、その表面余白に「公告期間満了」と赤書きするほか、資材センター所長等に送付した日を、引渡し又は処理の完了した日とみなし、第 423 条第 1 項第 7 号の規定に準じて取り扱うものとする。

(一時預り品の押収又は差押えの場合の取扱方)

第 427 条 一時預り品を、押収に関する令状に基づいて司法警察職員に引き渡す場合は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 司法警察職員が呈示した押収に関する令状を確認する。
- (2) 押収一時預り品の受領の証として押収目録の交付を受けたときは、押収目録又は押収品目録に、一時預り品の預り月日、一時預り切符番号及び預け主の住所氏名の表示がないときは、その余白に記入しておく。
- (3) 一時預り品を引き渡す場合は、附着している一時預り切符を除去する。

2 前項の規定により一時預り品を引き渡した場合は、必要に応じ預け主に通知するほか、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。

- (1) 一時預り切符各片（第 1 種専用切符にあつては、乙片）の余白に押収の要旨を記入し、切符乙片の余白に駅長が公印を押す。
- (2) 一時預り品の一部が押収されたときは、改装のうえ一時預り切符をくくりつけて保管する。

3 前項の場合、改装のための費用を立て替えて支払ったときは、荷物運賃訂正通知書を発行して処理し、その乙片によつて預け主から収受するものとする。

4 前各項の規定は、一時預り品を、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）その他の法令に定める差押えに関する証票に基づいて収税官吏等に引き渡す場合に準用する。

(注) 押収に関する令状の名称は、「差押状」、「搜索状」又は「差押又は差押許可書」と、差押に関する証票の名称は、「国税（又は地方税）滞納者財産差押証票」となっている。

(準用規定)

第 428 条 第 180 条、第 189 条及び第 194 条から第 196 条までの規定は、一時預り品の取扱いについて準用する。

基準規程別表


別表第1（第18条の2）

施設の表示例

(1) 急行料金を収受する列車

列車	<p>ア 新幹線</p>  <p>イ ア以外の急行列車</p> <p>a </p> <p>b </p> <p>c </p>
----	--

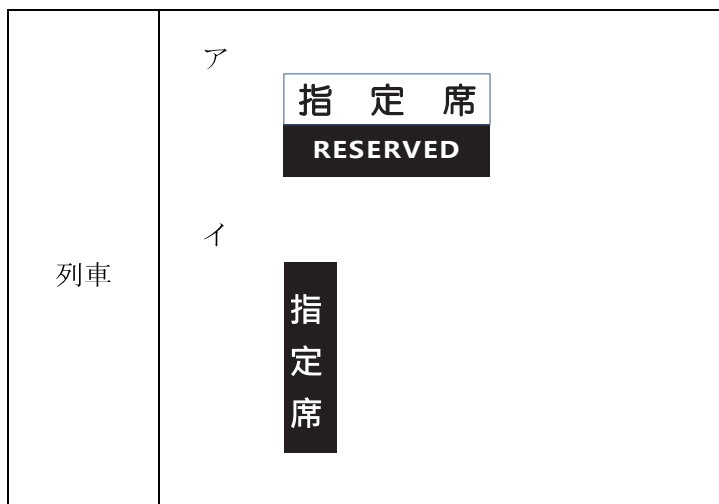
(2) 特別車両料金を収受する旅客車

旅客車	<p>ア グリーン車</p> <p>a  GREEN CAR</p> <p>b </p> <p>c </p> <p>d </p> <p>e </p> <p>イ グランクラス</p> <p></p>
-----	--

(3) 寝台料金を収受する寝台車

寝台車	<p>ア </p> <p>イ </p> <p>a 客車二段寝台用 ★★★★</p> <p>b 電車寝台用 ★★</p> <p>c 客車三段寝台用 ★</p>
-----	--

(4) 座席指定料金を収受する旅客車



(注) 必要に応じ、さ少の変更をすることができる。

別表第1の2 (第23条)

業務連絡書 No.		
連絡先	発行年月日	発行者所属氏名印
殿	年 月 日 時 分	(J R -) 印
連絡事項		
記事		

21cm

- 備考 (1) 甲及び乙の2片制の複写式とする。
 (2) 必要に応じ、連絡事項等を予め記入したものを使用することができる。

別表第1の3（第98条）

ご 案 内

新幹線（ 線）のダイヤが大変乱れておりますので、ただいま「遅れ承知特急券」を発売しております。

この特急券は、列車が所定の時刻より2時間以上遅れた場合でも、特急料金の払いもどしはいたしませんのでご了承ください。

駅 長

別表第2（第35条）

(1) 特別急行券発売通知書

ア 様式

特別急行券発売通知書

..... 月 日 駅発第 列車 号車

座 席 番 号	乗車区間		発 行 駅	座 席 番 号	乗車区間		発 行 駅
	から	まで			から	まで	
(中 略)							
記 事							

..... 駅長

14.8cm

21cm

- 備考 (1) この通知書の行数は、適宜増加することができる。
- (2) この通知書は、割当駅において発行するものの様式である。

イ 作成方

この通知書は、1旅客車ごとに1葉を作成する。

(2) 座席指定券の発売通知書

前号の特別急行券発売通知書の様式のうち「特別急行券」を「座席指定券」と置き換えたものとする。

(3) 寝台券発売通知書

ア 様式

寝台券発売通知書									
.....月.....日	駅発	第.....列車	号車			
寝台番号	乗車区間		発行駅	記事	寝台番号	乗車区間		発行駅	記事
	から	まで				から	まで		
(中 略)									
記事									
.....								駅長	

14.8cm

- 備考 (1) この通知書の行数は、適宜増加することができる。
 (2) この通知書は、割当駅において発行するものの様式である。

イ 作成方

この通知書は、1 旅客車ごとに 1 葉を作成する。

別表第 3 (第 73 条)

(1) へき地学校の生徒及び児童の場合

証 明 書	第 号
学校名	
所在地	
上記の学校は、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するへき地学校であることを証明する。	
年 月 日	
市町村教育委員会	
教育長	職印

(注) 証明書の有効期限は、当該年度の末日とする。ただし、教育委員会の事務の都合上 1 箇月延長した期日（4 月 30 日）とすることがある。

(2) 保育所等の児童の場合

証 明 書 第 号	
施設名	
所在地	
上記の施設は、児童福祉法第 39 条に規定する保育所として 年	
月 日	県児第 号によつて認可した児童福祉施設であることを
証明する。	
年 月 日	
都道府県知事	職印

備考 幼保連携型認定こども園にあつては、「児童福祉法第 39 条に規定する保育所」を「児童福祉法第 39 条の 2 に規定する幼保連携型認定こども園」に改めたものとする。

別表第 4 削除

別表第 5 (第 99 条)

表

12.8cm

国会議員指定席・寝台申込書			
氏 名	様		
駅から	駅まで	駅から	駅まで
月 日 時	分 秒	月 日 時	分 秒
列車名	号	列車名	号
指定席	寝台	指定席	寝台
駅から	駅まで	駅から	駅まで
月 日 時	分 秒	月 日 時	分 秒
列車名	号	列車名	号
指定席	寝台	指定席	寝台
<small>指定席又は寝台は、ご希望のものを○で囲んで下さい。 申込書に記入された個人情報は、申込内容、国会議員用指定席券・寝台券の利用資格の確認に使用します。</small>			
旅客鉄道会社			
下欄には、記入しないで下さい。			
(種類・番号)			
(収受額)			割引 コート
(発行年月日)	(発行箇所)	95	

9.1cm

別表第6 削除

別表第6の2 (第181条)

券種	コード 番 号	略号	コード 番 号	略号	コード 番 号	略号
出札補充 券・改札 補 充 券	1	乗車				
料金専用 補 充 券	1	幹 特 急	13	B 寝	25	H S
	2	幹 ① 特	14	A グ	26	H S ①
	3	幹 ② 特	15	B グ	27	G C
	4	特 急	16	座	28	G C S
	5	① 特 急	17	コ ン パ	29	K Z
	6	② 特 急			30	K Z G
	7	急 行	19	の ぞ み	31	幹 A グ
			20	の ぞ み ①	32	設 付 帯
			21	つ ば さ		
			22	こ ま ち		
	11	A 寝(個)				
	12	A 寝	24	か も め		
車 内 補 充 券	1	乗	13	幹 特 グ	25	の ぞ み
			14	A グ	26	の ぞ み ①
			15	B グ		
	4	別途	16	A 寝 台	28	か も め
			17	B 寝 台	29	H S
	6	幹 特 急	18	座	30	H S ①
	7	幹 ① 特	19	区 変	31	G C
	8	幹 ② 特	20	指 変	32	G C S
	9	特 急	21	種 変	33	K Z
	10	① 特 急			34	K Z G
	11	② 特 急	23	買 替	35	幹 A グ
	12	急	24	紛 失		

備考 一般用特別補充券の事由欄に事由を印刷する場合、第235条に定める略号は、必要に応じて少の変更をすることができる。

別表第7 削除

別表第8（第373条）



- 備考 (1) 紙質、字模様、着色、番号等は、普通乗車券に準ずる。
 (2) 発行の際、表面左端に発行年月日を表示する。

別表第9 削除

別表第10（第421条）

催告の文案（郵便はがき）

月 日貴殿からお預りの品は、
 本日で5日になりました。明日からは
 2倍の預り料を申し受けることになり
 ます。

月 日までにお引取りがないと
 きは、当方において処理しますから、至
 急お引取りください。

年 月 日

府 郡 局区内
 県 市

駅 長

電話 番